

国史跡船原古墳保存活用計画

平成30年3月

古 賀 市

はじめに

古賀市は、玄界灘に面する白砂青松の美しい海岸線や犬鳴山系の豊かな自然環境に恵まれ、先人によって守り伝えられてきた貴重な文化財も多数分布するまちです。

『第4次古賀市総合振興計画』では、「自然と歴史・文化の魅力を未来へつなぎ、こころやすらぐまち」を都市イメージの一つに掲げ、市民の財産である文化財の公開活用を進めています。

船原古墳は、6世紀末から7世紀初頭に築造された前方後円墳です。平成25年3月に、古墳に伴う1号土坑から豪華な金銅馬具をはじめ、質、量共に優れた遺物が発見されて話題となりました。平成28年10月3日には遺跡の価値が認められて古賀市初の国史跡の指定を受け、史跡地を公有化したところです。

このたび、史跡船原古墳を保存して次世代につなげ、市の財産として活用するための指針となる『国史跡船原古墳保存活用計画』を策定しました。この計画に基づいて、史跡船原古墳の価値を守り伝え、多くの方々に親しまれるものとするために保存活用を図り、これからのまちづくりに活かしていきます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご指導・ご助言を賜りました船原古墳保存活用計画策定委員会委員の皆様をはじめ、文化庁、福岡県教育庁の皆様、ご意見をお寄せいただきました市民の皆様、そして地元の谷山・小山田区の皆様など、関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

古賀市長

中村隆象

例 言

- 1 本計画書は、平成 29 年度に文化庁国庫補助の史跡等保存活用計画等策定費の交付を受けて実施した国史跡^{ふなぼる}船原古墳の保存活用計画策定の報告である。
- 2 本計画書は、平成 29 年 7 月 1 日に設置した「船原古墳保存活用計画策定委員会」及び文化庁文化財部記念物課、福岡県教育庁総務部文化財保護課の指導・助言に基づき作成した。
- 3 「船原古墳」は平成 28 年 10 月 3 日に指定された史跡の名称であり、史跡内の前方後円墳（旧名称船原 3 号墳）とこれに付随する土坑^{どこう}及び溝の呼称でもある。そのため、本書では史跡全体を指すとき「史跡船原古墳」もしくは「本史跡」と表記する。ただし、地図等で史跡の位置を示す場合は「船原古墳」と表記している。
- 4 本計画策定に関わる事務及び策定作業は、「船原古墳保存活用計画策定委員会」における審議結果を踏まえ、古賀市教育委員会教育部文化課文化財係森下靖士、甲斐孝司、岩橋由季が担当した。また、関連業務の一部を株式会社修復技術システムに委託した。
- 5 本計画書を発行するにあたり、関係機関及び関係者に多大なるご協力を頂いたことを謹んで感謝申し上げます。また、地域住民の方々には調査にご協力頂いたことを、この場を借りて御礼申し上げます次第である。

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 策定の体制	2
第3節 計画の対象範囲	4
第4節 他の計画との関係	5
第5節 法規制状況	8
第2章 古賀市の概要	11
第1節 自然環境	12
第2節 社会的環境	17
第3節 歴史的環境	22
第3章 史跡船原古墳の概要	29
第1節 指定の経過と概要	29
第2節 史跡船原古墳の概要	36
第3節 周辺関連遺跡の概要	47
第4章 史跡船原古墳の価値と構成要素	50
第1節 史跡船原古墳の価値	50
第2節 史跡船原古墳を構成する要素	51
第5章 現状と課題	55
第1節 現状	55
第2節 課題	58
第6章 基本理念	60
第7章 保存管理	61
第1節 保存管理の方針	61
第2節 計画対象範囲の区分	61
第3節 史跡の追加指定と公有地化	63
第4節 保存管理の方法	63
第5節 現状変更の取扱基準等	66
第8章 活用	68
第1節 活用の方針	68
第2節 活用の方法	68
第9章 整備	70
第1節 整備の方針	70
第2節 整備の方法	70
第3節 整備のための発掘調査	71

第10章	運営体制	72
第1節	運営体制の方針	72
第11章	保存活用スケジュール	73
第1節	保存活用スケジュール	73
第2節	保存活用計画の見直し	73
参考資料		
資料1	文化財保護法による現状変更等に関する手続きの流れ	75
資料2	文化財保護法、文化財保護法施行令（抜粋）	76
資料3	船原古墳保存活用計画策定委員会規則	88

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の目的

史跡船原古墳（以下、「本史跡」という）は、福岡県古賀市谷山・小山田の境となる丘陵上に位置する。平成8年度に農地改良工事に伴って古墳の発掘調査が行われたが（写真1-1）、古墳南側の水田から大量の遺物を埋納した1号土坑が確認されたのは、経営体育成基盤事業小野南部地区に伴う平成24年度の発掘調査においてであった。土坑からは、馬具・武器・武具・農工具等、総数500点を超える大量の遺物が発見され（写真1-2）、さらに墳丘外に当時の品物をまとめて穴に埋めた国内初の事例であったことから注目を集め、平成25年4月に行われた現地説明会には、市内外から約800人の見学者が訪れた（写真1-3）。古賀市は遺跡の重要性から関係機関と協議を重ね、平成25年度から3か年かけて重要遺跡確認調査を実施した。この結果、船原古墳が古賀市域唯一の前方後円墳であること、古墳に関連する土坑は7基もあることが確認された。

船原古墳は、前方後円墳の空白地帯であった古賀市域に、前方後円墳の築造が終焉を迎えつつある6世紀末から7世紀初頭に造られているという地理的・歴史的環境と、国内初の出土例も含む質、量共に豊かな遺物を納めた土坑を伴うことが評価され、平成28年10月3日の官報告示により、古賀市初の史跡となった。これは、1号土坑の確認から4年後のことである。

古賀市は、平成28年度に史跡指定範囲を広場整備用地も含めて公有地とし、翌29年度には遺跡の保護と史跡指定範囲の明示、公開を目的とした簡易的な広場整備を実施した。しかし、上記のように重要な歴史的資産である本史跡を次世代へ伝えていくために適切に保存すると共に、市内や近隣地域に点在する他の文化財や、観光・都市計画とも有機的に結び付け、様々な場面で広く活用される財産にしていくためには、古賀市が十分なマネジメントを進めていく必要がある。その第一歩として、船原古墳保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を中心に、史跡の価値と構成要素を明確化し、周辺環境を含めた史跡としての保存管理・整備・活用を図ることを目的に保存活用計画を策定するものである。



写真1-1 船原古墳全景
（平成8年度発掘調査時撮影）



写真1-2 平成25年4月19日調査記事
（朝日新聞 福岡版）



写真1-3 平成25年4月22日説明会記事
（朝日新聞 福岡版）

第2節 策定の体制

(1) 船原古墳保存活用計画策定委員会

本史跡では、発掘調査時から谷山北地区遺跡群文化財調査指導委員会を設置して、平成24年度から4年にわたる遺跡調査と文化庁への史跡指定の意見具申を行い、平成28年10月に史跡として文化財指定を受けた。今後は文化財の価値を明らかにし、保存管理・整備・活用に係る基本方針を定めるため、考古学・都市計画等の各分野の専門家と本史跡周辺に居住する住民の代表者からなる「船原古墳保存活用計画策定委員会」を設置した。

委員(会長)	河野雅也	西日本工業大学工学部教授	(都市計画)
委員(副会長)	重藤輝行	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授	(考古学)
委員	辻田淳一郎	九州大学大学院人文科学研究院准教授	(考古学)
委員	石山勲	日本考古学協会会員(元九州歴史資料館参事)	(考古学)
委員	荒牧丈明	古賀市谷山区副区長	(地元)
委員	吉瀬文明	古賀市小山田区区長	(地元)

指導助言	浅野啓介	文化庁文化財部記念物課史跡部門文化財調査官
	入佐友一郎	福岡県教育庁総務部文化財保護課企画係技術主査

事務局	長谷川清孝	古賀市教育委員会教育長
	清水万里子	古賀市教育委員会教育部部長
	星野美香	古賀市教育委員会教育部文化課課長
	森下靖士	古賀市教育委員会教育部文化課文化財係係長(担当)
	井英明	古賀市教育委員会教育部文化課文化財係業務主査
	甲斐孝司	古賀市教育委員会教育部文化課文化財係業務主査(担当)
	岩橋由季	古賀市教育委員会教育部文化課文化財係主事(担当)
	木村眞由美	古賀市歴史資料館館長

第1回船原古墳保存活用計画策定委員会

日時：平成29年10月13日

場所：リーパスプラザこが 歴史資料館研修室

内容：委員委嘱状交付

保存活用計画策定目的、保存活用の基本方針等の計画書の案について
現地視察

第2回船原古墳保存活用計画策定委員会

日時：平成29年11月10日

場所：リーパスプラザこが 歴史資料館研修室

内容：保存活用の基本理念、保存管理等の計画書の案について

第3回船原古墳保存活用計画策定委員会

日時：平成29年11月24日

場所：リーパスプラザこが 歴史資料館研修室

内容：計画書の案（全編）について

第4回船原古墳保存活用計画策定委員会

日時：平成30年2月9日

場所：リーパスプラザこが 歴史資料館研修室

内容：計画書の案（全編）について

（2）船原古墳保存活用計画策定庁内検討会議

本史跡は、古賀市において初めてとなる国指定文化財である。保存管理や活用については、市内部の関連部署において共有し、協力する必要性があることから、関係各課による庁内検討会議を組織し、保存活用計画の策定を進めることとした。

庁内検討会議参加部署

総務部経営企画課

総務部コミュニティ推進課

建設産業部農林振興課

建設産業部都市計画課

建設産業部商工政策課

教育部学校教育課

教育部生涯学習推進課

事務局

清水 万里子 古賀市教育委員会教育部部長

星野 美香 古賀市教育委員会教育部文化課課長

森下 靖士 古賀市教育委員会教育部文化課文化財係係長（担当）

井 英明 古賀市教育委員会教育部文化課文化財係業務主査

甲斐 孝司 古賀市教育委員会教育部文化課文化財係業務主査（担当）

岩橋 由季 古賀市教育委員会教育部文化課文化財係主事（担当）

（3）パブリックコメント

本史跡の保存活用計画について市民に幅広い意見を聴取し、より良い計画策定の参考とするため、パブリックコメントを募った。

閲覧・意見提出期間：平成29年12月22日～平成30年1月22日

意見提出方法：インターネットホームページならびに古賀市役所、サンコスモ古賀、リーパスプラザこが、古賀市隣保館「ひだまり館」で計画案を公開し、E-mail、ファックス、郵便、窓口で意見を受け付けた。

第3節 計画の対象範囲

保存活用計画策定における計画対象範囲（図1-1）は、既に史跡として指定を受けている範囲（以下「指定範囲」あるいは「指定地」という）と前方部推定範囲を含む指定範囲の北西側とする。

また、指定範囲の南西は、史跡に景観的な影響を与えることと、来訪者の利用に供するため計画対象範囲に加える。北西側前方部の調査が行われ、墳端や前方部の形状等が確認された場合には、西側にも想定される前方部を含む範囲を計画対象範囲に拡大することを検討する。

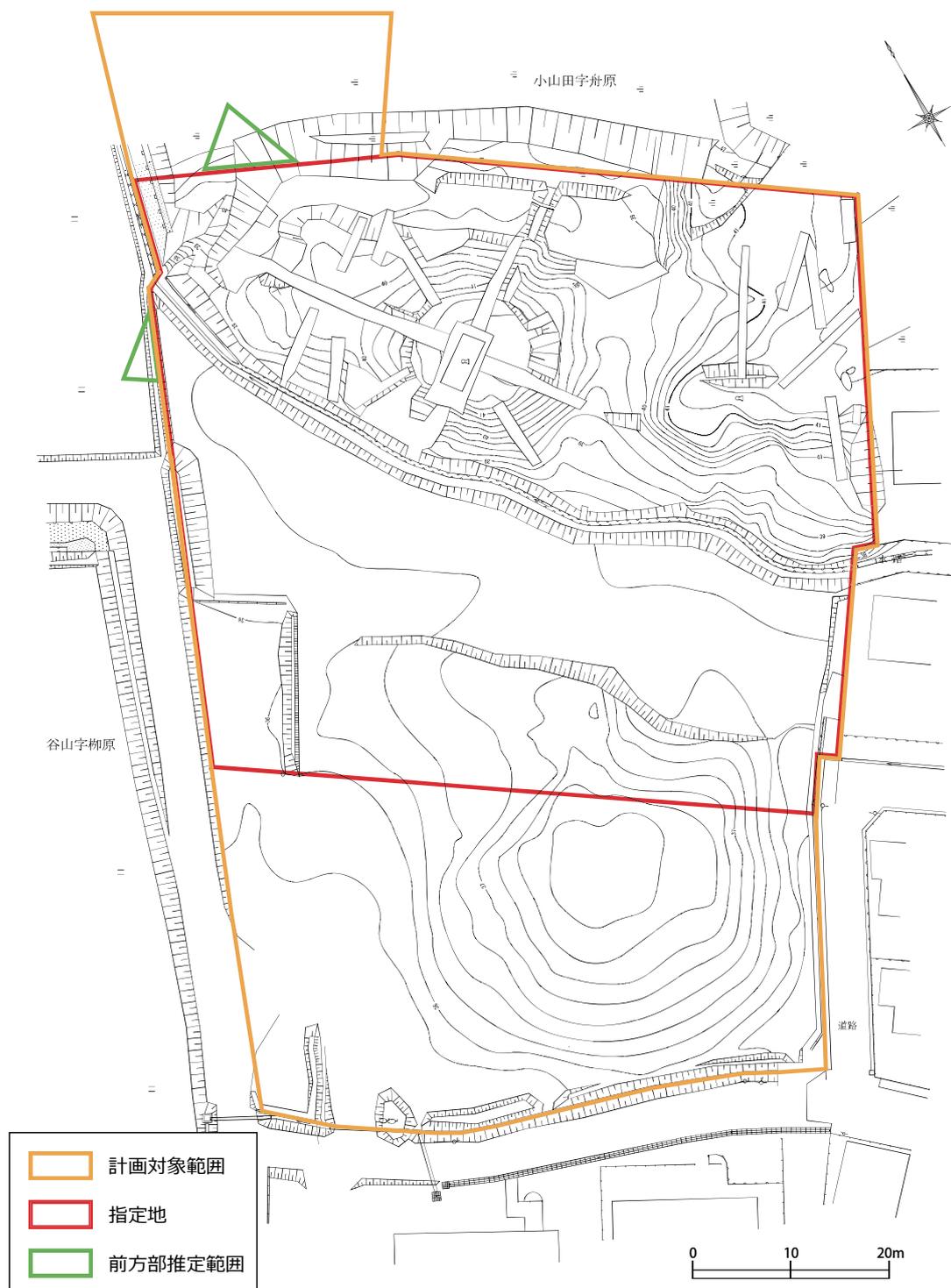


図1-1 計画対象範囲図

第4節 他の計画との関係

本史跡は文化財保護法（法律第214号）を基にその保存と管理が行われるものであるが、古賀市の上位計画である古賀市総合振興計画の基本理念などに則した保存管理や活用を進める必要がある。また、土地利用に関する諸計画や生涯学習、観光など、活用に関する計画についても配慮する必要があるため、ここで保存・活用に関わる計画等について整理する。

（1）第4次古賀市総合振興計画（平成24年度～平成33年度）

古賀市の最上位計画である第4次古賀市総合振興計画は、古賀市が目指すべきまちの将来像を掲げた基本構想と、その実現方針を示した基本計画で構成されている。船原古墳保存活用計画も、この第4次古賀市総合振興計画に基づいて策定されるべきものであるため、以下関連する箇所についてまとめる。

●基本構想

基本構想では、目指すべきまちの将来像として次のような都市イメージを掲げている。

○都市イメージ

つながり にぎわう 快適安心都市 こが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～

- ・人やモノが集い、活気にあふれ、にぎわうまち
- ・自然と歴史・文化の未来へつなぎ、こころやすらぐまち
- ・こころ豊かに学び、人や地域がつながり、支えあうまち
- ・快適で住みやすく、安心して元気に暮らせるまち

また、基本構想の中では、古賀市の自然環境や地理的条件を踏まえ、土地利用の六つの方針を掲げている。そのうち、本史跡が所在する谷山・小山田区には、次の二つの土地利用方針が関連する。

（3）都市計画区域外における適時、適切な土地利用の規制

船原古墳は都市計画区域外の準都市計画区域に含まれるが、都市計画区域外では「計画性に乏しい開発や住宅地・工場などとの用途の混在が今後進行しないように、開発動向や関連法令、地域の実情などを踏まえながら、適時、適切な土地利用規制を図り」「その効果を踏まえ、都市計画区域への編入については再検討し、適切な土地利用に取り組む」ことが述べられている。

（5）豊かな自然との共生

船原古墳は自然豊かな地域に位置しているが、古賀市では「大都市近郊にありながら豊かな自然を有するという特性を生かし、海岸、河川、森林、農地、ため池などを適切に保全・整備し、次世代へ継承していく」ことが述べられている。

●基本計画（後期基本計画）（平成29年度～平成33年度）

基本計画では、基本構想で示した都市イメージを実現するために、七つの基本目標とその達成のために取り組む施策を政策別に示している。そのうち、以下二つの基本目標が本史跡と関連する。

基本目標 1 「活気とにぎわいあふれるまちづくり」

設定されている三つの政策のうち 1-3 観光の振興では、主な施策の中で本史跡をはじめとした史跡や歴史、伝統行事など有形無形の文化的資源や豊かな自然に光をあて、観光資源として生かすことがうたわれている。

基本目標 3 「こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり」

設定されている五つの政策のうち 3-4 文化芸術の創造・継承では、国史跡として指定を受けた本史跡を含む文化財を保存し、市民の誇りとして未来に引き継ぐことが求められていることを課題とし、文化財が市民に適切に公開・活用され、ふるさと古賀の歴史・文化に親しむ機会を増やすために、文化財の公開活用を進めることが施策に盛り込まれている。

政策 1-3 と政策 3-4 は後期基本計画の冒頭で示される重点プロジェクトの「地域活性化プロジェクト」の推進施策となっている。

(2) 古賀市教育大綱 ー教育立市こがー (平成 27 年度～)

古賀市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の協議・調整を行い、その目標や施策の根本となる方針を定めた古賀市教育大綱では、「こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり」を基本理念に、第 4 次古賀市総合振興計画に基づいた九つの基本目標を設定している。そのうち、次の基本目標が本史跡と関連する。

(5)生涯学習機会の提供や、相互に学びあう環境づくりの促進

人間の生涯にわたって行われる生涯学習機会の充実を図ると共に、学びの場づくりを意識して環境づくりを進めていくことが掲げられている。具体的な目標と方策については、第 2 次古賀市生涯学習基本計画（平成 26 年度～平成 35 年度）で示されている。

(6)市民の特色ある文化芸術活動の振興

古賀市文化芸術振興計画（平成 26 年度～平成 35 年度）に基づき、市民が主体となって文化芸術活動を行う「市民共働型」の文化芸術振興を行うとしている。また、全ての世代の人が文化芸術を楽しく、身近なものに感じられるよう文化芸術活動の振興を図ることが掲げられている。

(8)文化財と地域固有の歴史・伝統の保存と次世代への継承

国史跡に指定された船原古墳の学術的評価が高く国内外からも注目を集めていることを受けて、「船原古墳を古賀市の宝として次世代へ受け継いでいくために、計画的な保存・整備・公開活用を進め、遺跡は船原古墳と一体的に整備し、史跡公園として機能するよう各種計画の策定を行う」ことが明記されている。

(3) 都市計画マスタープラン（平成 21 年度～平成 42 年度）

古賀市のまちづくりに必要な土地利用や建物のルール、都市施設の配置などを長期的・総合的に考えながら、市の健全な発展と秩序ある整備を行うために都市計画の基本的方針として定めた都市計画マスタープランでは、古賀市の都市構造を、①うみ（海岸部の海浜・松林）、②まち（住宅・工場・商業などの市街地）、③さと（田畑を中心とする里地里山地域）、④やま（標高概ね 150～600m の山林区域）に区分している。

このうち、本史跡が含まれる“さと”については、ゆとり環境と地域資源（営農環境と居住環境との調和、自然や里山のゆとりある景観、歴史性を有する地域資源など）を保つ都市づくりを行い、利便性と活力（公共交通の利便性、教育・医療・福祉施設の集積、商・工業などの産業の集積）をもつ“まち”をつなぐネットワークづくりを行うとの目標を掲げている。

(4) 美しいまちづくりプラン（景観基本計画）（平成 23 年度～平成 33 年度）

市民、事業者、行政が共働して古賀市の景観を守り育て、創り活かしていくための基本指針を定めた美しいまちづくりプラン（景観基本計画）では、景観まちづくりの基本理念を「地域に愛着を持ち誇りうる景観まちづくり」と定めている。これを踏まえ、より具体的な景観形成イメージの共有化を図るため、古賀市の景観資源を「緑地景観」「水辺景観」「里山・田園景観」「歴史・文化的景観」「都市的景観」の五つに区分し、これに基づいた部門ごとに景観形成の方針を整理している。

本史跡が位置する谷山・小山田区は、田園地帯の里山であり古くからの農村集落であることから「里山・田園景観」に含まれると考えられる。また、国史跡である本史跡の整備を通じて「歴史・文化的景観」として位置づけられることが考えられる。

「里山・田園景観」では、「原風景となる里山・田園景観を守り受け継ぐ景観まちづくり」を方針と定め、田園環境の維持・保全、里山・田園環境を調和した環境形成の推進、里山環境の維持・保全を施策の方向としている。

「歴史・文化的景観」では、「地域固有の歴史文化を守り伝える景観まちづくり」を方針とし、歴史的景観資源の維持・保全の継続と活用、歴史的資源の発掘・魅力づくりの推進、地域の伝統行事等の継承を施策の方向としている。

なお、景観法に基づく景観条例の制定及び景観計画の策定は平成 30 年度を目指している。

(5) 古賀市公共空間景観形成ガイドライン（平成 24 年～）

景観法や美しいまちづくりプランを受けて、公共施設などの景観デザインを適切に誘導し、古賀市の良好な景観まちづくりを推進することを目的に作成された古賀市公共空間景観形成ガイドラインでは、次の四つの景観デザインに関する基本的な考え方を掲げている。

- ①自然と緑を活かした景観づくり
- ②地域の特性に配慮した景観づくり
- ③長く親しまれる景観づくり
- ④ユニバーサルデザインの理念に基づく景観づくり

この考え方にに基づき、道路、公園・緑地、水辺・河川、公共建築物などの施設ごとに景観デザインにおいて配慮すべき事項をまとめている。

(6) 第2次古賀市環境基本計画（平成26年度～平成35年度）

古賀市の将来の環境を見据えながら、市民、事業者、行政などの共働による持続可能なまちづくりを推進するため、第2次古賀市環境基本計画では、「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環のまち こが」を「めざすべき環境像」とし、その実現のために六つの環境分野ごとの環境目標を設定している。

そのうち「都市環境」では「緑・歴史・風景の「調和」」が環境目標に掲げられており、その中の「B. 歴史・文化的景観の保全と活用」においては、「古賀市の自然環境と密接に結び付き、重要な構成要素の一部になっている、遺跡・史跡や地域の文化財などの文化的遺産について、周辺の自然環境との一体的な保全・活用を図るため、継続した調査研究を行うと共に、市民が身近に親しめるための文化財めぐりの実施など、歴史的景観の保全と活用に努める」ことが方向性とされている。さらに、その具体的施策内容では、本史跡を例に挙げ、重要遺跡に関する調査・保存・整備を推進することがうたわれている。

第5節 法規制状況

古賀市内には、都市計画区域、準都市計画区域、農業振興地域、自然公園、国有林、保安林、地域森林計画対象民有林などの土地利用に関する法規制がある（図1-2、表1-1）。

本計画対象範囲は、平成30年3月時点では準都市計画区域に該当する。また、都市計画において準都市計画区域内の特定用途制限地域（田園居住地区）がかけられている（図1-3、表1-2）。

農業振興地域農用地区域は平成26年8月22日に除外された。

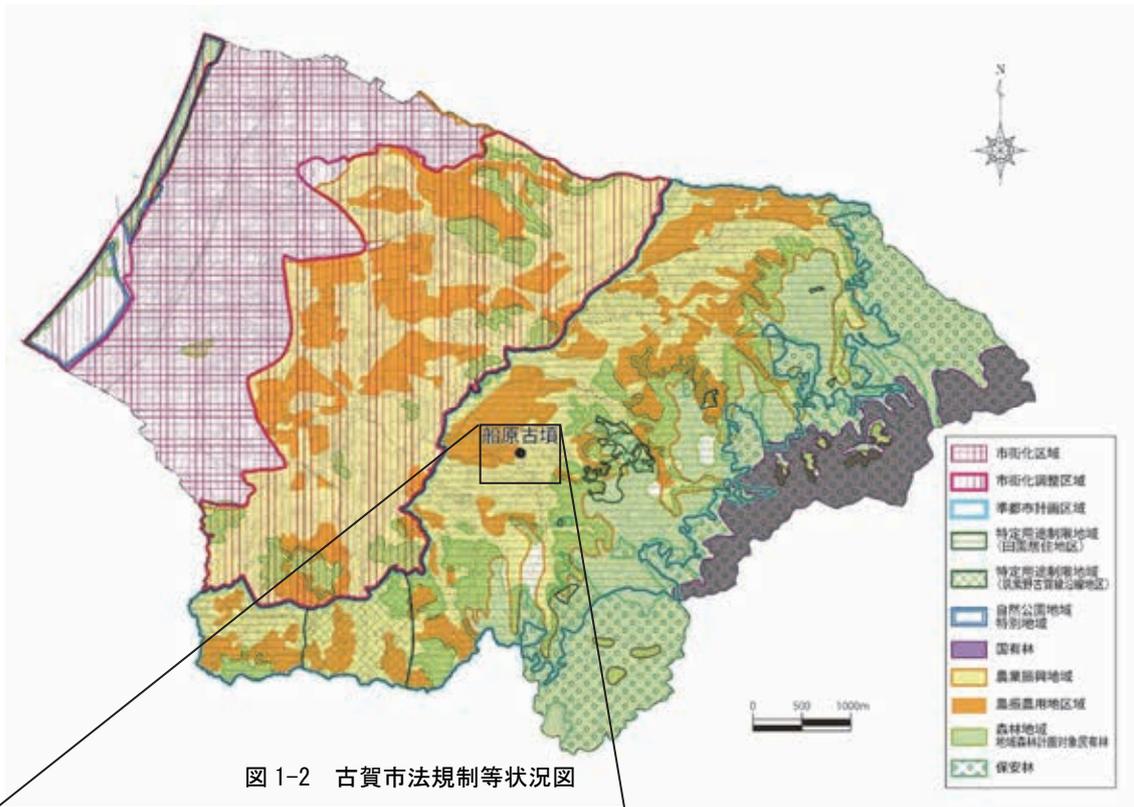


図 1-2 古賀市法規制等状況図

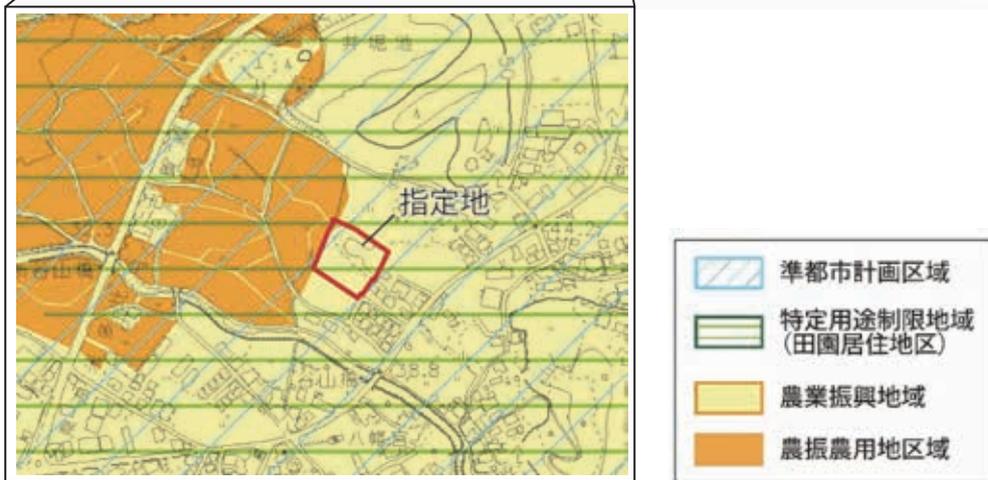


図 1-3 指定地周辺拡大図

表 1-1 土地利用規制法等による行為規制の一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
都市計画法	準都市計画区域	許可 届出先 ①県建築都市部都市計画課 (市都市計画課) ②福岡県土整備事務所 (市都市計画課)	①開発行為 3,000 m ² 以上の開発行為（建築物・工作物を設置する目的で行う行為）について許可が必要。ただし、3,000 m ² 以上の開発行為であっても、農林漁業用倉庫などの建築を目的として行われる開発行為は許可不要。 ②建築規制 建築物を建築（10 m ² 以内の増築は除く）する場合は、建築基準法に基づき、着工前に建築確認申請を提出し、確認済証の交付を受けなければならない。また、工事が完了したときは、検査を受ける必要がある。 形態規制：容積率 200% 建ぺい率 60% 道路斜線制限と隣地斜線制限も適用される。	罰金

表 1-2 特定用途制限地域の規制内容

<田園居住地区>

		建築できる建物	建築できない建物
住宅等		(1) 住宅、共同住宅、兼用住宅、寄宿舎、下宿	—
店舗等		(2) 店舗、飲食店等（床面積の合計が500㎡以内のもの） ※ただし、農林業関係の施設のうち規則で定めるものは面積制限なし。	(2) 店舗、飲食店等（床面積の合計が500㎡を超えるもの） ※ただし、農林業関係の施設のうち規則で定めるものを除く。
事務所等		(3) 事務所等（床面積の合計が500㎡以内のもの）	(3) 事務所等（床面積の合計が500㎡を超えるもの）
ホテル等		(4) ホテル、旅館	—
風遊俗戯施設等		—	(5) ボーリング場、スケート場、水泳場等 (6) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所、カラオケボックス等 (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場等 (8) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等 (9) 個室付浴場等
学校・図書館・図		(10) 図書館等（床面積の合計が3,000㎡未満のもの） (11) 大学、高等専門学校、専修学校等（学生数が500人未満のもの） (12) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校	(10) 図書館等（床面積の合計が3,000㎡以上のもの） (11) 大学、高等専門学校、専修学校等（学生数が500人以上のもの） (13) 自動車教習所
病院等		(14) 病院（病床数が200床未満のもの） (15) 診療所	(14) 病院（病床数が200床以上のもの）
福祉施設		(16) 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等（収容人数が200人未満のもの） (17) 老人福祉センター、児童厚生施設等（収容人数が200人未満のもの）	(16) 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等（収容人数が200人以上のもの） (17) 老人福祉センター、児童厚生施設等（収容人数が200人以上のもの）
公共施設		(18) 巡査派出所、一定規模以下の郵便局等 (19) 神社、寺院、教会等 (20) 公衆浴場等	—
工場・倉庫等	車庫等	(21) 建築物附属自動車車庫（築造面積が600㎡以内、かつ1階以下のもの）	(21) 建築物附属自動車車庫（築造面積600㎡を超えるもの又は2階以上のもの） (22) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く）
	倉庫等	(23) 倉庫（床面積の合計が500㎡以内のもの） ※ただし、農林業関係の施設のうち規則で定めるものは面積制限なし。 (25) 畜舎	(23) 倉庫（床面積の合計が500㎡を超えるもの） ※ただし、農林業関係の施設のうち規則で定めるものを除く。 (24) 倉庫業を営む倉庫
	工場等	(26) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の作業場の床面積が50㎡以内のもの） ※ただし、(26)、右欄の(27)(28)(29)の工場のうち、農林業関係の処理又は加工に必要な施設のうち規則で定めるものは建築可能です。	(26) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の作業場の床面積が50㎡以内のものを除く） (27) 危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場 (28) 危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場 (29) 危険性が大きい又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場 ※ただし、(26)～(29)については、農林業関係の処理又は加工に必要な施設のうち規則で定めるものを除く。 (30) 自動車修理工場 (31) 産業廃棄物処理施設
	危険物の量	(32) 危険物の貯蔵又は処理の量が非常に少ない施設 ※ただし、右欄の(33)(34)(35)の施設のうち、ガソリンスタンドの給油所は建築可能です。	(33) 危険物の貯蔵又は処理の量が少ない施設 (34) 危険物の貯蔵又は処理の量がやや多い施設 (35) 危険物の貯蔵又は処理の量が多い施設 ※ただし、(33)(34)(35)については、ガソリンスタンドの給油所を除く。
工作物	※右欄以外	(36) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュャープラント等	

<準都市計画区域>

都市計画区域の指定がない区域であっても、相当数の建築物等の建築又はこれらの敷地の造成が現に行われていたり、または将来行われると見込まれる区域で、そのまま土地利用を整理し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる場合、指定することができる一定の区域。

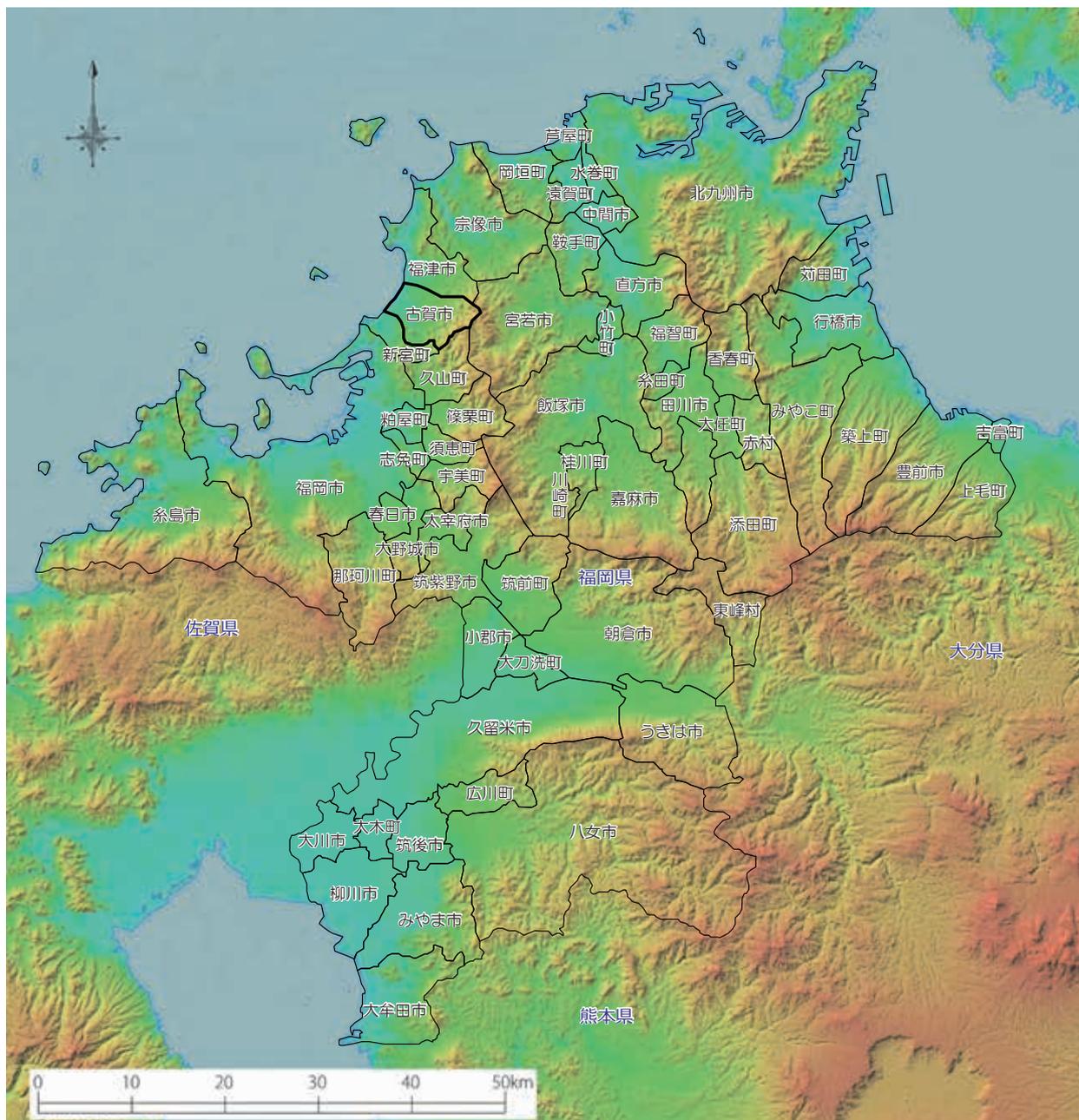
<農業振興地域>

農業振興地域は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、国が策定した農用地等の確保等に関する基本方針に基づき、県が農業振興地域整備基本方針を定め、これに基づき県が農業振興地域を指定するもの。

第2章 古賀市の概要

古賀市は福岡県の玄界灘に面した北西部にあり（図 2-1）、総面積は 4,207ha である。東は古賀市最高峰の西山（644m）を境に宮若市と接し、南東部の犬鳴山系では久山町、南西は新宮町、北東は福津市と接している。海や山の自然に恵まれ、九州最大の都市福岡市の中心部から約 15km と近接し、北九州市からは約 40km の位置にあり、経済、流通、交通の面でも充実している。

江戸時代、古賀市には「唐津街道」が通っており、現在の町川原に「青柳宿」と呼ばれる宿場があるなど、古賀市は昔から交通の要衝となっていた。



地理院地図（電子国土 Web）より

図 2-1 古賀市位置図

第1節 自然環境

(1) 地形概況

本市は、北西に玄界灘を臨む扇状に広がった形状の市土を有し（図2-2）、東南の犬鳴山系には古賀市の最高峰西山（644m）を中心に400～500m級の山々が連なる。また、南には立花山系尾東山などの低山地、西部には独立した鹿部山があり、北には福津市との境に丘陵地がある。また、市中央部は西側へ傾斜する平野部に田園地帯が、西部は砂浜の自然海岸が広がるという自然に恵まれた地域である。

河川については、北に中川、南には犬鳴山系及び立花山系を源とした大根川、青柳川が合流して花鶴川となり玄界灘に注いでいる。

海岸線は白砂青松が連なり、玄海国定公園に指定されている。

指定地は、古賀市域の東側にそびえる犬鳴山系のおおめくぼり麓に位置し、大根川と青柳川に挟まれた沖積平野を見渡せる丘陵上に位置する。

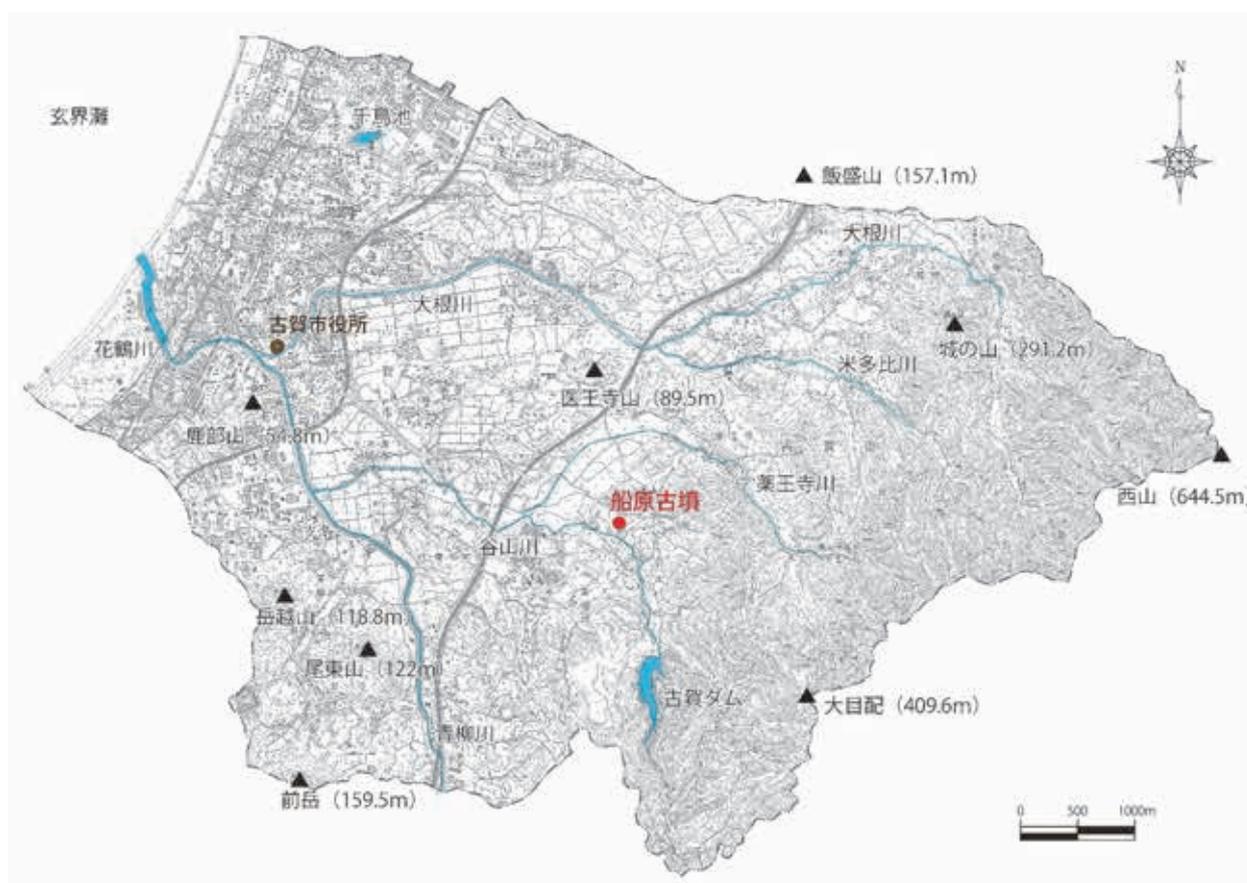


図2-2 古賀市地形概要図

(2) 地質

古賀市の地質は、古生代から新生代にわたって形成されている（図 2-3）。基盤岩は犬鳴山系の三郡-蓮華変成岩、南北の丘陵部は中生代の花崗岩、及び堆積岩などから構成されており、その他は洪積統～沖積統の未固結堆積物からなっている。また、沿岸部は広範囲にわたって砂丘・砂堆に覆われている。

三郡-蓮華変成岩は主として塩基性の凝灰質変成岩で、緑色片岩、角閃緑色片岩、角閃岩の3種類に分けられる。また、犬鳴山系の大目配など尾根上には前期白亜紀の堆積岩があり、1億年以前の太古は湖底であったことがわかる。また、青柳川の犬鳴山系側には第三紀層が一部分布している。

北部九州には花崗岩が広く分布しており、市内の花崗岩の分布は尾東山、岳越山、鹿部山の南部丘陵、医王寺山、新原の中部丘陵、飯盛山、愛宕山等の北部丘陵に見られる。花崗岩は風化が進み、表土は真砂土になっている場合が多い。

洪積層の分布は、旦の原の溜池付近から浦田・千鳥の北部丘陵一帯及び中部丘陵の茶山付近に分布している。これらの層は、段丘上の堆積物である。また、西部の海岸から 1km 程には海岸砂丘地形も見られる。

沖積層は犬鳴山麓に広がる扇状地や花鶴川一帯の三角洲平野及び砂丘地域となっている。

指定地は花崗岩類に属する丘陵に位置している。

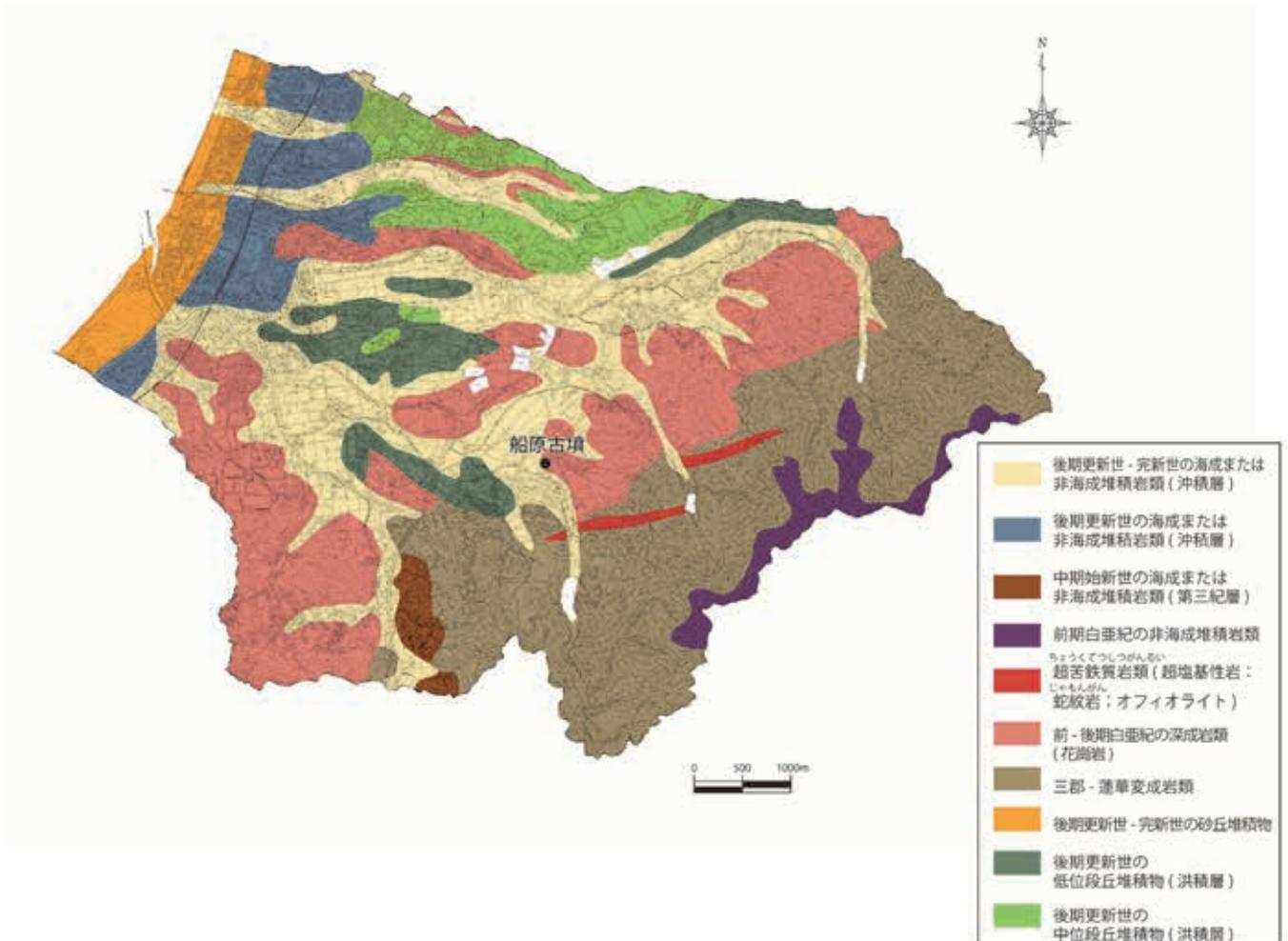


図 2-3 古賀市地質概要図（産総研地質調査総合センター、20 万分の 1 日本シームレス地質図より）

(3) 気象状況

古賀市は、比較的温暖な気候に恵まれており、気温や年間降水量は県の平均を若干上回る程度である。

古賀市に最も近い宗像観測所（アメダス）の平成28年気象データ（図2-4）を見ると、平均気温は16.9℃で、7、8月の平均気温は25℃を超え最も高く、1、2月が6℃台と最も低くなっている。過去10年間を見ると、年間平均気温が15.5℃から16.9℃と16℃前後で推移している。

降水量については、過去10年の平均（図2-5）では1,759.6mmであり、平成28年が2,151.5mmと比較的多くなっている。

気温と降水量共に、平成28年が過去10年間で最も高くなっている。

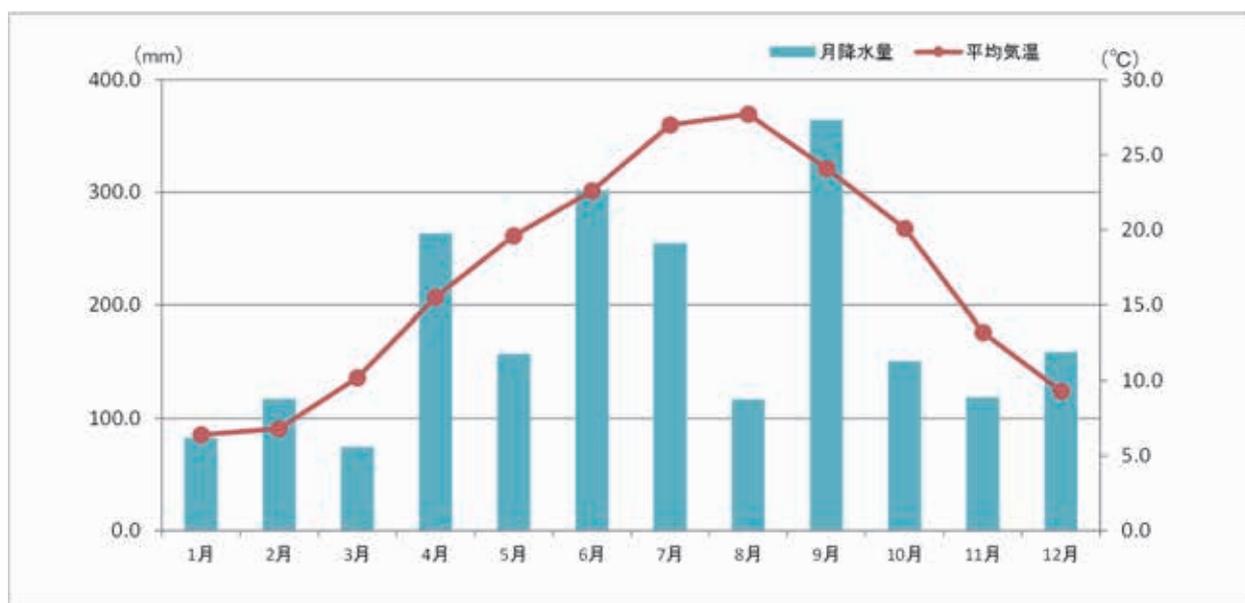


図2-4 平成28（2016）年 月別平均気温と降水量（資料：気象庁 HP 宗像観測所）



図2-5 過去10年間の平均気温と降水量（資料：気象庁 HP 宗像観測所）

(4) 動植物

1) 植物

古賀市の西には玄界灘から中央に位置する平野、東には標高 400m を超える西山をはじめ、犬鳴山系の山が連なり、海から山まで多様な自然環境がある。このような地理的条件を受けて成立する植生（図 2-6）の内、多くは人の営みと共に成立した、スギ・ヒノキ植林、果樹園などが里地里山を形成している。ただし、自然性が高いものとして、西山をはじめ、犬鳴山系の尾根に沿った地域に存在するシイ・カシや河内池^{こうちいけ}周辺の常緑広葉樹自然林、海岸部の海岸砂丘草原などは一部残される。その他、特筆すべき植物群落として、千鳥ヶ池^{ちどりがいけ}が福岡県指定天然記念物のツクシオオガヤツリの北限自生地となっているほか、海岸線には松林が連なり、玄海国定公園に指定されている。

また、福岡県レッドデータブックに記載されている希少な植物 5 種の生育が確認されている。

指定地周辺は水田及び住宅地などで、北側にはスギ、ヒノキ、クロマツ、モウソウチクなどの樹林地（写真 2-1）となっている。また、指定地から東側 500m にある小山田斎宮のイチイガシをはじめとした社叢は福岡県指定天然記念物である。



写真 2-1 指定地北側の樹林地

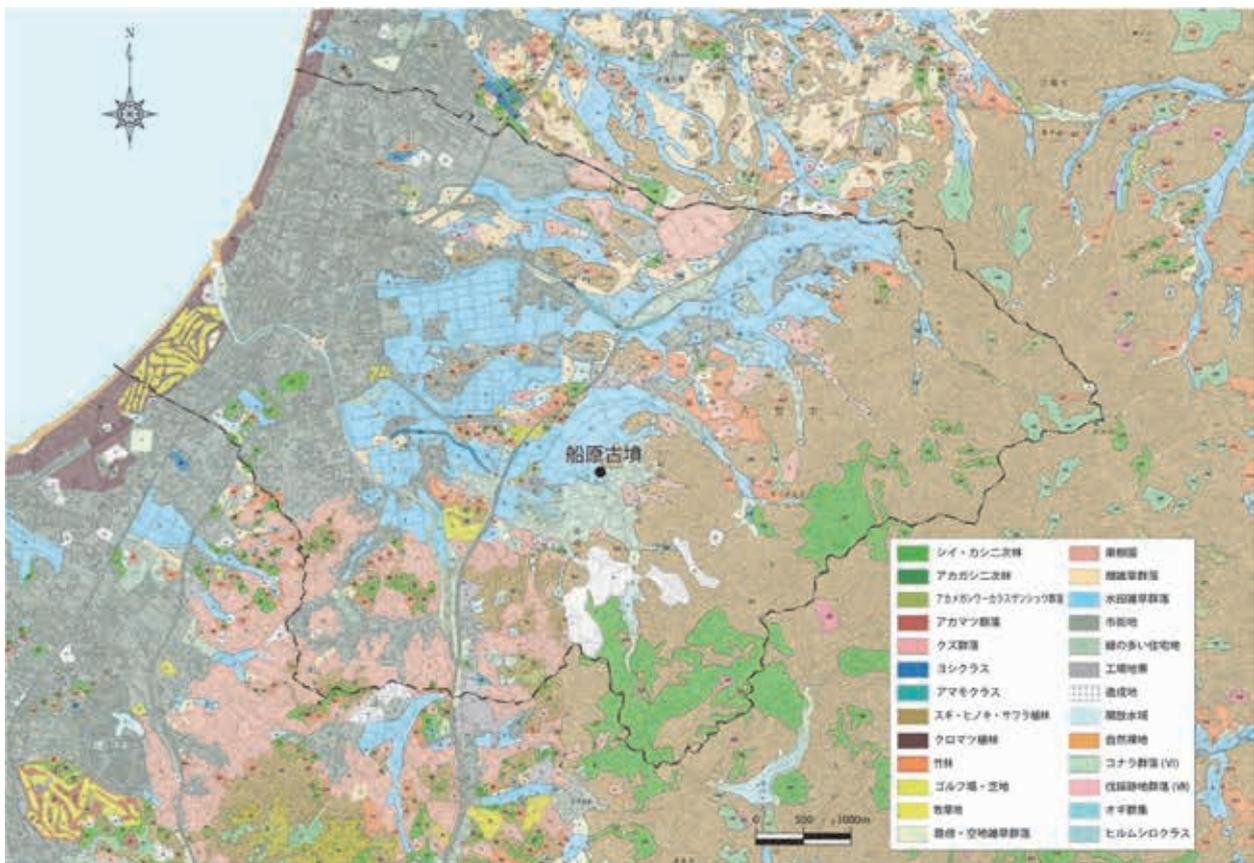


図 2-6 現存植生図（自然環境保全基礎調査：環境省）

2) 動物

哺乳類では海岸沿いの松林で、コウベモグラのほかチョウセンイタチ、アカギツネ、ホンドタヌキ、ニホンザルなどの生息が見られるが、市街地や田園地帯では生息種が少なく、大半は東部から南部にかけての山間部や山麓部に集中している。

鳥類では海岸沿いの松林、千鳥ヶ池公園周辺、鹿部山公園、中部の田園地帯、ため池周辺、東部の山地などに、冬になると渡ってくるケリが戦後によく見られるようになった。周辺市町でも古賀市は局地的に越冬する場所となっている。

爬虫類・両生類は中部の田園地帯のため池や河川、水路、東部の山地が生息域で、爬虫類が11種、両生類が10種確認されている。

昆虫類ではスタジイなど常緑広葉樹林に生息する昆虫類に代表されるが、市内には多様な自然環境があり、温帯性落葉広葉樹林を好む昆虫類も多く生息し、河川にはトンボやホタルなども豊富に生息している。

陸産貝類は神社の社叢などに多く生息しているが、竹類の生育域拡大により生息域が減少するおそれが高くなっている。

魚類では48種が確認され、汽水域では35種（うち淡水魚7種）、淡水域では18種（うち淡水魚14種）が確認されている。大根川水系淡水域の堰の湛水部にはメダカが豊富に生息している。また、外来魚のオオクチバス、タイリクバラタナゴ、ブルーギルも確認されている。

古賀市内に生息する各種の動物でも、下表(表2-1)に示す種が絶滅危惧等にあげられている。

指定地周辺は田園地帯と山麓部の境であり、コウベモグラ、ノウサギ、タヌキ、マムシ、ヤマカガシなどが生息している。また宅地等をはさんだ小山田斎宮付近の山地では、テン、キツネ、イノシシ、シカの生息も確認されているが、ニホンザルは確認されていない。

表2-1 古賀市内のレッドデータブック（動物）

種 類	福岡県RDB カテゴリー	和 名
哺乳類	準絶滅危惧	ニホンイタチ、ニホンザル
鳥類	絶滅危惧ⅠA類	チュウヒ、サンショウクイ
	絶滅危惧ⅠB類	ヤイロチョウ、ヘラサギ
	絶滅危惧Ⅱ類	サンコウチョウ、ハヤブサ、イカルチドリ
	準絶滅危惧	チュウサギ、オオヨシキリ、オシドリ、サシバ、タマシギ、ケリ
爬虫類	準絶滅危惧	ジムグリ、ニホンイシガメ
両生類	絶滅危惧ⅠB類	トノサマガエル
	絶滅危惧Ⅱ類	ニホンアカガエル、ヤマアカガエル
	準絶滅危惧	アカハライモリ
昆虫類	絶滅危惧Ⅱ類	エサキアメンボ、コバンムシ、クロツバメシジミ、オオマドボタル
	準絶滅危惧	オオマルケシゲンゴロウ
陸産貝類	絶滅危惧Ⅰ類	ミヤザキムシオイ、アメイロギセル、キセルガイモドキ
	絶滅危惧Ⅱ類	キュウシュウナミノコギセル
	準絶滅危惧	オキギセル、ヤマタニシ
魚類	絶滅危惧Ⅱ類	カジカ（ <small>りくようがた</small> 陸封型）、ドジョウ
	準絶滅危惧	メダカ

第2節 社会的環境

(1) 人口と世帯

昭和30年に旧古賀町と青柳村、小野村が合併した時点では、人口は18,309人だったが、昭和50年には28,821人となり、20年間で約1万人増加している(図2-7)。その後、平成7年までの20年間で約2万2千人増加しており、全国的に人口が減少した平成22年から平成27年にかけても39人の微増ではあるが、増加傾向は続いている。

世帯数も昭和50年の7,662世帯から常に増加しており、平成27年には22,320世帯となり、40年で3倍近くになっている。逆に平均世帯人口は3.8人から2.6人と減少しており、核家族化等が進んでいる。



図2-7 古賀市の人口・世帯の推移(国勢調査)

(2) 産業別人口

産業別就業者数(国勢調査)は人口の増加と共に増え、平成22年の27,300人が最も多くなっている(図2-8)。特に第3次産業の就業人口の増加率が高い。第1次産業は減少傾向にあり、昭和55年の1,339人から平成27年は570人と半数以下となっている。第2次産業は昭和40年代には工場団地が開発され平成12年まで増加していたが、平成17年以降は減少し、平成27年には6,800人となっている。

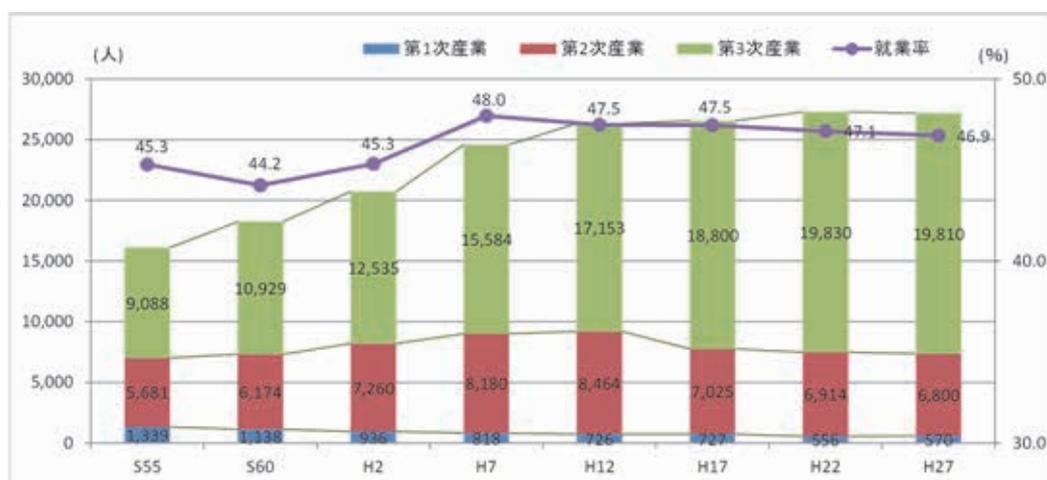


図2-8 古賀市の産業別人口の推移(国勢調査)

(3) 校区別人口

古賀市内は小野、青柳、古賀東、古賀西、花見、花鶴、舞の里及び千鳥の8校区に分かれており、指定地は古賀市域東側の小野校区に位置する(図2-10)。市の人口は古賀市域西側の都市部に集中し、花見校区や古賀西校区、舞の里校区、千鳥校区の人口が多くなっている(図2-9)。

小野校区の人口密度は約3.5人/haと市内で最も少なく、古賀市域の中央に位置する古賀東校区と青柳校区も人口密度が低く、国道3号より東側になる小野、古賀東、青柳の3校区で古賀市域面積の80%以上を占めているが、人口は市総数の約38%と少ない(表2-2)。

行政区で見ても、小山田が2.9人/ha、谷山が3.9人/haと少なく、小野校区の各行政区は10人/haを下回っている(表2-3、図2-11)。

表2-2 校区別人口と人口密度

校区	人口(人)	面積(ha)	人口密度(人/ha)
小野	6,493	1846.6	3.5
青柳	6,092	983.9	6.2
古賀東	8,875	595.3	14.9
古賀西	11,949	217.7	54.9
花見	8,305	123.6	67.2
花鶴	4,908	188.3	26.1
舞の里	6,218	104.3	59.6
千鳥	5,593	147.3	38.0
全体	58,433	4,207	13.9

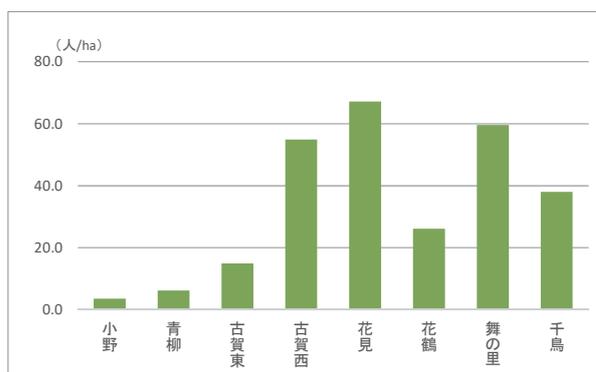


図2-9 校区別人口密度

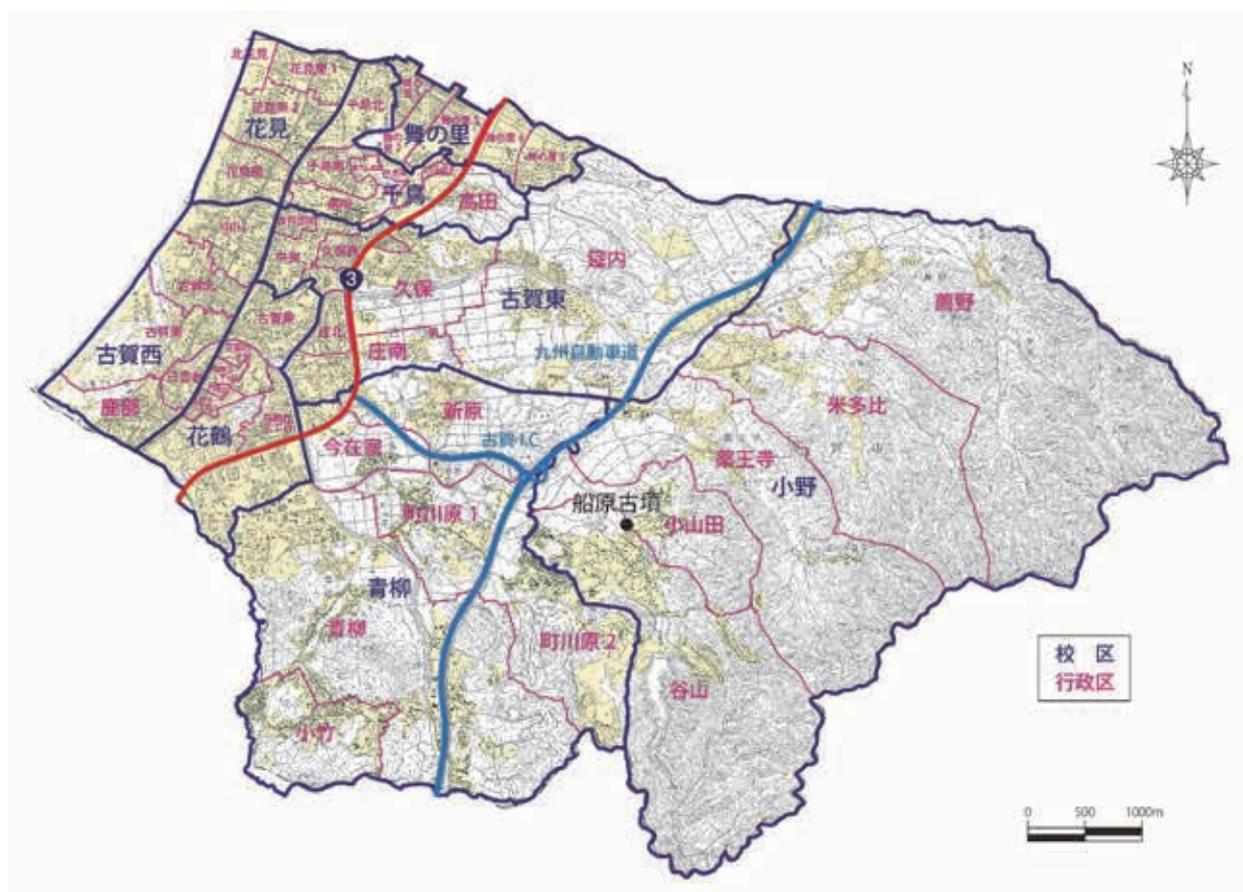


図2-10 古賀市校区及び行政区図

表 2-3 行政区別人口統計表

校区	行政区	人口	世帯数	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
小野	薦野	1,820	736	634.2	2.9
	米多比	1,985	716	307.1	6.5
	薬王寺	778	279	334.2	2.3
	小山田	339	135	118.5	2.9
	谷山	1,522	681	391.7	3.9
青柳	新原	371	175	139.2	2.7
	今在家	594	251	58.1	10.2
	町川原1	778	326	99.8	7.8
	町川原2	986	417	152.3	6.5
	青柳	815	322	447.9	1.8
小竹	小竹	2,535	1,008	98.8	25.7
	篠内	1,278	527	418.6	3.1
古賀東	久保	1,877	758	102.7	18.3
	久保西	1,048	447	17.7	59.2
	中央	746	328	26.0	28.7
	古賀団地	510	225	7.9	64.5
	庄北	1,446	642	16.6	87.3
	庄南	2,003	888	53.8	37.3
千鳥	高田	437	187	53.3	8.2
	さや団地	439	180	1.7	251.7
	千鳥タウンコート	281	101	0.7	404.6
	病院	248	127	20.8	11.9
	千鳥北	1,376	559	32.6	42.2
	千鳥南	1,535	710	23.4	65.5
	千鳥東	741	278	10.2	72.7
	東浜山団地	411	180	7.0	58.6

平成29年7月31日現在

校区	行政区	人口	世帯数	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
花鶴	古賀東	1,266	615	38.9	32.5
	花鶴丘1丁目	323	147	13.1	24.7
	花鶴丘2丁目1	240	114	1.7	143.3
	花鶴丘2丁目2	1,508	842	6.7	226.0
	花鶴丘2丁目3	364	158	7.5	48.3
	花鶴丘3丁目	1,316	572	21.9	60.0
舞の里	舞の里1	1,063	396	13.2	80.7
	舞の里2	951	377	21.3	44.6
	舞の里3	748	287	24.2	30.9
	舞の里4	1,390	476	22.7	61.3
	舞の里5	2,009	726	25.3	79.4
花見	花見南	2,196	955	37.8	58.0
	花見東1	3,096	1,205	27.9	111.0
	花見東2	2,885	1,207	45.7	63.1
	北花見	133	69	11.1	11.9
古賀西	古賀北	3,042	1,427	38.8	78.3
	古賀南	1,598	803	77.5	20.6
	中川	2,144	929	42.3	50.6
	日吉台	1,005	450	15.2	66.2
鹿部	4,422	1,702	139.2	31.8	
総 数		58,598	24,640		
総面積 (ha)				4,207	

古賀市データブック (HP)

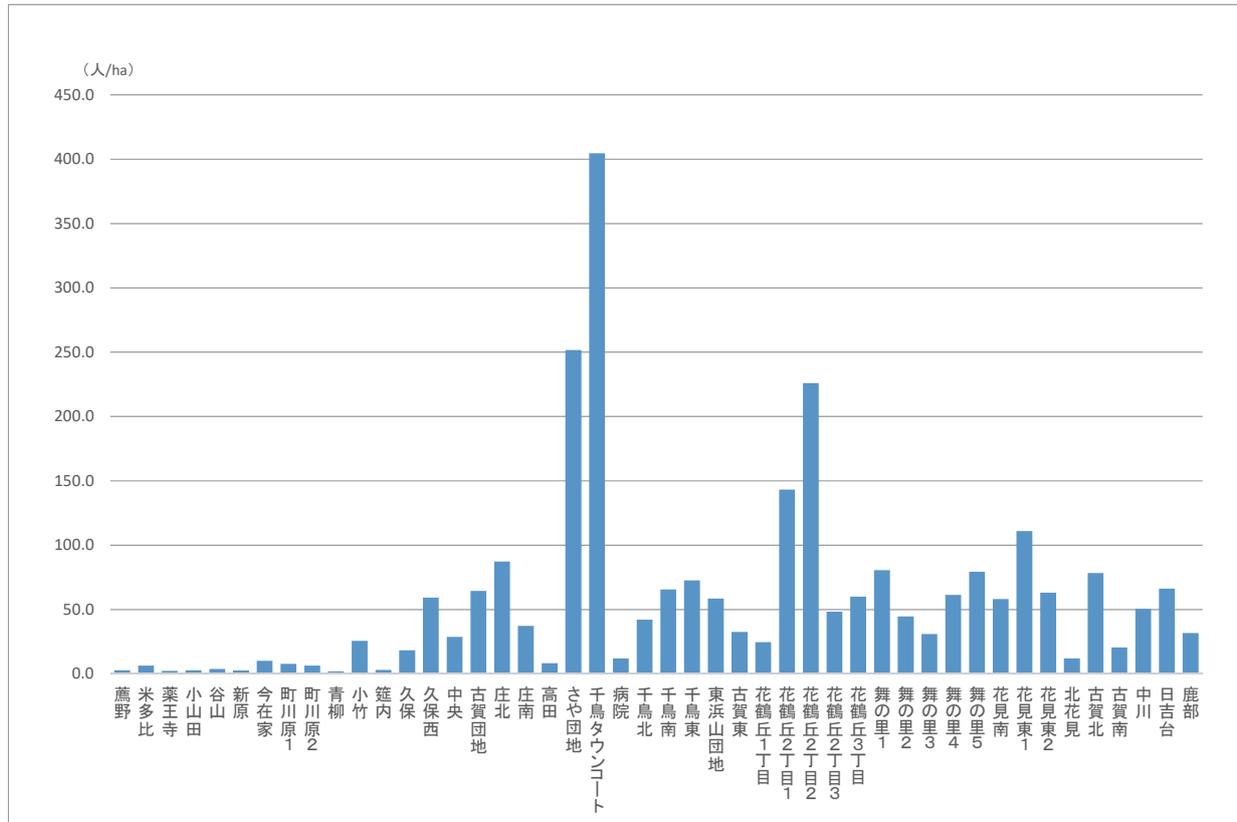


図 2-11 行政区別人口密度

(4) 交通状況

国道3号や主要地方道筑紫野古賀線、九州自動車道及びJR鹿児島本線などの南北の交通軸が発達している（図2-12）。

古賀市内の都市部と郊外部を結ぶ東西道路網については主要地方道筑紫野古賀線のほか、県道清瀧古賀線、市道米多比谷山古賀線を軸に市道町川原赤間線などの県市道がある。

九州自動車道古賀インターチェンジは、国道3号及び主要地方道筑紫野古賀線からアクセスできるなど、福岡都市圏との交通の要衝となっている。

公共交通網としては、JR鹿児島本線が通り、北から千鳥駅、古賀駅及びししぶ駅の3駅がある。古賀駅は快速電車停車駅となっており、博多駅まで約20分で行っている。バスは西鉄バスが運行され、古賀駅を中心として市内5系統で各地を結んでいる。

本史跡の最寄りのバス停は「谷山」で、JR古賀駅から約20分の距離である。運行は、日中1時間から1時間半に1本程度である。

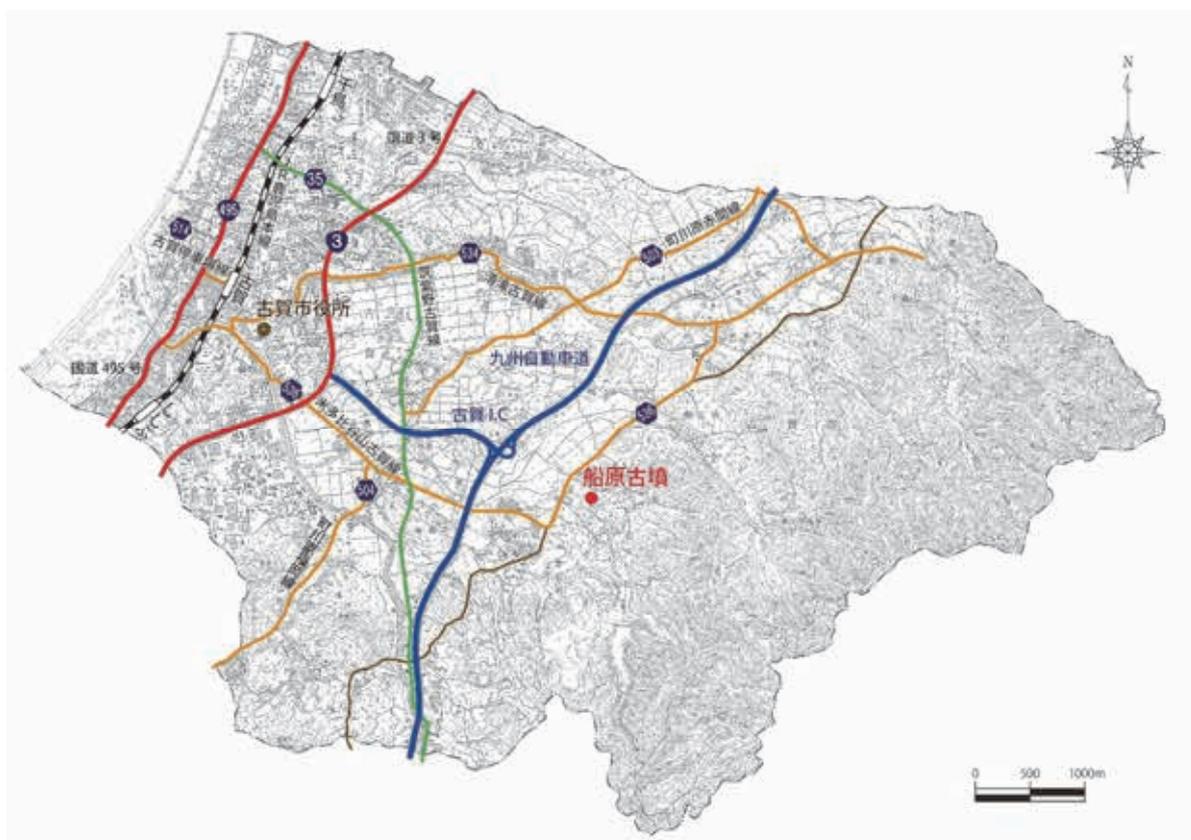


図2-12 主要道路（国県道）・鉄道状況図

(5) 地域資源

古賀市内には、寺院や神社、石造物など指定文化財の他にも歴史的な資源がある（図2-13）。また、薬王寺温泉や古賀グリーンパークなどの観光施設などの地域資源がある。

古賀市立歴史資料館発行の「古賀風土記 vol.3」の中で筵内、薦野・清瀧、薬王寺、小山田・谷山、青柳、鹿部の各エリアの文化財等を「歴史の散歩道」として紹介している。また、古賀市が設定しているウォーキングコース「歩いてん道」は、浜辺、舞の里、筵内、花鶴、古賀、薬王寺、薦野、千鳥、学園の9コースがあり、コース上の文化財等も紹介されている。

第3節 歴史的環境

(1) 古賀市の歴史概要

1) 定住のはじまりと国内交流 —旧石器・縄文時代—

この地域に人が活動を始めたのは後期旧石器時代（約3万年前）からで、^{たてあなしきじゅうきよあとの} 竪穴式住居跡の発見により、住み始めたのは縄文時代後期（約4千年前）からと考えられる。この時代は土器や石など（写真 2-2）を使って木の実を蓄え、動物を狩り、貝や魚を捕る自然に依存した生活を送っていた。

川原西地区遺跡群（写真 2-3）からはこの時代の土器（写真 2-4）が発見され、その形状や文様は遠く岡山県や鹿児島県のものと同通していることから、この時代の人々が国内で盛んに交流し、技術や文化を積極的に受け入れ、発信していたことがうかがえる。



写真 2-2 市内出土の旧石器



写真 2-3 川原西地区遺跡群



写真 2-4 川原西地区遺跡群出土縄文土器

2) 稲作と指導者の出現、大陸との交流 —弥生時代—

紀元前4世紀ごろから稲作文化がこの地域にも伝わり、縄文時代の狩猟採集社会から現代につながる農耕社会に変化した。稲作が始まるのはこの時代からで、また、この時代には人口が飛躍的に増加した。

舞の里から千鳥に連なる丘陵からは環濠集落跡が発見され、朝鮮半島製の鉄器や、青銅器をつくる鋳型が見つかり、大陸との交流や高い金属加工技術を持った集団が存在したことがわかる。

また、古賀グリーンパーク内からはこの時代の墓地が発見された。^{かめかん} 甕棺墓（写真 2-6）としては日本最多の青銅器の武器（写真 2-5）が副葬されていたことから、糟屋地域では群を抜いた有力な政治的支配者が青柳に存在していたことがうかがえる。

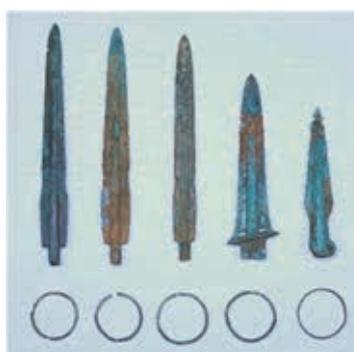


写真 2-5 馬渡・東ヶ浦遺跡墓地群出土品一括



写真 2-6 馬渡・東ヶ浦遺跡墓地群甕棺

3) 「糟屋屯倉」の候補地 ―古墳時代―

4世紀から7世紀にかけて、この地域では400基以上の古墳が造られた。美明にあった永浦遺跡四号墳からは金製の耳飾りや、ヤマト王権からの下賜品と考えられる甲冑や武器が発見され（写真 2-7）、被葬者とヤマト王権とのつながりが明らかになった。



写真 2-7 永浦遺跡四号墳出土品一括



写真 2-8 鹿部田淵遺跡

また、鹿部田淵遺跡からは6～7世紀の大型建物跡（写真 2-8）が見つかった。

これは公的な施設と考えられ、その構造からミヤケ（屯倉）の可能性が高く「糟屋屯倉」の候補地の一つといわれている。

「糟屋屯倉」は『日本書紀』によれば、筑紫君磐井がヤマト王権との戦いに敗れ、その子葛子が献上したもので、海上交通の拠点をミヤケとしてヤマト王権に差し出したとされている。

4) 古賀市内の地名が登場 ―奈良・平安時代―

この時代から古賀市内の地名が文献に登場する。10世紀の『倭名類聚抄』（和名抄）には「席内」とあり、現在の筵内付近と考えられる。また、同時期の『延喜式』には「席打駅」とあり、大宰府につながる古代官道に置かれていた駅家の存在が明らかになっている。



写真 2-9 鹿部山経塚出土品

鹿部山から発見された12世紀製作の経筒（写真 2-9）には「筑前国席内父々夫峯」の銘文が刻まれており、「父々夫峯」は「鹿部山」であったことなど平安時代の地名や荘園の存在が確認できる。

薬王寺の山の中腹からは9～12世紀の寺跡（薬王寺廃寺）が発見され、ここからは陶磁器と大量の瓦（写真 2-10）が見つかった。白磁や青磁は中国から輸入されたものだが、瓦はこの地で製造されたもので、瓦製造における高い技術をもっていたことがうかがえる。



写真 2-10 出土した瓦破

5) 地方豪族と立花城 ―鎌倉・室町・戦国時代―

戦が絶えなかったこの時代には青柳や筵内などは合戦場となり、地方豪族である薦野氏・米多比氏・薬王寺氏が台頭し、この名前は地名に由来するといわれている。元徳2（1330）年には立花城（新宮町）が築城され、後の城主・立花道雪の配下として薦野増時や米多比鎮久が活躍している。

青柳には仏師雲慶の九代弟子によって文明7（1475）年につくられた大日如来座像（写真 2-11）が残っており、古賀市の貴重な歴史遺産といえる。



写真 2-11
大日如来座像

6) 松林と唐津街道 —江戸時代—

宝永 3 (1706) 年と元文 3 (1738) 年には農作物を塩害や風害から守るため、黒田藩から玄界灘沿岸に松の植林が命じられた。古賀市でも黒松が現在の国道 3 号付近まで植林され、筑前八松原随一の松原とうたわれた。

また、参勤交代の際の唐津街道の宿駅であった青柳宿には当時、宿屋や酒屋、桶屋、櫛屋などが 84 軒ほどあり、商業と物流の拠点となっていた (写真 2-13)。

新田開発と農業用水の確保のため、20 を超えるため池が築造され、今なお活用されている。また、熊野神社や五所八幡宮、天降神社などに現存するこの時代の絵馬 26 面 (写真 2-12) には、福岡藩の御用絵師の作品もあり、貴重な芸術作品といえる。



写真 2-12 繫馬図
(筵内 熊野神社)



写真 2-13 青柳宿西溝口跡
(筵内 熊野神社)

7) 「青柳村」「小野村」「席内村」の誕生 —明治・大正時代—

明治時代に入り、版籍奉還や廃藩置県が行われ、地方の行政制度が変化し、古賀市においても、明治の大合併により 16 あった村は統廃合され、明治 22 (1889) 年に「青柳村」「小野村」「席内村」の 3 村が誕生した。

明治 12 (1879) 年には新しい国道 (現在の国道 495 号) が開通し、明治 23 (1890) 年には鉄道開通に伴い古賀駅が開業し、この期間に醸造業であるニビシ醤油が進出した。

農業においても養蚕、甘藷 (サツマイモ)、菜種、柑橘などに著名な先駆者を生み、古賀市の農業振興に大きな影響を及ぼした。特に「明和金柑」は全国的に有名なブランドとして京阪方面や朝鮮半島、中国本土まで輸出された。



写真 2-14 大正時代の郵便局

8) 工業集積のはじまり —昭和時代初期・中期—

昭和 13 (1913) 年、席内村は町制施行により「古賀町」となった。

大正から昭和初期にかけて第 1 期に工業集積期を迎え、古賀駅周辺には岡部機械工業、西部電機が、鉄道沿線には高千穂製紙 (写真 2-15) が進出した。また、翁酒造が酒蔵を構え、古賀市域の南西部に古賀ゴルフ・クラブがオープンした。

この期間に第 2 次世界大戦が勃発し、古賀市では空襲などを免れたものの、多くの若者が出征した。



写真 2-15 高千穂製紙工場
(昭和 45 年ごろ)

9) 古賀町から古賀市へ ー昭和時代後期・平成ー

昭和 30(1955)年に「旧古賀町」「青柳村」「小野村」が合併して「古賀町」が誕生した。町が誕生してからは、都市計画の区域決定や上下水道整備を開始するなど、まちの発展のための土台づくりに取り組み、昭和 30 年代には第 2 期の工業集積を迎え、峰製作所、正興電機、凸版印刷などが進出した。また、計画的な工場誘致を図るため工業団地の整備が始まり、「今在家工業団地」をはじめ、平成 10 年代まで 5 か所の工業団地を整備し、山崎製パンなど多くの企業が進出している。

昭和 40 年代後半からは、交通の主軸となる国道 3 号、九州自動車道など広域幹線道路が開通し、「花鶴丘団地」が開発されるなど市街地の形成も進み、昭和 50 年代後半には「千鳥パークタウン」の分譲も始まった。平成に入って「古賀市鹿部土地区画整理事業」などの住宅地が開発されると共に、「千鳥ヶ池公園」「古賀グリーンパーク」「小野公園」など自然と一体となった公園整備や、中央公民館「リーパズプラザ」や「サンフレアこが」などの公共施設の整備などまちづくりが進められた。その間の平成 7 年には人口が 5 万人を超え、平成 9 年に市制を施行した。

これまでの道路整備や工場団地、区画整理、農地改良など開発を伴うまちづくりを進めるなか、埋蔵文化財の調査も進められ多くの遺跡を確認している。その中でも鹿部地区の宅地開発では鹿部田淵遺跡、小野南部地区の農地改良では本史跡である船原古墳が確認され、保存と活用のために遺跡の整備を行っている。

(2) 指定文化財等

1) 指定文化財

古賀市には本史跡以外にも、県指定文化財が 6 件、市指定文化財が 12 件ある(表 2-4、図 2-14、写真 2-16～36)。指定物件については史跡や天然記念物、歴史資料、考古資料である。また、指定は受けてはいないものの石造物などの有形文化財や史跡など、歴史や文化的価値のある資源が市内に多く存在している。

表 2-4 古賀市内指定文化財一覧

	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	備考
1	国指定	史跡	船原古墳	古賀市谷山字柳原小山田字舟原	平成28年10月3日	
2	県指定	考古資料	阿弥陀如来像板碑	古賀市筵内1575番地、熊野神社境内	昭和33年11月13日	
		考古資料	附 薬師如来像板碑 一基	古賀市筵内1384番地の5	昭和33年11月13日	
3	県指定	天然記念物	清瀧寺のイスノキ	古賀市薦野665番地、清瀧寺境内	昭和54年3月6日	
4	県指定	天然記念物	小山田斎宮の社叢	古賀市小山田346番地	昭和58年3月19日	
5	県指定	考古資料	永浦遺跡四号墳出土品一括	古賀市美明3丁目12番付近	平成17年10月5日	古賀市立歴史資料館に展示
6	県指定	考古資料	馬渡・東ヶ浦遺跡墓地群出土品一括	古賀市青柳(グリーンパーク付近)	平成20年3月31日	古賀市立歴史資料館に展示
7	県指定	史跡	鹿部田淵遺跡	古賀市美明1丁目4番11外	平成21年7月31日	みあけ史跡公園として整備
8	市指定	考古資料	大日如来座像	古賀市青柳2603寺浦の大日堂	平成2年4月27日	
9	市指定	考古資料	色姫の墓	古賀市青柳区石瓦の清水氏宅	平成2年4月27日	
10	市指定	考古資料	十三仏板碑十三体	古賀市小山田区の高川氏宅	平成2年4月27日	
11	市指定	考古資料	天降神社神殿の彫刻	古賀市薦野1863-1	平成3年3月19日	
12	市指定	考古資料	阿弥陀如来座像	古賀市筵内1575番地、熊野神社境内	平成10年2月3日	
13	市指定	考古資料	鹿部山経塚出土品	古賀市中央2丁目13番1号	平成14年12月10日	鹿部山山頂に記念碑あり 古賀市立歴史資料館に展示
14	市指定	考古資料	青柳宿西構口跡	古賀市青柳町1071-6	平成15年3月31日	
15	市指定	考古資料	鹿部山皇石神社境内出土銅戈	古賀市中央2丁目13番1号	平成19年2月22日	古賀市立歴史資料館に展示
16	市指定	歴史資料	『筵内村「掟」』櫃蓋裏記載小筆笥	古賀市中央2丁目13番1号	平成22年1月20日	古賀市立歴史資料館に展示
17	市指定	歴史資料	藤井甚太郎資料	古賀市中央2丁目13番1号	平成26年4月23日	古賀市立歴史資料館に展示
18	市指定	歴史資料	花見遺跡古墳群出土品一括	古賀市中央2丁目13番1号	平成29年1月16日	古賀市立歴史資料館に展示
19	市指定	歴史資料	青柳宿下ノ町茶屋の宿札	古賀市中央2丁目13番1号	平成29年1月16日	古賀市立歴史資料館に展示

※指定年月日順

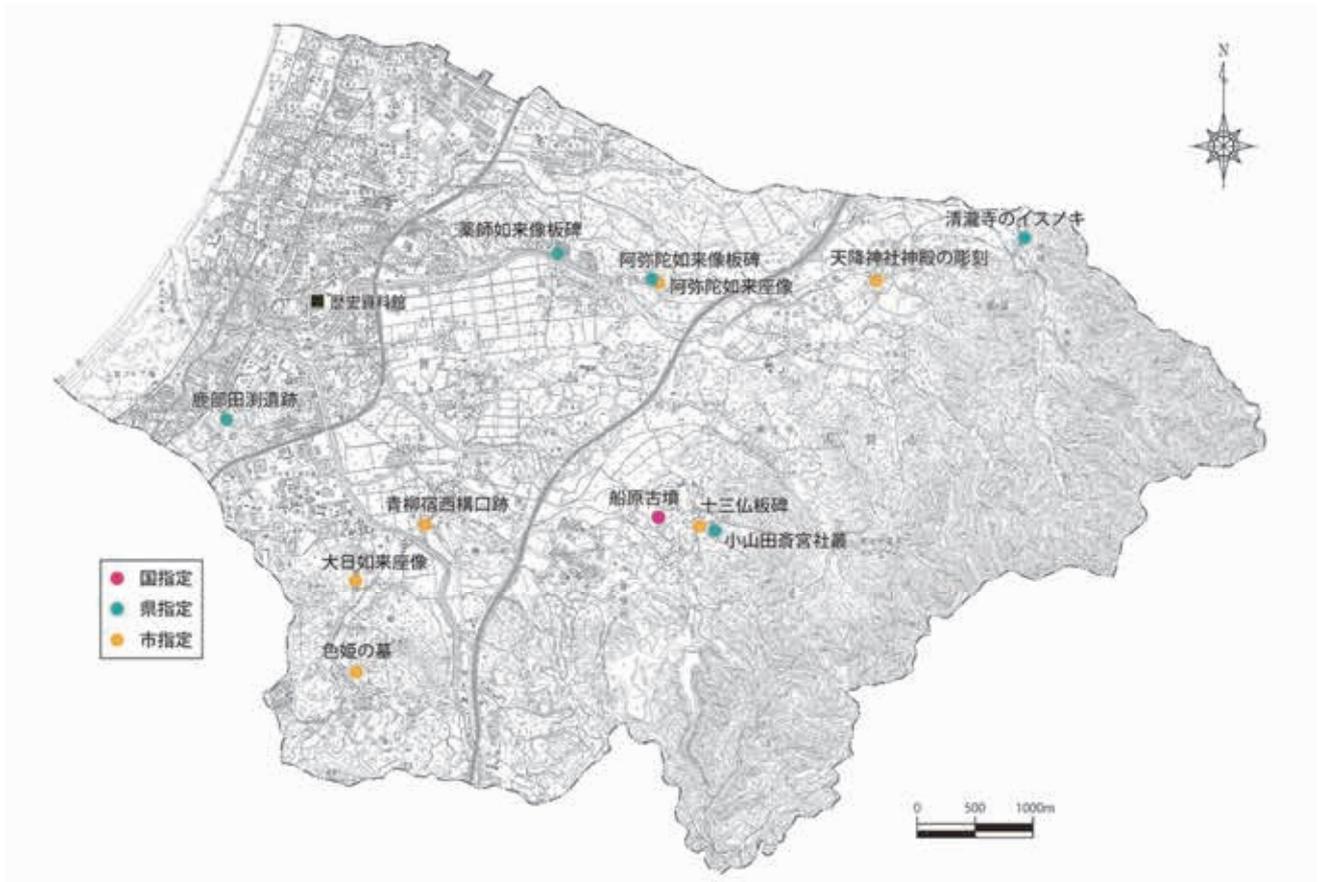


図 2-14 指定文化財位置図

【国指定文化財】



写真 2-16 船原古墳（西側）



写真 2-17 船原古墳（1号土坑）

【県指定文化財】



写真 2-18 阿弥陀如来像板碑 一基



写真 2-19 附 薬師如来像板碑 一基

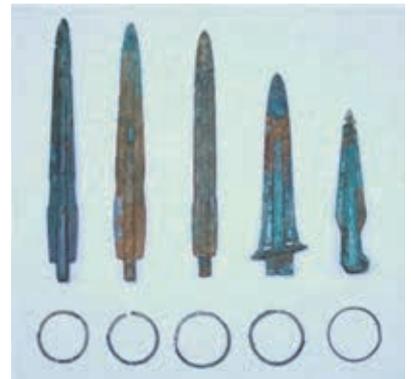


写真 2-20 馬渡・束ヶ浦遺跡
墓地群出土品一括



写真 2-21 清瀧寺のイスノキ



写真 2-22 小山田斎宮の社叢



写真 2-23 永浦遺跡四号墳
出土品一括



写真 2-24 鹿部田淵遺跡



写真 2-25 いろひめ
色姫の墓

【市指定文化財】



写真 2-26 じゅうざんがついたび
十三仏板碑十三体



写真 2-27 天降神社神殿の彫刻



写真 2-28 大日如来座像



写真 2-29 阿弥陀如来座像



写真 2-30 青柳宿西構口跡



写真 2-31 鹿部山経塚出土品



写真 2-32 鹿部山皇石
神社境内出土銅戈



写真 2-33 花見遺跡古墳群出土品一括



写真 2-34 『錠内村「錠」』櫃蓋裏記載小筆筒



写真 2-35 藤井甚太郎資料



写真 2-34 『錠内村「錠」』櫃蓋裏記載小筆筒



写真 2-36 青柳宿下ノ町茶屋の宿札

第3章 史跡船原古墳の概要

第1節 指定の経過と概要

(1) 指定に至る経緯

昭和49年刊行「福岡県遺跡等分布地図」には既に「船原古墳」が記されており、この時点で既に包蔵地として周知化されていた。その後、古賀町教育委員会（当時）では農地改良工事に伴い、平成8年度に当該地の古墳2基の発掘調査を実施した。この時調査した古墳はそれぞれ船原2号墳、同3号墳と名付け、船原古墳群とした。この3号墳が現在の船原古墳にあたる。

平成24年10月15日から、経営体育成基盤整備事業小野南部地区による谷山地区の圃場整備工事に伴い、船原古墳に隣接する「谷山北地区遺跡群」の発掘調査を実施した。

平成25年3月に、船原古墳1号土坑（写真3-1）に馬具、武器、武具などが大量に埋納されていることが明らかとなり、文化庁、福岡県と急遽協議を行い、遺構、遺物の重要性や今後の調査方針等を検討した。その結果、文化庁、福岡県、学識経験者等の指導、助言に基づいて、平成25年6月から国庫補助事業による発掘調査を行うこととした。調査手法や遺物の取り上げについては、九州国立博物館、九州歴史資料館と連携して、最新の科学技術を導入した発掘調査を実施することとなった。平成25年8月には故田中良之教授（九州大学）を委員長とした谷山北地区遺跡群文化財調査指導委員会（写真3-2）を設置し、その後は同委員会の指導に基づいて発掘調査を進めた。平成25年度は1号土坑の調査と遺物の取り上げ、平成26年度には1号土坑周辺の関連遺構確認調査と、船原古墳（旧船原3号墳）の墳丘確認調査を実施した。平成27年度は船原古墳周辺遺構の調査及び船原2号墳の遺構確認のためのトレンチ調査を実施した。

調査の成果から、船原古墳は復元全長45.5m以上、後円部径24.8mの前方後円墳であることが確認され、出土遺物から築造時期は6世紀末から7世紀初頭と判断されている。

遺物を大量に埋納した1号土坑からは、馬具、^{けいこう}掛甲、^{もくせいうるしぬりかざりゆみ}木製漆塗飾弓、^{てつぞく}鉄鏃、鉄製鎌や鉄製U字形刃先、釘等、総数500点以上が確認されている。注目される遺物として、^{こんどうせいほようつきかざりかなぐ}金銅製歩揺付飾金具、鉢部にガラスを嵌め込んだ^う雲珠、^{ばちゆう}馬冑、^{だこうじょうてつき}蛇行状鉄器などがある。

船原古墳は古賀市で確認された唯一の前方後円墳であり、土坑出土遺物などから、古墳の被葬者はこれらの馬具を入手できる立場にあり、ヤマト王権と密接に結びつきながら朝鮮半島の政策に関与した可能性も想起される。前方後円墳の周辺に遺物を埋納する土坑を配置する事例は国内にはなく、船原古墳に付随する遺物を埋納する土坑の存在自体が国内に例を見ない重要な遺構であることが分かった。平成27年度には報告書の刊行を行い、文化庁へ史跡指定の意見具申書を提出した。平成28年度に入り、文化審議会を経て同年10月3日に国史跡として官報告示された。



写真3-1 発見された1号土坑と遺物
(平成25年撮影)



写真3-2 平成28年度第1回谷山北地区
遺跡群文化財調査指導委員会

(2) 指定の状況

1) 指定告示

■官報告示文

名称 船原古墳

指定年月日 平成 28 年 10 月 3 日

文部科学省告示第一四〇号（史跡に指定する件）

所在地	地域
福岡県古賀市谷山字柳原	一一六六番ののうち実測一五九三・七〇平方メートル、一一六七番、一一六八番、一一六九番、一一七〇番三のうち実測四三五・五六平方メートル
同 小山田字舟原	五〇六番四、五〇七番二、五〇八番二、五二八番二、五二九番二、五三〇番、五三一番、五三二番二
	<p>右の地域に介在する道路敷及び水路敷、福岡県古賀市谷山字柳原一一三六番八に西接する道路敷を含む。</p> <p>備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び古賀市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。</p>

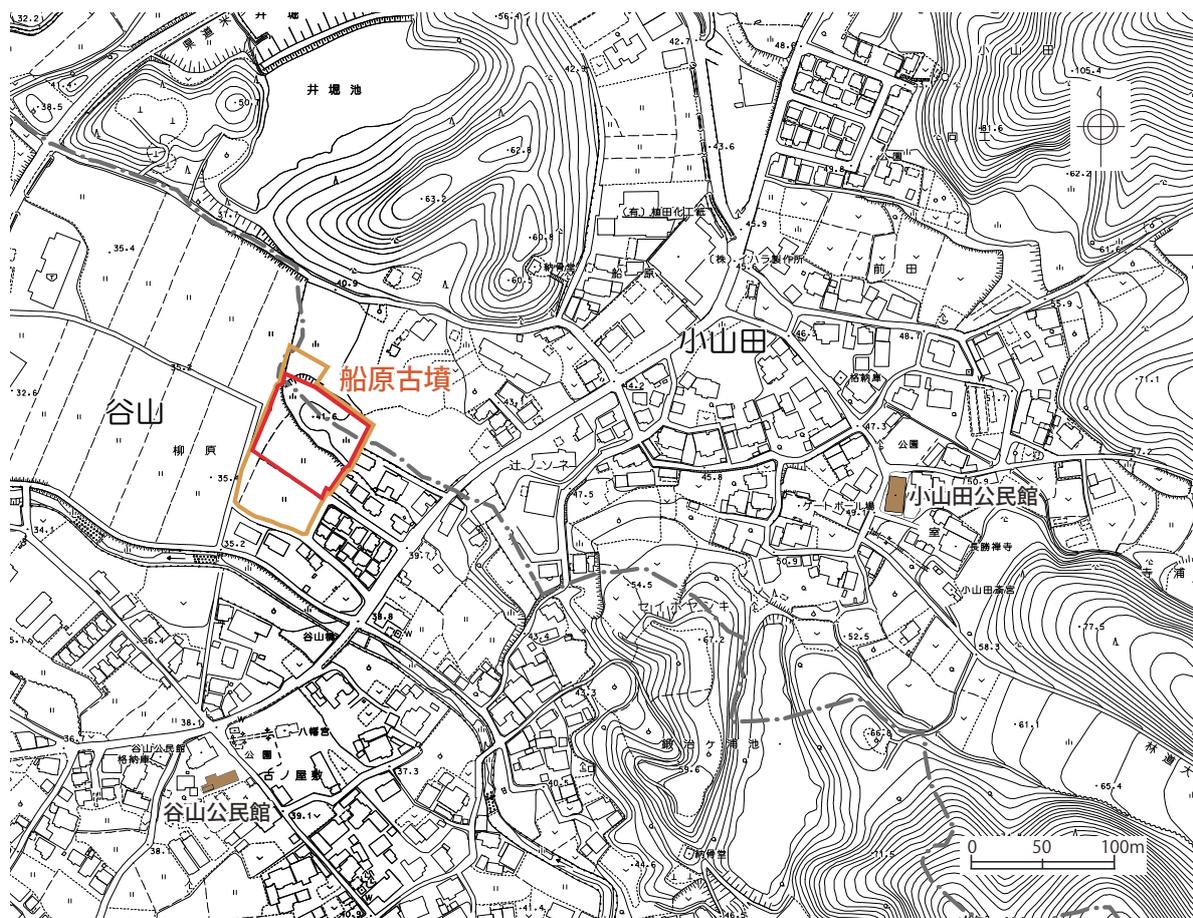


図 3-1 本史跡周辺の地図

2) 指定説明文とその範囲

①指定説明

船原古墳は、犬鳴山地から北西方向に派生する丘陵の裾からさらに延びる細い舌状丘陵の標高 40m の先端部に立地し、馬具・武具・武器等を大量に埋納した土坑群を伴う古墳時代後期の前方後円墳である。

この古墳は、平成 8 年度の農地改良工事に伴い発掘調査が実施され、全長 5.9m、正方形の玄室幅 2.0m、玄室天井高 2.6m、羨道部幅 0.8m の複室構造の横穴式石室を埋葬主体とする直径 25m 程度の円墳として当初は認識されていた。石室からは異形金銅製品や耳環が、墳裾や周溝からは土師器や須恵器が比較的まとまって出土したことや、古賀市域ではこれまで直径 20m を超す古墳が存在していなかったことから、古賀市ではこの古墳を公有化して保存を図った。なお、この古墳については、平成 27 年度の再調査により、現存長 37.4m、後円部直径 24.8m の前方後円墳であり、後円部の南東側には幅 4.4m、深さ 0.9m の周溝が存在することが判明している。

その後、平成 24 年度からは、この古墳の周辺において行われた圃場整備事業に伴い古墳の南側一帯、標高 36m の低地部分の発掘調査を実施したところ、古墳の横穴式石室の開口部の延長線上、すなわち南西側 5 から 7m の地点に古墳時代の土坑を 7 基確認した。このうち平面プランが逆 L 字状の長さ 5.3m、幅 0.8 から 2.3m、深さ 0.8m の 1 号土坑からは、馬冑・忍冬唐草文心葉形鏡板付轡・金銅製歩揺付飾金具・金銅製雲珠・金銅製杏葉・蛇行状鉄器等の馬具、木製漆塗飾弓・鉄鏃等の武器、挂甲等の武具、鉄製鎌・鉄製鋤先・鉄斧等の農工具等、総数 500 点以上の遺物が、一部箱に収納して埋納されたと考えられる状態で出土した。これらは全国的にみても、当該期の遺物としては質・量ともに傑出した内容であり、特に、馬具には朝鮮半島との密接な関係を示す遺物も多い。

このほかに、2 号土坑からは上層では大型須恵器甕と下層では環状鏡板付轡等の鉄器類が、3 号土坑からは三束の鉄鏃群が、4 から 7 号土坑からは須恵器が出土した。このうち 2・4・5 号土坑から出土した須恵器と、古墳の墳丘や周溝から出土した須恵器とが接合することから、これら土坑群が古墳と同時期に属することが判明した。なお、7 号土坑については遺構検出後にレーダー探査を行った結果、現地表下 50 から 70cm の部位から金属反応があった。年代については、須恵器や馬具といった出土遺物や横穴式石室の正方形を呈する玄室構造などから、6 世紀末から 7 世紀初頭に属すると考えられる。

九州北部では、6 世紀末から 7 世紀初頭にかけて前方後円墳が終焉を迎え、この古墳も玄界灘沿岸部では最終末の前方後円墳と位置付けることができる。また、当該地は宗像地域と福岡平野の中間地帯にあたり、この古墳が出現するまでは前方後円墳や大型円墳は存在しなかったが、6 世紀末以降は重要な地域になったと考えられる。このことは、朝鮮半島からもたらされた遺物をはじめ各種遺物を多量に保有することからも明らかであり、当該期の外交や対外交流だけでなくヤマト王権との関係性を考える上でも極めて重要な古墳といえる。さらに、横穴式石室の開口部の延長線上に密集する埋納土坑群の存在については、そもそも古墳に確実に伴う墳丘外の遺物埋納土坑の事例がなく、当時の古墳の機能や葬送儀礼の在り方を復元する上でも貴重な情報を提供している。

このように船原古墳は、6 世紀末から 7 世紀初頭の九州北部における前方後円墳の終焉状況、当該地における朝鮮半島やヤマト王権との関係性、葬送儀礼の実態解明等、日本列島の当該期の政治状況や社会を考える上で極めて重要である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』 9/平成 28 年 より全文引用)

②指定範囲

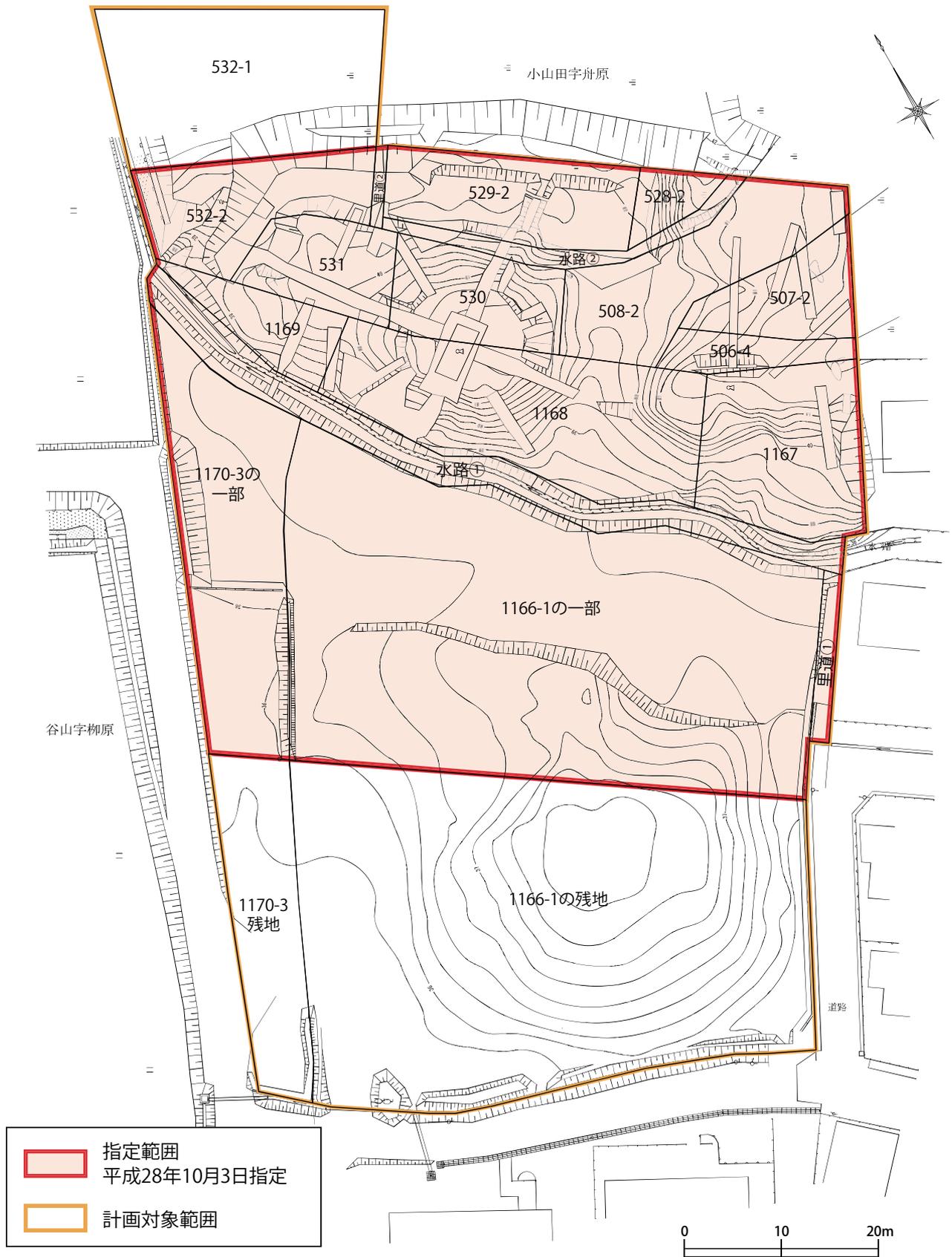


図 3-2 指定範囲

3) 管理団体告示

指定年月日 平成 28 年 12 月 8 日 文化庁告示第六十四号

管理団体 福岡県古賀市

(3) 計画対象範囲の状況

1) 土地利用

指定地は全て公有地である(図 3-4)。平成 29 年度に広場及び駐車場として整備を行っている。現在は外部から墳丘の姿は見えるが、一般の公開は行っていない。

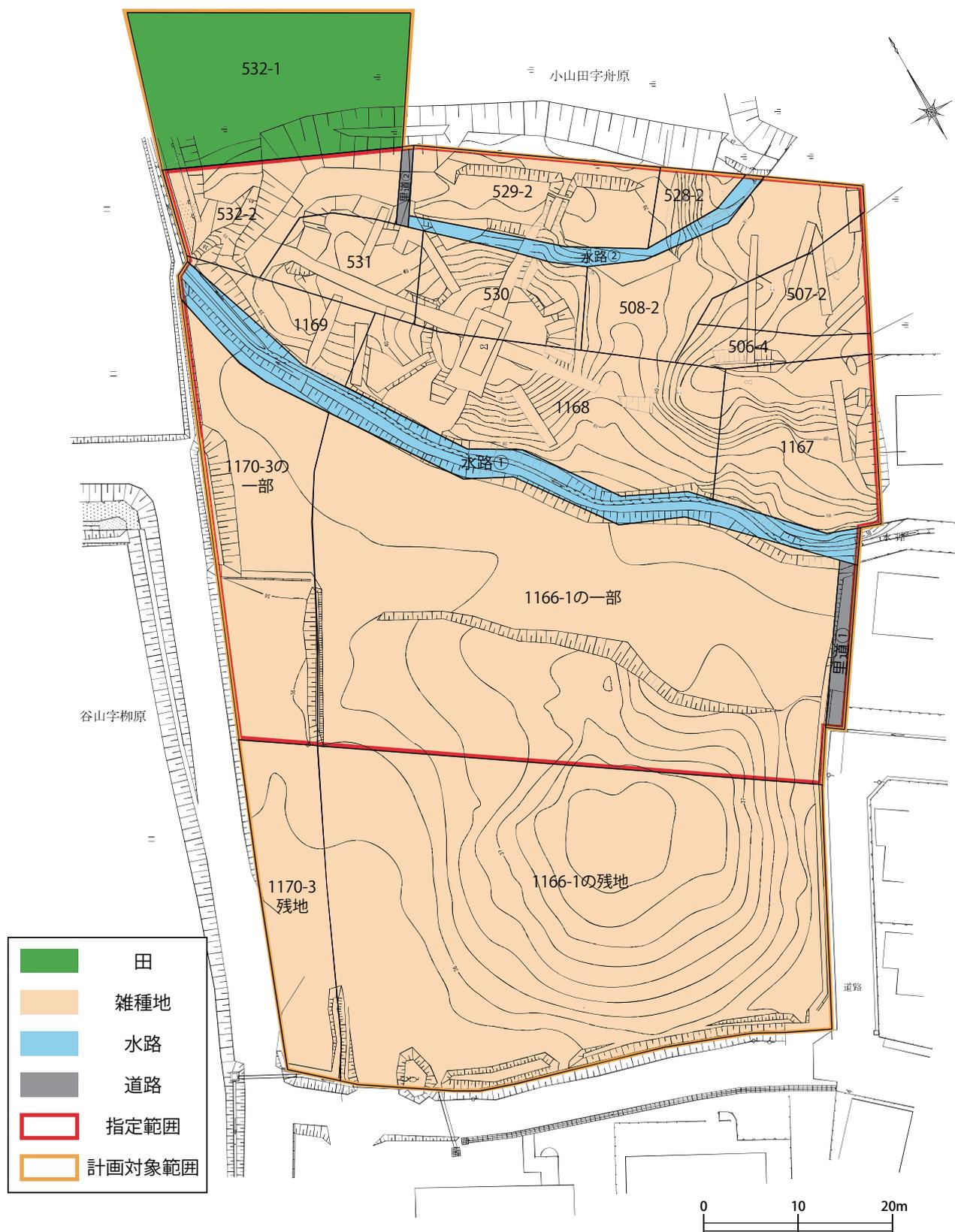
土地利用状況(図 3-3)について地目上は田、雑種地、水路、道路などとなっている。南東から北西に流れる水路は現在も農業用として利用されている。

2) 所有者状況

平成 30 年 3 月末日現在の指定地 4,409.62 m²(表 3-1)は、全て市有地であり、管理者も市であるが、水路の 198.47 m²については谷山農区の管理となっている。

表 3-1 船原古墳の指定対象地域所有者等一覧

区分	所有者	管理者	番地	面積(m ²)	地目	取得日	備考
指定地	古賀市	古賀市	古賀市谷山字柳原 1166 番 1 の一部	1,593.70	雑種地	H29.3.16	3,250m ² のうち 実測,1593.70m ²
			古賀市谷山字柳原 1170 番 3 の一部	435.56	雑種地	H29.3.10	669m ² のうち 実測 435.56m ²
			古賀市谷山字柳原 1167 番	276.47	雑種地		
			古賀市谷山字柳原 1168 番	469.03	雑種地		
			古賀市谷山字柳原 1169 番	89.20	雑種地		
			古賀市小山田字舟原 506 番 4	59.16	雑種地		
			古賀市小山田字舟原 507 番 2	124.03	雑種地		
			古賀市小山田字舟原 508 番 2	253.12	雑種地		
			古賀市小山田字舟原 528 番 2	46.86	雑種地		
			古賀市小山田字舟原 529 番 2	228.74	雑種地		
			古賀市小山田字舟原 530 番	168.90	雑種地		
			古賀市小山田字舟原 531 番	128.88	雑種地		
			古賀市小山田字舟原 532 番 2	228.66	雑種地		
		古賀市谷山字柳原の 1136 番 8 と 1166 番 1 に挟まれた道路敷	35.85			里道①	
		谷山農区	古賀市谷山字柳原の 1166 番 1 と 1167 番地に挟まれ、字柳原の 1169 番地と 1170 番 3 に挟まれるまでの水路敷	198.47		水路①	
古賀市	古賀市谷山字舟原の 529 番 2 と 532 番 2 に挟まれた道路敷	10.35		里道②			
	古賀市谷山字舟原の 508 番 2 と 528 番 2 に挟まれ、字舟原の 529 番 2 と 531 番地に挟まれるまでの水路敷	62.64		水路②			
計				4,409.62			
その他	古賀市	古賀市	古賀市谷山字柳原 1166 番 1 の残地	1656.30	雑種地		3,250m ² のうち 実測 1656.30m ²
			古賀市谷山字柳原 1170 番 3 の残地	233.44	雑種地		669m ² のうち 実測 233.44m ²
	個人	個人	古賀市谷山字柳原532-1	571.00	田		
計				6870.36			



(平成 30 年 3 月末日現在)

図 3-3 地目別土地利用図

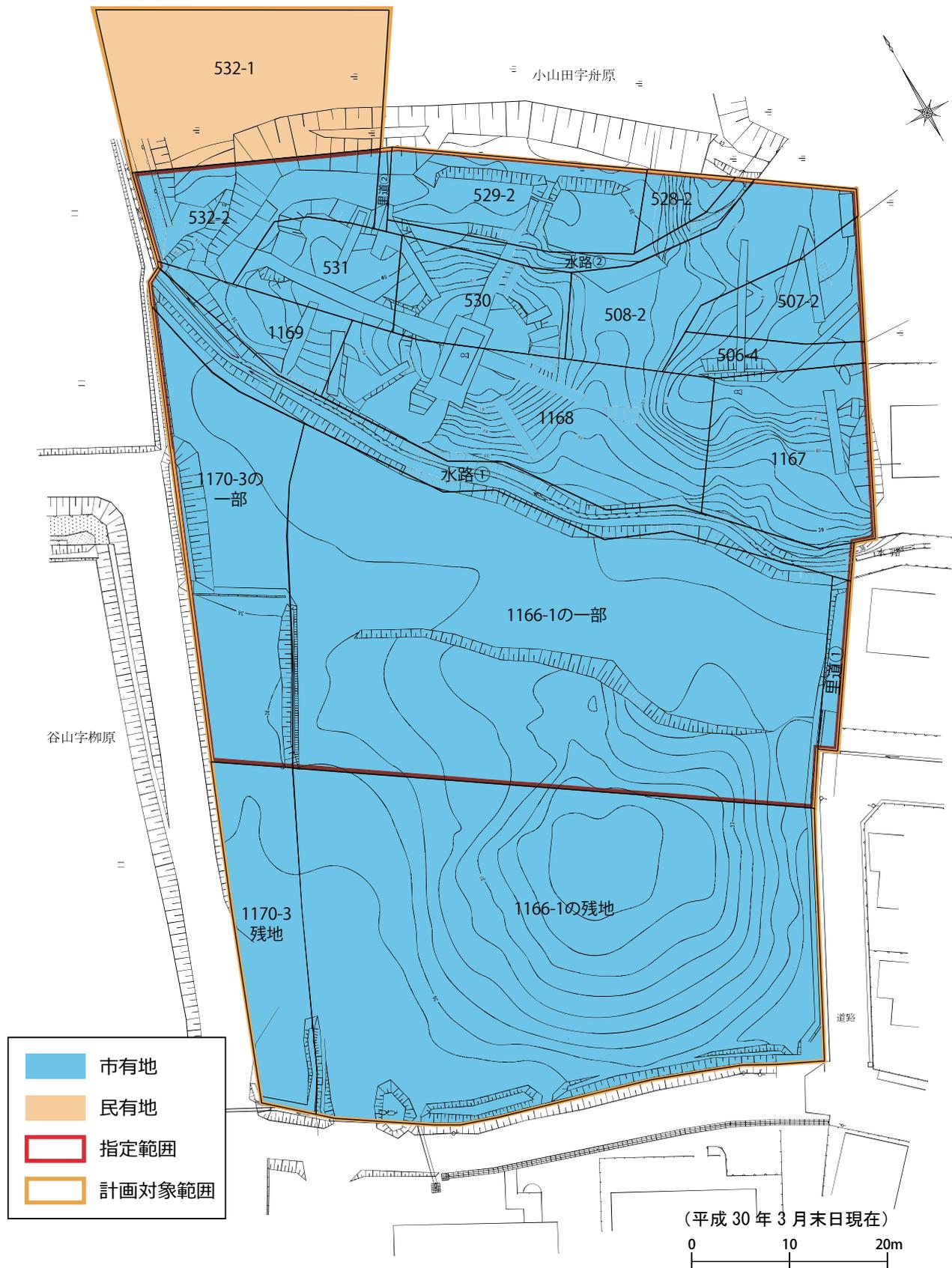


図 3-4 土地所有者状況図

第2節 史跡船原古墳の概要

(1) 遺構

1) 船原古墳 (写真 3-3、図 3-5)

船原古墳群は古賀市内の内陸部、谷山と小山田の境の丘陵上に築かれた船原古墳及び船原 2 号墳の 2 基の古墳からなる 6 世紀末から 7 世紀初め頃古墳群である。船原古墳は 2 度にわたる発掘の結果、復元すると全長 45.5m 以上、後円部の径 24.8m の前方後円墳であり、前方部が低いという特徴があることが明らかになった。

死者を葬った横穴式石室は、巨石を利用し二つの石室を連ねた複室構造である。石室は盗掘を受け内部には副葬品はほとんど残っていないが、わずかに金銅製品が出土しており、古墳の主の地位や権力の高さを物語っている。宗像市から福岡市の東部、久山町にかけての古墳の築造状況からも、船原古墳は古賀地域における在^{ざい}地^ち首^{しゅ}長^{ちやう}層^{そう}の古墳であると位置付けることができる (図 3-15(p. 48)を参照)。

平成 24 年度、船原古墳西側水田の発掘調査中に、古墳時代の多量の遺物が納められた土坑が発見された。1 号土坑は長さ 5.3m、最大幅が約 2.3m の逆「L」字型の大型土坑で、底面一面に大量の馬具、武器、武具が納められていた。2 号土坑では馬具と馬具に伴うと見られる有機質が、3 号土坑では数十本もの鉄鏃と土器が出土した。

船原古墳と土坑群との位置関係また土坑出土土器が墳丘出土土器と接合することから、土坑群は船原古墳に関連する遺構と考えられる。古墳の外部にこのような土坑を設けた例は国内にはなく、古墳時代の葬送に関する儀礼を研究する上で貴重な資料となっている。

①墳丘 (図 3-13)

前方部端が削平^{きくへい}を受けており正確な全長は判らないが、現状で墳長 37.4m 以上、後円部径 24.8m、前方部長 12.6m 以上となる。段築はなく、葺石と周溝は有していない。墳丘主軸は座標北から 39° 西に傾いている。墳頂部は盛土を行い、墳裾は地山削り出しにより整形している。くびれ部は後円部の北側と西側に墳端を確認している。

前方部は墳丘北西端のトレンチ調査において旧表土と盛土を確認したが、江戸時代以降の水田開発と現代の大規模な攪乱により墳丘端部は完全に消滅している。前方部の特徴に墳端に高まりがなく、地形がなだらかに下ることが挙げられる。平成 8 年度調査時の表土剥ぎである程度盛土を除去している可能性も残るが、当初より前方部は低かったと考えられる。

墳丘の南東側に溝があり、2 号墳との境として丘陵尾根を切断するように掘り込んでいる。形状は直線的で墳丘を周らない。

墓道^{ぼどう}は一部階段状に段差をもちながら羨道部から緩やかに下っている。



写真 3-3 船原古墳上空写真 (平成 27 年度撮影)

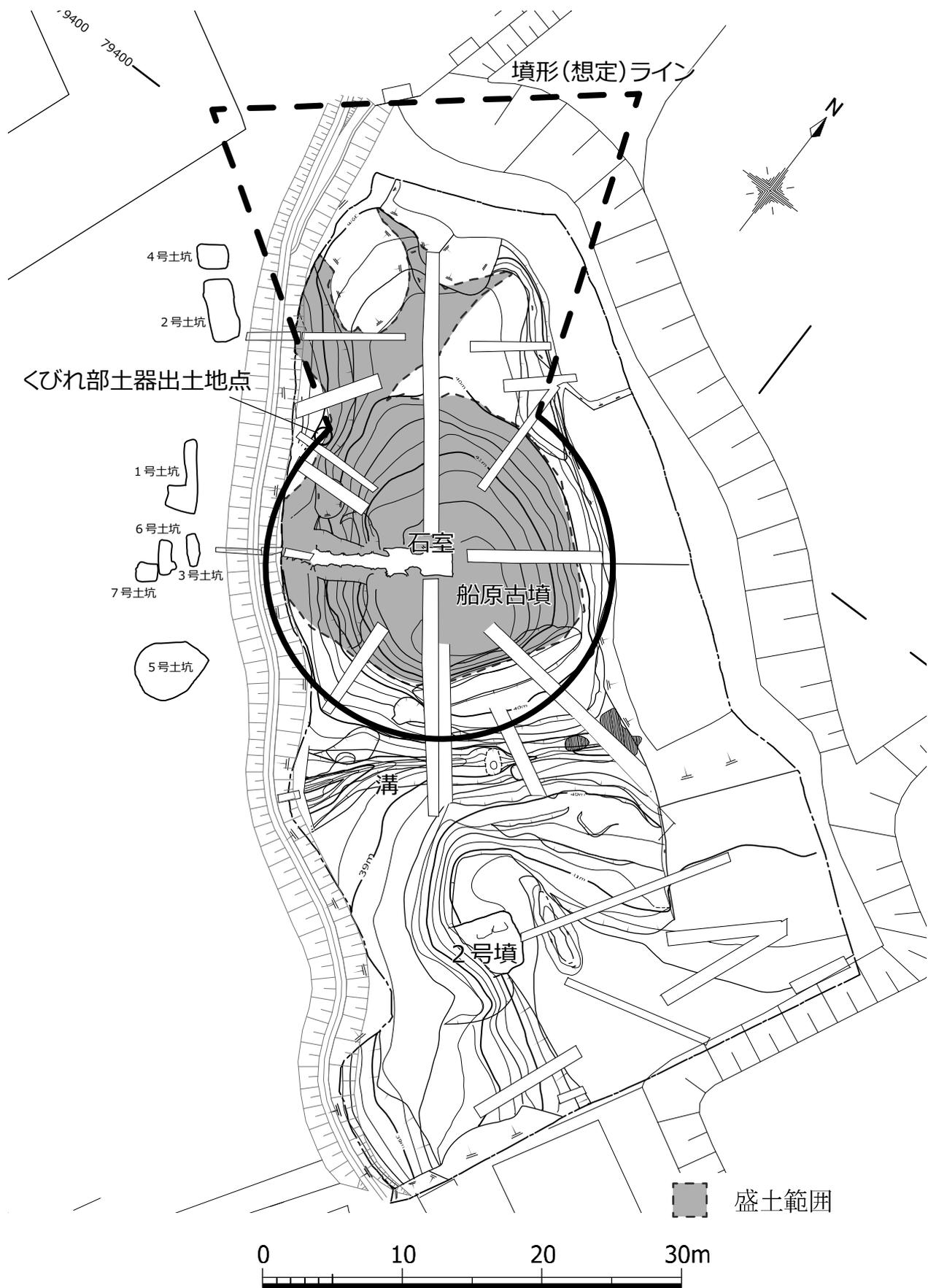


図 3-5 船原古墳墳丘測量図 (平成 26 年度)

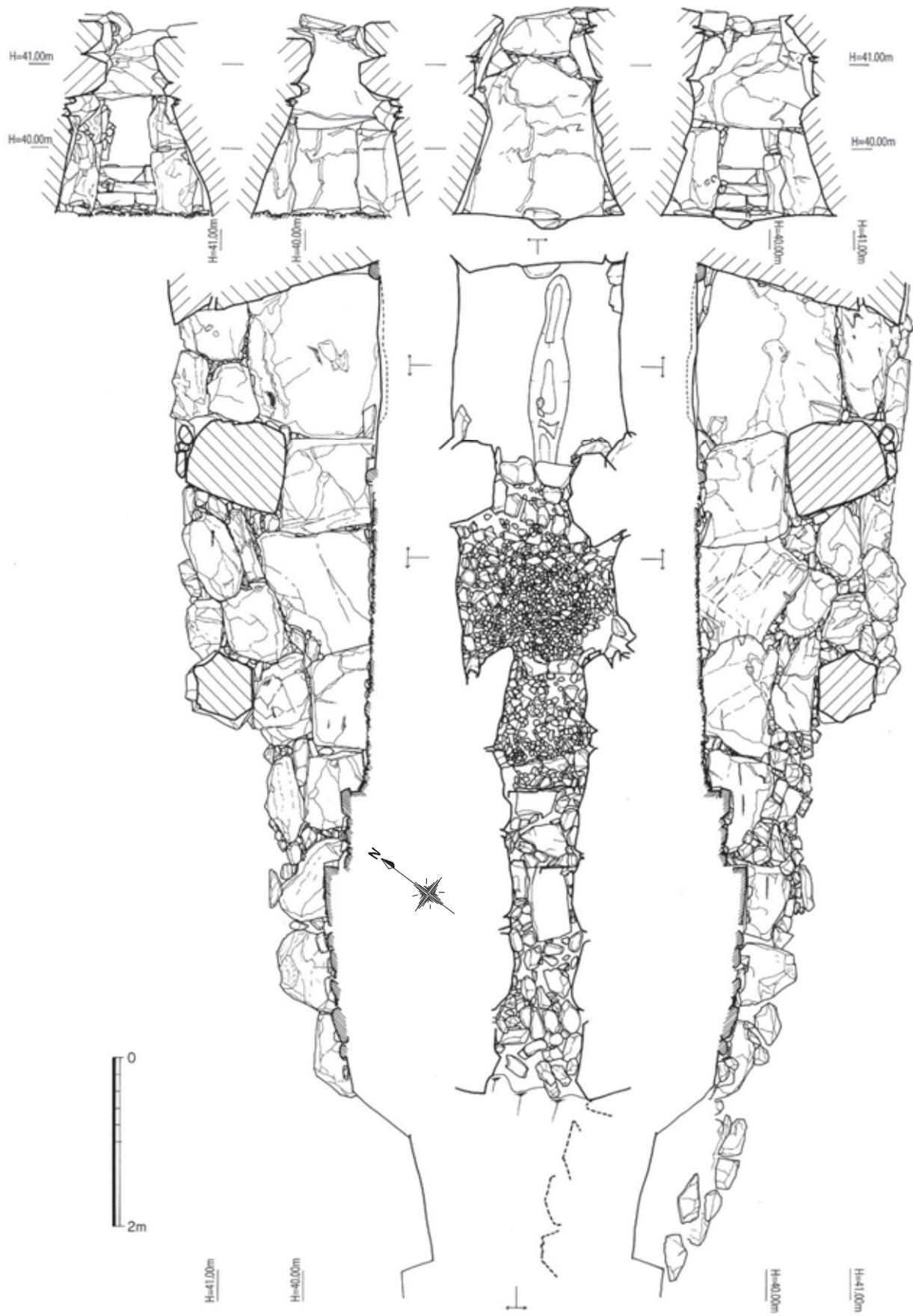


図 3-6 船原古墳石室実測図（平成 27 年度刊行の報告書より転載、一部改変）

②石室（図 3-6）

全長 9.99mの複室構造の横穴式石室である。石室開口方向は墳丘の南西であり、^{げんしつ}玄室の中心はほぼ後円部の中心に位置している。丘陵を深く掘り込んで作られた墓坑内に石室を納めるのは、宗像地域の影響が色濃い古賀市域に共通する特徴であるが、最も大きな特徴は玄室、前室とも腰石に巨石を用いる点である。天井石がブルドーザーによって破壊された調査前の状況からみると、前室天井と玄室天井の高さの差はあまりなかったように思われる。また、古賀市域の大方の古墳は羨道が短く「ハ」の字形となって終わり素掘りの墓道へと続くのとは異なり、墓道両側壁に長さ 4mにわたって石積みを行なっているのも大きな特徴であろう。

この石室は、^{たちばなづか}橘塚タイプといわれる型式に属するものであって、類似する石室形態はみやこ町橘塚古墳、田川市夏吉21号墳、鞍手町^{ぎんかんづか}銀冠塚古墳、宗像市相原2号墳などが挙げられる。その中でも巨石化、墓道両側の石積み（羨道を意識したものか）からみて後出のものといえる。

また、石室石材表面に赤色を確認した。分析結果は酸化鉄であるものの、古墳築造時に塗られたものか、堆積した土砂（赤土）によるものかは判別できていない。

③土坑（図 3-13）

船原古墳の横穴式石室の開口部側である墳丘の南西側に、7基の土坑が確認された。各土坑は、船原古墳の主軸もしくは前方部の推定墳裾を意識した向きに設定されており、かつ船原古墳の推定墳長の範囲内に納まっている。船原古墳と船原2号墳の間の溝から出土した須恵器片と土坑から出土した須恵器片とが接合したことから古墳と土坑群とが同時期の関連をもった遺構であることが明らかとなっている。

7基の土坑のうち、1、3、4、5号土坑と2号土坑の南東側は調査済みであり、2号土坑の北西側と6、7号土坑は遺構の検出までである。

ア. 1号土坑（写真 3-4、図 3-7）

平面形状は逆L字型で、長軸は 5.3m、幅は最も狭い部分は 0.8m、南側の幅が広がった部分で 2.3m、深さは 0.8mほどである。土坑は一度の掘削で形成され、遺物を入れた後に埋め戻されたものと思われる。出土遺物から土坑は船原古墳と同じ 6世紀末から 7世紀初頭とみられる。



写真 3-4 船原古墳 1号土坑写真（平成 27 年度）



图 3-7 船原古墳 1 号土坑遺構図

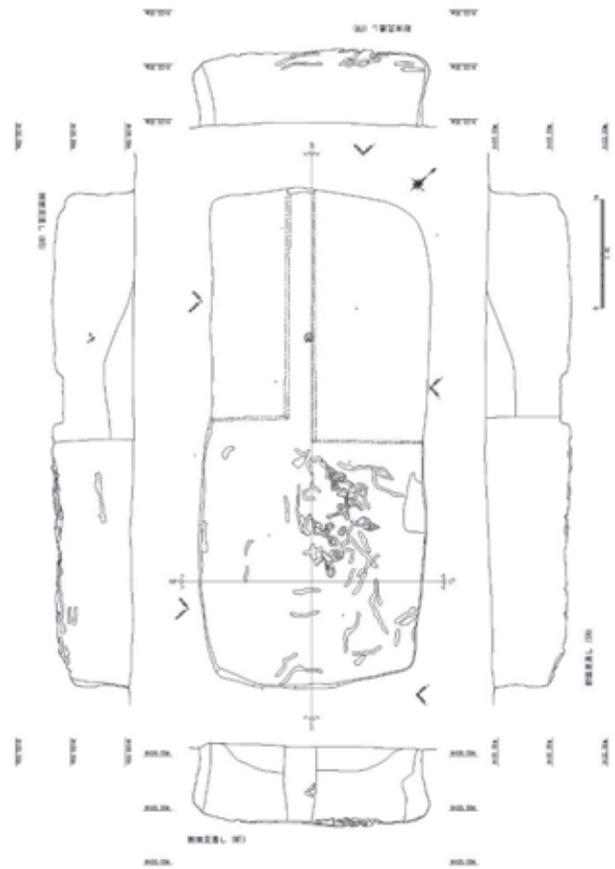


图 3-8 船原古墳 2 号土坑遺構図

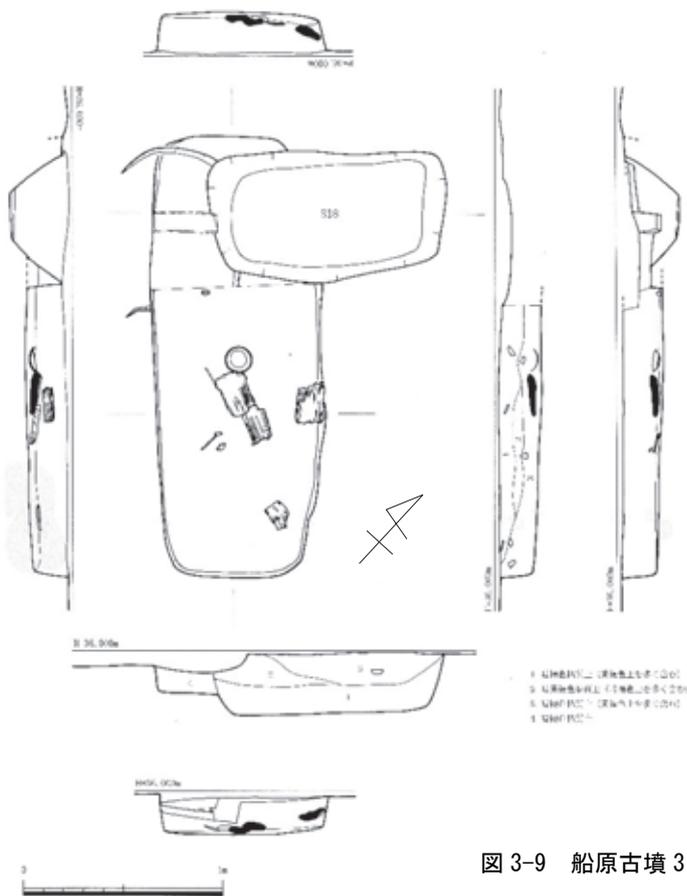


图 3-9 船原古墳 3 号土坑実測図

イ. 2号土坑 (図3-8)

平面形は長方形で長軸 4.58m、短軸 1.95m、深さ 0.8mである。出土した須恵器が、6世紀末～7世紀初頭頃と考えられている。

ウ. 3号土坑 (図3-9)

平面形は長方形で長軸 2.23m、短軸 0.84m、深さ 0.21mである。出土した土師器から6世紀後半でも新しい時期と推定される。

エ. 4号土坑 (図3-10)

平面形は長方形で長軸 2.2m、短軸 1.78m、深さ 0.53mである。出土した須恵器が2号土坑の出土土器と接合することから、2号土坑と同様に6世紀末～7世紀初頭頃と考えられる。

オ. 5号土坑 (図3-11)

平面形は楕円形で長軸 4.7m、短軸 4.4m、深さ 0.3mほどである。土坑の底面はおおむね平坦であるが、中央がやや隆起し、壁体はなだらかに立ち上がり、南側にテラスが付いている。出土土器から6世紀末～7世紀初頭頃と考えられる。

カ. 6号土坑 (図3-12)

6号土坑は1号土坑の南東側、3号土坑と並列する遺構面を検出している。平面形は変形凸字型で長軸は 2.44m、短軸は凸部分を除いて 0.89mである。

キ. 7号土坑 (図3-12)

7号土坑は6号土坑の南西部に隣接する遺構面を検出している。平面形状は長方形で長軸は 1.58m、短軸は 1.35mである。

④溝 (区画溝) (図3-13)

墳丘の南東にあり、2号墳との境として丘陵尾根を切断するように掘り込んでいる。

2) 船原2号墳 (図3-5)

①墳丘

2号墳の墳丘は後世の改変によりそのほとんどを消失している。遺構としては、石室の北東側に溝状遺構を確認した。溝状遺構は石室を起点に弧状に廻らず、湾曲しながら外に延びる。遺構上部は削平を受けて消失している。溝状遺構の底部は 40.1mから 40.56mと石室床面の 40.85mよりも低い。溝状遺構の埋没時期は、出土した土師器から6世紀後半代と考えられ、時期的には2号墳と重なる。溝状遺構は、時期的には2号墳に伴う可能性はあるが、現段階の調査成果では墳丘に伴う溝とするに至らない。墳丘や地山整形を明確に示す土層の層位は確認できなかったことから2号墳の墳丘規模、形状とも不明である。

②石室

2号墳の横穴式石室は玄室の前壁まで削平され、北側の側壁に腰石が二つ残存するのみである。石の抜き取り痕や敷石の残存状況から復元できる石室の幅 1.9m、全長 2.1m以上となり、石室幅は船原古墳の玄室とほぼ同規模となる。石室の時期を決める要素は少ないが、腰石の大きさから船原古墳より古い傾向が見て取れる。

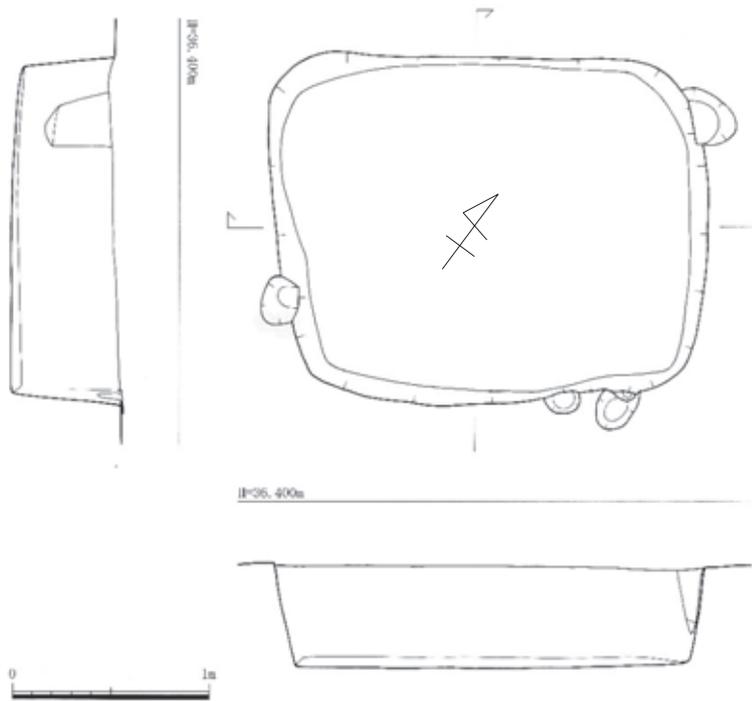


图 3-10 船原古墳 4 号土坑実測図

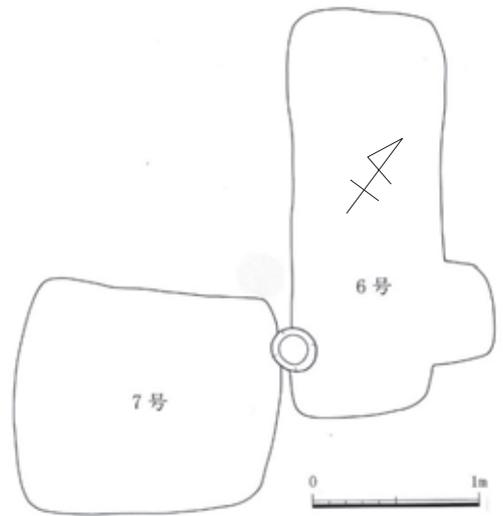


图 3-12 船原古墳 6 号・7 号
土坑実測図

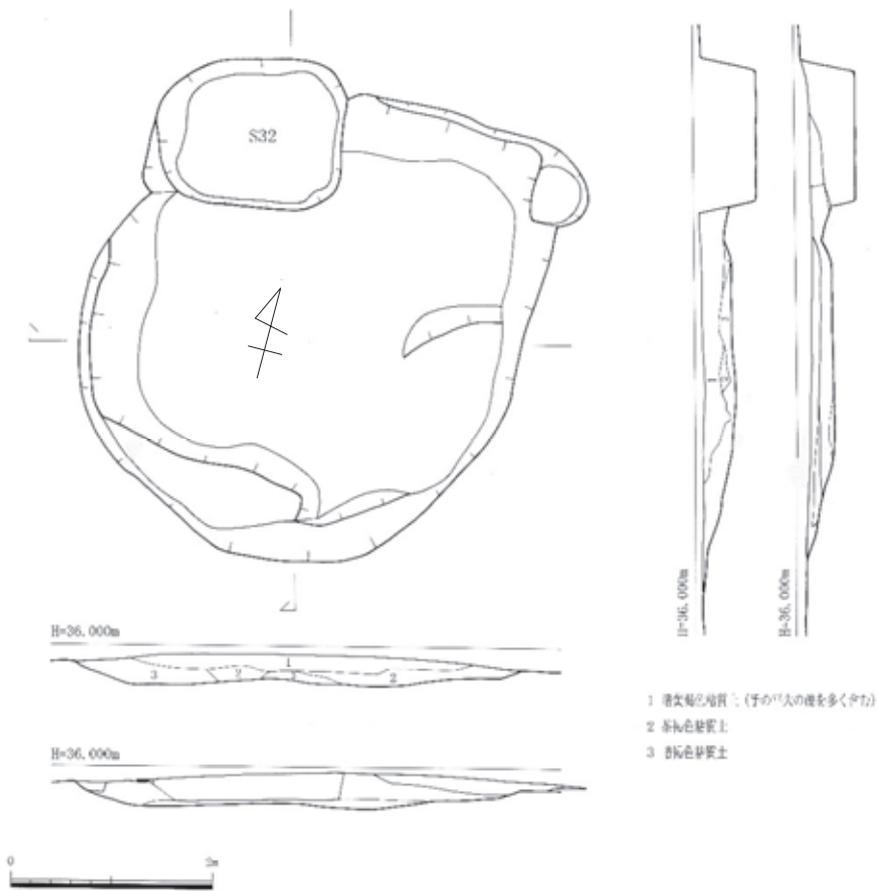


图 3-11 船原古墳 5 号土坑実測図

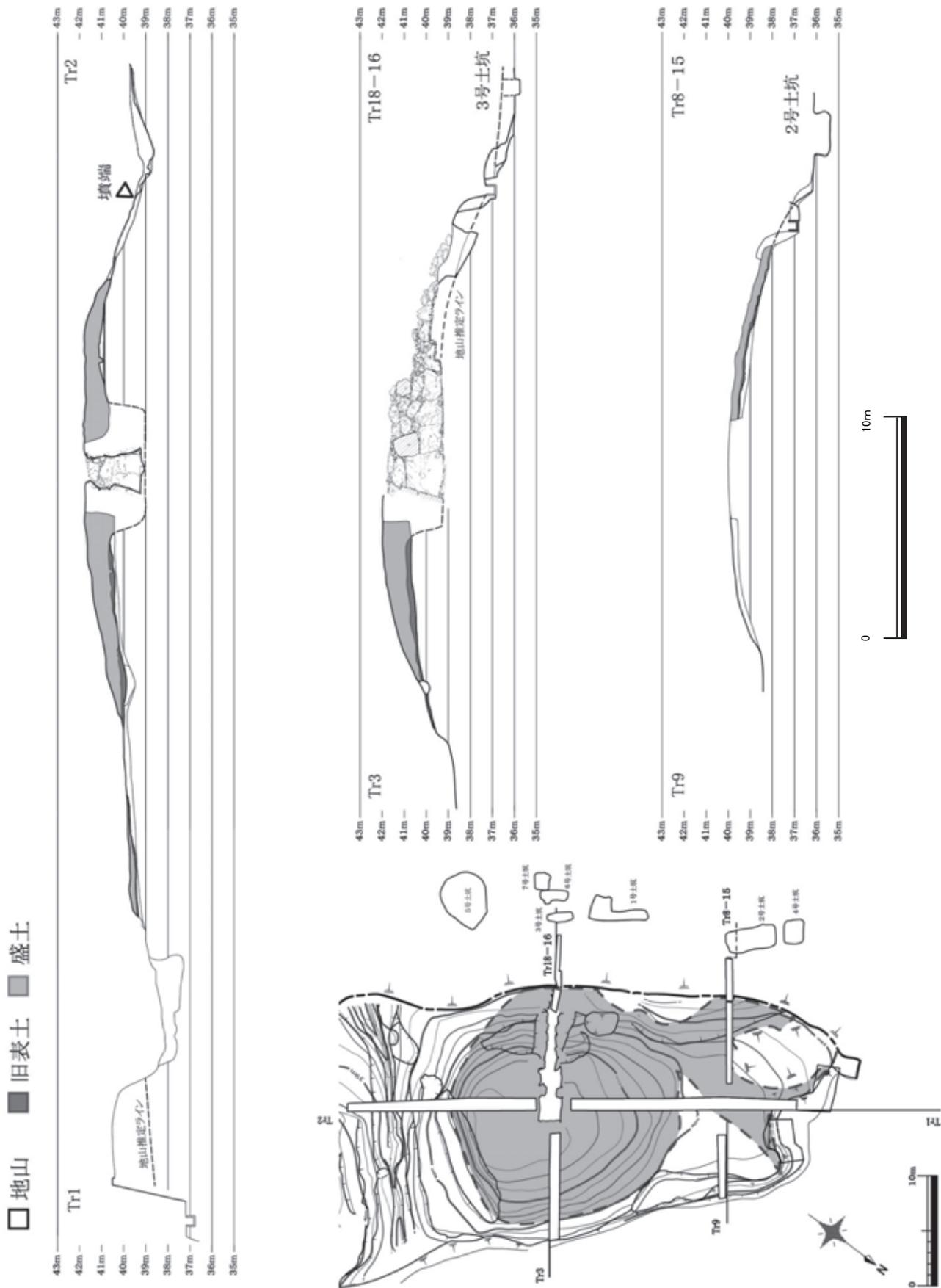


図 3-13 船原古墳墳丘及び土坑の断面図

(2) 遺物

1) 船原古墳

①墳丘・石室

墳丘からは、須恵器蓋坏、土師器高坏、装飾付（子持）須恵器片、土師器高坏脚裾部片、土師器壙、須恵器高坏、甕、須恵器甕、円筒状土師質土器、須恵器器台の脚部細片が出土している。

石室からは、銅地金貼耳環、銅地鍍金の用途不明品(管状・中空の卵形)4点が出土している。

②土坑

船原古墳西側の水田の発掘調査中に、古墳時代の多量の遺物が納められた土坑が発見された。特に目を引いたのは金色に輝く金銅（金を施した青銅）を用いた豪華な馬具類で、6世紀から7世紀初めのものである。その他数十本もの鉄鏃や馬具が出土した土坑も発見され、古墳群の中でも前方後円墳である船原古墳に関連するものと考えられている。

土坑の遺物の出土状態については3D（3次元）レーザー測量によって記録し、遺物は周囲の土ごと慎重に取り上げ、X線CTスキャナを用いた調査、3Dプリンターによる遺物復元模型の製作など最先端の科学的調査を行っている。

ア. 1号土坑（写真3-5～17）

分析が最も進んでいる1号土坑出土品については、現状判明しているだけで轡6セット、鍔3セット以上、鞍5セット、杏葉6種18点以上、雲珠4種13点以上、辻金具3種24点以上、馬鈴24点以上、蛇行状鉄器3点、馬冑1点、挂甲1領、木製漆塗飾弓を含む弓10～12張、鉄鏃170点以上、鉄鎌1点、鉄製U字形刃先1点、鉄斧2点など総数は500点を超えている。

金銅を用いた豪華な馬具類は、製作当時は黄金に輝いていたと考えられる。このような黄金の馬具は、騎乗者の権威を表すためのものであり、複数のセットがある豪華な馬具は、船原古墳の被葬者の地位や権威の高さを如実に物語っている。

イ. 2号土坑

土坑上層から、一括廃棄された状態の須恵器・土師器が大量に出土している。また、南東側の床面から、環状鏡板付轡4点を含む鉄器が紐状の有機質と共に出土している。

ウ. 3号土坑

床面から、鉄鏃3束を含む鉄器類、有機質、土師器が出土している。

エ. 4号土坑

2号土坑の出土土器と接合した須恵器が出土している。

オ. 5号土坑

須恵器・土師器・甕が出土しており、北西側くびれ部、溝東側、墳丘表採や2号土坑と接合するものが混在している。一括して出土した子持ちの小型壺、須恵器の蓋杯、土師器の高坏の土器群は、墳丘裾部の土器供献祭祀としてくびれ部に供献されたものであろう。

カ. 6号土坑

遺構の保護を優先して遺構面の検出に留めているため、遺物は確認されていない。

キ. 7号土坑

遺構の保護を優先して遺構面の検出に留めているため、遺物は確認されていない。

2) 船原2号墳

①墳丘・石室

トレンチからは須恵器、土師器、高坏脚部が、石室からは銅地鍍金の耳環が出土している。



写真 3-5 鞍(中央)と鐙(中央右上)の出土状況



写真 3-6 金銅製辻金具と轡の出土状況



写真 3-7 挂甲(左)と馬首(右)の出土状況



写真 3-8 蛇行状鉄器の出土状況



写真 3-9 馬首の出土状況



写真 3-10 馬首



写真 3-11 金銅製鳳凰文心葉形杏葉の出土状況



写真 3-12 金銅製鳳凰文心葉形杏葉のCTスキャン画像（九州歴史資料館提供）



写真 3-13 ガラス装飾付金銅製辻金具の出土時の状況



写真 3-14 ガラス装飾付金銅製辻金具デジタル復元画像



写真 3-15 金銅製歩揺付飾金具（雲珠）の出土時の状況

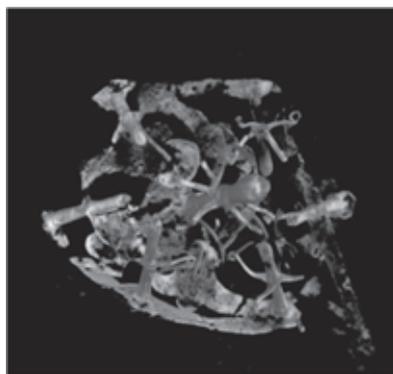


写真 3-16 金銅製歩揺付飾金具（雲珠）のCTスキャン画像（九州歴史資料館提供）



写真 3-17 金銅製歩揺付飾金具（雲珠）のデジタル復元画像（九州国立博物館提供）

第3節 周辺関連遺跡の概要

(1) 古賀市の古墳時代の遺跡 (文中の数字は次項の図 3-14 中の番号と対応)

古墳時代前期の遺跡は、古墳としては青柳川右岸の深町古墳^{ふかまち}で4世紀代の築造、集落としては青柳川右岸では太田町遺跡^{おたまち}(8)が4世紀前半代に位置付けられる。古墳時代中期には遺跡数が増加し特に古墳の増加が目立つ。5世紀前半代、大根川右岸では花見古墳群(3)が、青柳川右岸では川原庵山古墳群^{せげんだやま}、馬渡・東ヶ浦遺跡F地区の墳墓群^{うまわり そくがうら}(20)、青柳川左岸では永浦古墳群^{ながうら}(13)が出現し、5世紀後半代には大根川右岸で千鳥古墳群(2)、南原古墳群^{みなみばる}(25)が築造される。5世紀代の集落としては、大根川右岸では流遺跡^{ながれ}(5)が出現する。6世紀前半代には大根川右岸海岸部で花見古墳(4)や佐谷古墳^{さや}が、5世紀後半代から6世紀前半代、青柳川左岸では唐ヶ坪古墳群^{とうがつぼ}(11)・浦口古墳群^{うらぐち}(12)や三田浦古墳^{さんたうら}(14)が築造される。6世紀後半から末には青柳川左岸では楠浦・中里古墳群^{うら なかざと}(15)、瓜尾・梅ヶ内古墳群^{うりお うめがうち}(16)、青柳川右岸では原口A1号墳^{はらぐち}(24)や船原古墳(1)が成立する。大根川右岸地域では6世紀後半代の古墳は調査例に乏しく明確ではないが、ほぼ未調査ながら横穴式石室を主体とする小森古墳群^{こもり}(27)・中原古墳群^{なかはら}(29)、峠古墳群^{とうげ}(28)などが相当するものと考えられる。6世紀代の集落は市内各所で住居が確認されているが、集落の全体像を捉えることができない。7世紀代の古墳としては大根川左岸地域では古野古墳群^{ふるの}(30)、青柳川左岸地域では楠浦・中里古墳群^{ししづたぶち}(15)がある。鹿部田淵遺跡(10)では6世紀中頃～後半代の大型建物群が発見され、当時の公的施設の可能性が高い。

河川という地理的障壁で大根川右岸(北側)の地域、大根川左岸(西側)及び青柳川右岸(北側)の地域、青柳川左岸(北西側)にわけると各地域で継続的に古墳が営まれており、古賀市域全体で見ても、前期の深町古墳、中期の花見古墳群(2)及び永浦古墳群(13)、後期の船原古墳群(1)及び瓜尾・梅ヶ内古墳群(16)と、中核をなす古墳群によって、古賀市域の首長墓系譜がたどれるものとする。

(2) 周辺地域の古墳時代の遺跡

北部九州において地域首長墓として各地で築造された前方後円墳は、小地域の中で連綿と築造が続けられる。複数の首長墓系譜(図 3-15)が並存しながら消長を繰り返すが、6世紀後半の前方後円墳集成第10期に至り、前方後円墳の築造はほぼ終末を迎える。筑後のように、最後まで田主丸大塚古墳^{たぬしまるのおつか}(103m)のような大型前方後円墳が築造される地域、豊前のように比較的小型の前方後円墳から甲塚のような大型方墳に変わる地域など地域性はあろうが、前方後円墳を首長墓として採用し続けた各首長墓系譜において、10期後半でほぼ前方後円墳の築造が終末を迎えるのは共通していると思われる。

隣接地域である宗像地域をみると、新原奴山古墳群^{しんばるぬやま}では10期はじめの新原奴山30号墳、勝浦では9期末の桜京古墳^{さくらきょう}、須多田古墳群^{すただ}でも10期末の在自剣塚古墳^{あらいじつるぎづか}をもって前方後円墳の築造は終了し、後続するのは大型の円墳である宮地獄古墳^{みやじだけ}となる。また、同じく隣接地域の旧糟屋郡についてみると、宇美川流域^{うみがわ}においては9期の正籠3号墳^{しょうごもり}、粕屋地域では10期の鶴見塚古墳^{つるみづか}、真覚寺古墳^{しんかくじ}をもって前方後円墳の築造は終わる。

以上において、周辺地域の6世紀後半の前方後円墳から見た首長墓系譜を概観したが、これまで首長墓に前方後円墳が採用されていなかった古賀市域における、6世紀末の船原古墳の突然の出現は、北部九州の状況からみて極めて特異と思われる。

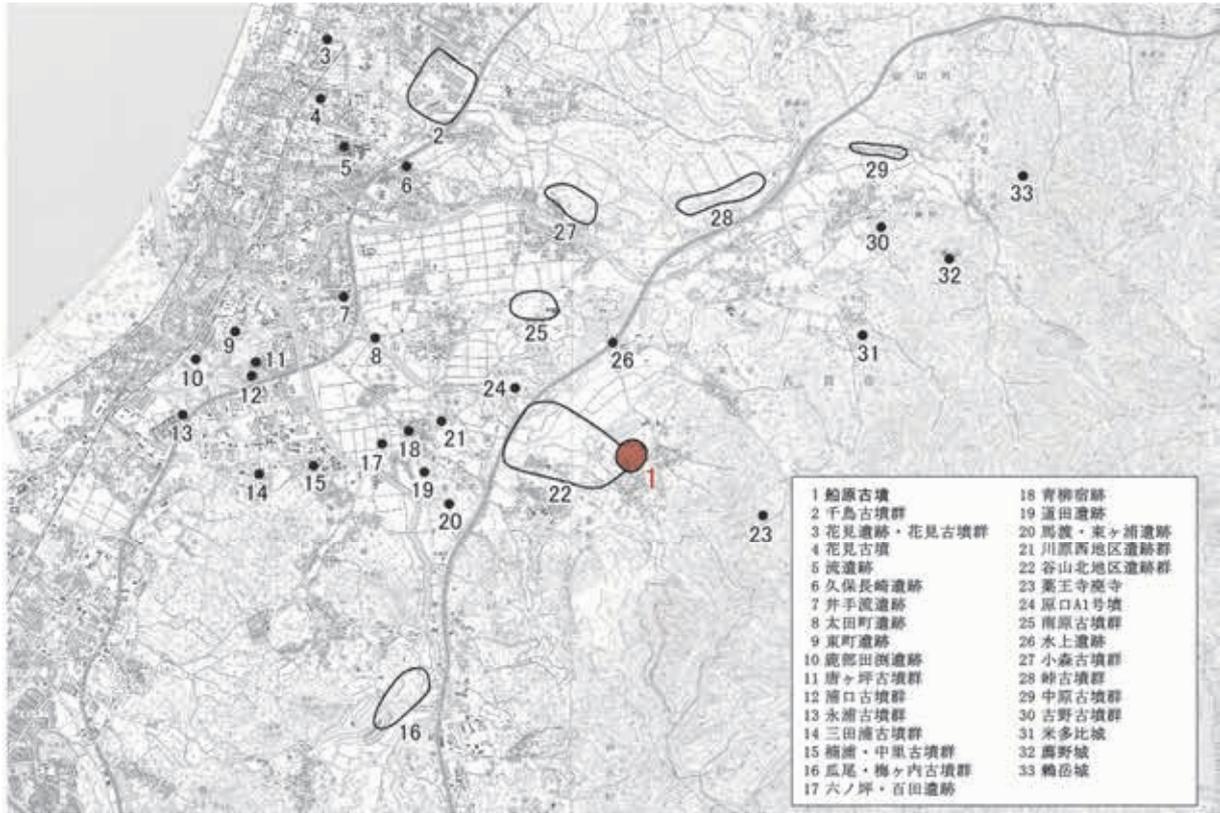


図 3-14 古賀市域の遺跡分布図

世紀	西暦	集成編年	宗像市		福津市			糟屋地域	
			釣川中流域	須多田	新原奴山	勝浦	北部	南部	
5世紀	5期	須恵器編年		● 井手ノ上 /26		● 奴山正圓 /32		● 神領 2号 /27	
	6期	TK73			○ 生家大塚 /73		○ 浦尻 3号 /45		
	7期	TK216			○ 新原奴山 1号 /50	● 勝浦峯ノ畑 /97	● 神領 1号 /22		
		TK208				● 勝浦井ノ浦 /70			
6世紀	8期	TK23	○ 須多田ニ夕塚 /34		○ 新原奴山 22号 /70	○ 上野 3号 /97			
		TK47	○ 須多田上ノ口 /43		○ 新原奴山 24号 /54		● 正龍 3号 /33		
	9期	MT15	○ 久原 II-3号 /45	○ 天降天神社 /80	○ 大石岡ノ谷 1号 /55	○ 新原奴山 12号 /43	○ 勝浦高原 11号 /41	○ 顕孝寺 /42	
		TK10	● スベットウ /38	○ 須多田ミソ塚 /60	○ 大石岡ノ谷 2号 /43	○ 新原奴山 30号 /54	○ 桜京 /41	○ 鶴見塚 /80?	
10期	MT85	● 相原 E-1号 /62	○ 須多田下ノ口 /82				○ 眞覚寺 /45?		
	TK43		○ 在自剣塚 /102						
7世紀		TK209					● 船原 /45		

黒塗りは時期を限定できるもの、灰色は時期が前後する可能性のあるもの、白抜きは時期決定の根拠の弱いもの。
古墳名の後の数字は墳裾を基準とした全長ないし直径。

重藤輝行 2008 「玄界灘沿岸地域の後期古墳」『第 11 回九州前方後円墳研究会佐賀大会 後期古墳の再検討』を基に作成

図 3-15 古賀市周辺の首長墓系譜

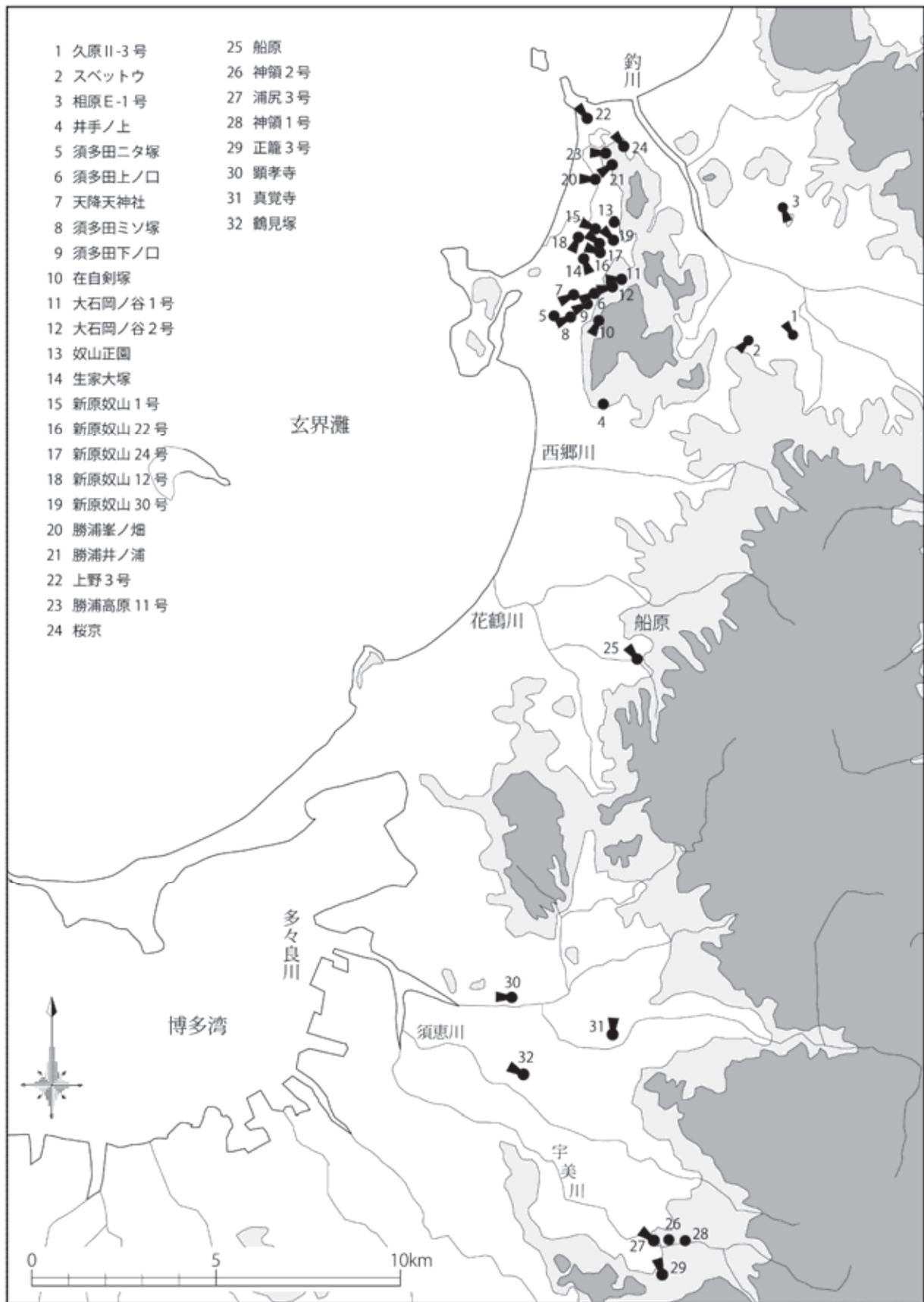


図3-16 5・6世紀の古賀市周辺の首長墓分布

第4章 史跡船原古墳の価値と構成要素

第1節 史跡船原古墳の価値

○考古学的価値 ～国内初の遺物埋納土坑～

本史跡では、総数 500 点を超える遺物が出土した 1 号土坑をはじめ、遺物を埋納した土坑群が古墳外で発見された。古墳の外に遺物を入れる施設を設けた例は同時期の日本列島では確認されていない。

この発見は、従来の認識よりも古墳に伴う儀礼を行った空間が広く、儀礼自体も複雑であったことを示すといえる。つまり、遺物埋納土坑群の発見はこれまでの古墳あるいはその調査の概念を変え、葬送儀礼の新たな側面の解明につながるという価値を有する。

○歴史学的価値 ～空白地帯に現れた前方後円墳～

船原古墳は、日本列島の大部分で前方後円墳の築造が終焉する時期に、それまで前方後円墳が確認されていなかった古賀市で初めて発見された前方後円墳である。

さらに古墳は上述の土坑を伴い、朝鮮半島との関係をうかがわせるものを含む質、量共に卓越した遺物が埋納されたことから、船原古墳が築造された時期にこの地が重要な地域となったことが想定される。つまり、本史跡は当該期の北部九州とヤマト王権との関係、対外交流の在り方を考える上で貴重である。

○古賀市としての価値 ～初の国指定文化財～

船原古墳は、前方後円墳築造の末期に造られ古賀市でこれまでに確認されている唯一の前方後円墳である。さらに、古墳外で初めて発見された遺物埋納土坑群と、奈良県斑鳩町いかるがちょうの遺跡になぞらえ「藤ノ木古墳級」ともいわれる遺物が併せて評価され、史跡に指定された。

国内で他に例のない多くの発見があったことに加え、古賀市にとって初の国指定文化財である本史跡は、市民の注目を集めており、ふるさとを象徴する文化財として市民の郷土愛の醸成に重要な役割を担い、まちづくりの核としての期待も大きい。

○科学技術的価値 ～新しい調査研究手法「船原方式」の確立～

本史跡では、土坑の 3 次元計測による遺物出土状況の記録化、このデータと取り上げた遺物の X 線 CT スキャンデータの合成による埋納状況の検討、CG を用いた遺物のデジタル復元等、新たな調査研究手法を確立させてきた。

調査によって得られたデジタルデータは、研究の原資料となるのはもちろん、複雑に重なり合って出土した遺物の様子や各遺物の形・構造等の立体情報を一般の方に分かりやすく提示する。このように「船原方式」とも言うべき新しい調査研究手法は他の遺跡の指針となるものであり、本遺跡を保存活用していく上でも価値が高い。

第2節 史跡船原古墳を構成する要素

本史跡は、内陸の田園地帯と犬鳴山系大目配の麓にあり、平野部と山間部の境に位置する。史跡内を構成する要素は、かつては水田などの農地と丘陵部（墳丘）で、その中間に田畑に水を引く水路が通っており、現在も周辺の田を潤している。中心となるものは墳丘と埋納土坑であるが、その周辺には様々な要素が存在し、史跡に存在するそれぞれの価値として保存を図らなければならない要素や、解説板など史跡の価値を補完する要素、農業用水路などの地域住民の生活に必要な要素があるため、それらを整理する（表4-1、図4-1）。

（1）史跡の価値を構成する諸要素

本史跡の価値は、古賀市で唯一確認されている前方後円墳（写真4-1～2）と共に見つかった埋納土坑（写真4-5～8）、隣接する船原2号墳（写真4-3～4）の墳丘が現存することにある。

（2）史跡の価値を補完する要素

史跡の価値を補完する要素としては、これまでの調査成果などを解説する解説板や、史跡としての指定標柱、埋納土坑の位置を示す遺構表示など、史跡の価値を伝えるものがある。

（3）その他の要素

指定地内には南東から北西にかけてコンクリート製の基幹用水路（写真4-11）が通されている。谷山川から取水して地域の水田に水を供給する主要な水路で、地元の谷山農区が管理している。

指定地内の北東から東側の宅地や道路との境界にコンクリート擁壁（写真4-12～14）がある。また、平成29年度の整備では、指定地外に駐車場やガードパイプを設置している。

表4-1 計画対象範囲内の構成要素

構成要素 区分	史跡の価値を構成する要素	史跡の価値を補完する要素	その他の要素
		遺構として地表、地下に埋没している要素	遺構を顕在化するもの、解説するもの
指定地内	船原古墳（墳丘・石室）、土坑、溝、天井石 船原2号墳（墳丘・石室）、遺物（古墳時代）	土坑群平面表示、説明板、標柱、境界標	基幹用水路、コンクリート擁壁、盛土
指定地外	船原古墳（推定前方部の墳丘）、未確認の遺物（古墳時代）	説明板	コンクリート擁壁、駐車場、側溝、ガードパイプ、盛土

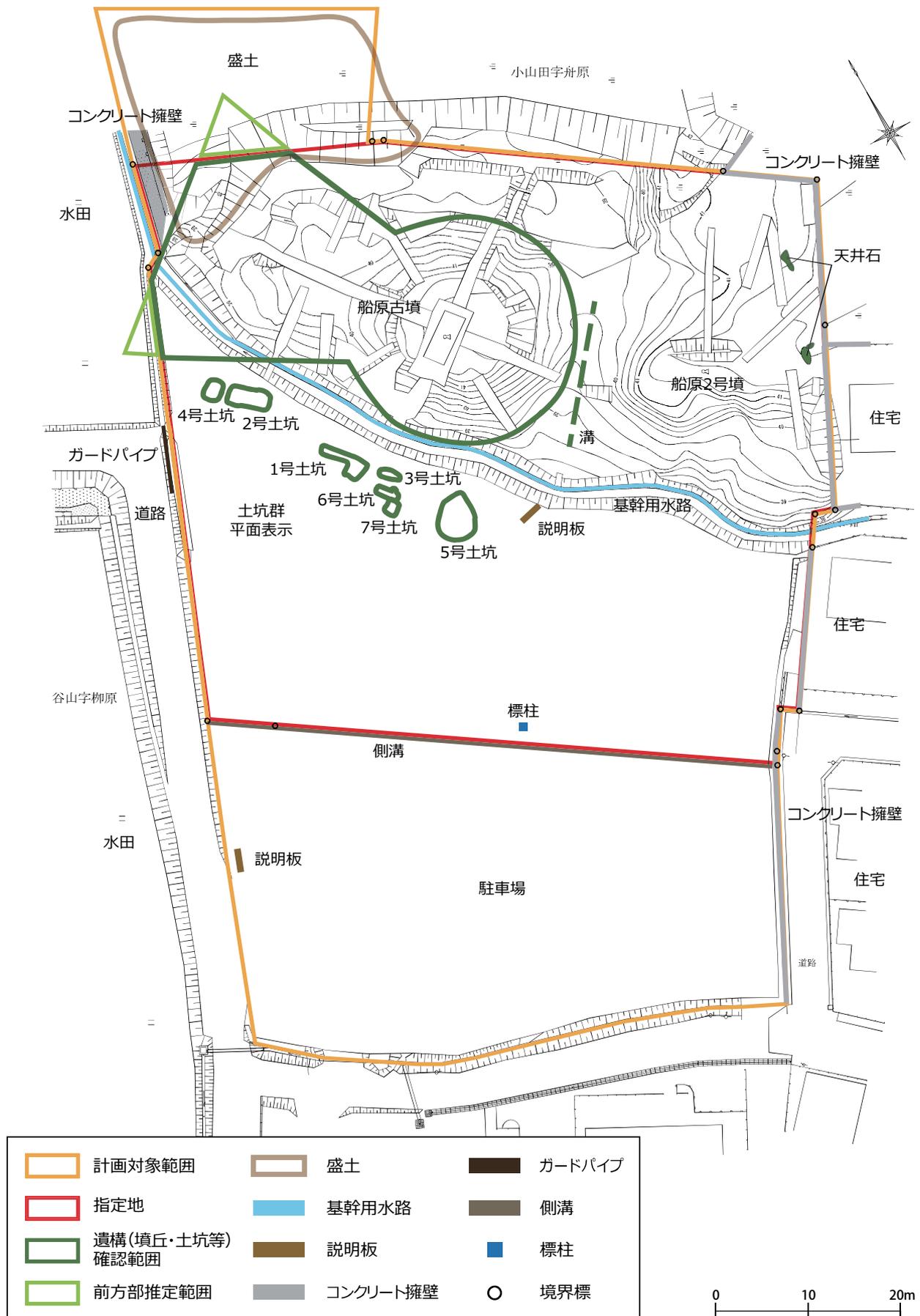


図 4-1 指定地及び周辺の構成要素図

(1) 史跡の価値を構成する要素



写真 4-1 船原古墳 墳丘 1



写真 4-2 船原古墳 墳丘 2



写真 4-3 船原 2 号墳 墳丘 1



写真 4-4 船原 2 号墳 墳丘 2



写真 4-5 埋納土坑



写真 4-6 史跡全景



写真 4-7 遺物 1



写真 4-8 遺物 2

(2) 史跡の価値を補完する要素



写真 4-9 標柱



写真 4-10 境界標

(3) その他の要素



写真 4-11 水路



写真 4-12 コンクリート擁壁 1



写真 4-13 コンクリート擁壁 2



写真 4-14 コンクリート擁壁 3



写真 4-15 コンクリート擁壁 4



写真 4-16 側溝

第5章 現状と課題

第1節 現状

(1) 指定地内の現状

1) 船原古墳

①墳丘・石室

- ・平成8年度の調査以前に重機による削平が行われたため、墳丘の一部が失われており、石室の天井石も動かされている。なお、石室天井石と推定される石材は、船原2号墳の東側に置かれている。
- ・調査後、石室は土のうを用いて入口を塞ぎ、石室上部には雨水が浸入しないようブルーシートを掛けて土のうで押さえている（写真5-1）。
- ・墳丘上のトレンチ調査を行った箇所は、真砂土を詰めた土のうを用いて埋め戻しているが、全体的に盛土等による保護は行っていない（写真5-2）。
- ・調査中には、雨天時、石室内への漏水が確認されていた。
- ・前方部推定範囲の一部が未調査である。

②土坑

- ・1、2号土坑は、調査後、不織布をかけ、真砂土を詰めた土のうで遺構検出面の上まで埋め戻し、さらに真砂土で盛土した。
- ・3号土坑は、調査後、真砂土を詰めた土のうで遺構検出面の上まで埋め戻し、さらに真砂土で盛土した。
- ・4、5号土坑は、調査後、真砂土で埋め戻している。
- ・遺構保存のため調査を遺構検出までに留めた6、7号土坑と2号土坑北半、未完掘の可能性のある4号土坑については、内部に遺物が残っている可能性がある。
- ・土坑群の上には、平成28年度に保護盛土を行い、平成29年度には遺構の平面表示を行った。

③溝

- ・真砂土を詰めた土のうで調査を行った箇所を埋め戻し、さらに遺構検出面の上まで真砂土により盛土している。



写真5-1 石室上部に架けたブルーシート



写真5-2 発掘調査後に仮埋戻した墳丘

2) 船原 2 号墳

- ・墳丘は後世の改変によりそのほとんどが失われており、墳形についても不明である。また、石室についても腰石が二つ存在するのみである。
- ・墳丘上のトレンチ調査を行った箇所は、真砂土を詰めた土のうで埋め戻しているが、全体的に盛土等による保護は行っていない。

3) その他

- ・指定地内でノウサギやマムシなどが目撃されている。また『古賀市自然環境調査報告書』（平成 16 年 3 月）によると、指定地周辺ではコウベモグラ、ヒミズ、タヌキが確認されている。
- ・墳丘と土坑の間に基幹用水路が通っている（写真 5-3）。



写真 5-3 史跡内を通る基幹用水路

4) 出土品

- ・出土品は、九州歴史資料館にてクリーニングを行っており、今後数年かけて保存処理までの工程を終える予定である。

(2) 指定地外の現状

- ・平成 29 年度の整備により、計画地内南側には史跡見学者用駐車場が設置された。
- ・計画地の西側には田畑が広がり、眺望が良い。
- ・計画地内北側は盛土により旧地形がわからなくなっている。
- ・計画地の北東、計画地から船原古墳の方を見たときに目に入る位置に鉄塔が建てられている。
- ・史跡の東側に隣接して宅地がある。
- ・市内に船原古墳までの誘導標識の設置を検討中であるが、現状では標識等はない。
- ・公共交通機関でのアクセスは、JR 古賀駅で下車した後、船原古墳最寄りの谷山バス停まで西鉄バスで移動する。バス乗車時間は 20 分、昼間の便数は 1 時間から 1 時間半に 1 本である（写真 5-4、図 5-1）。



写真 5-4 JR 古賀駅と谷山を結ぶ路線バス

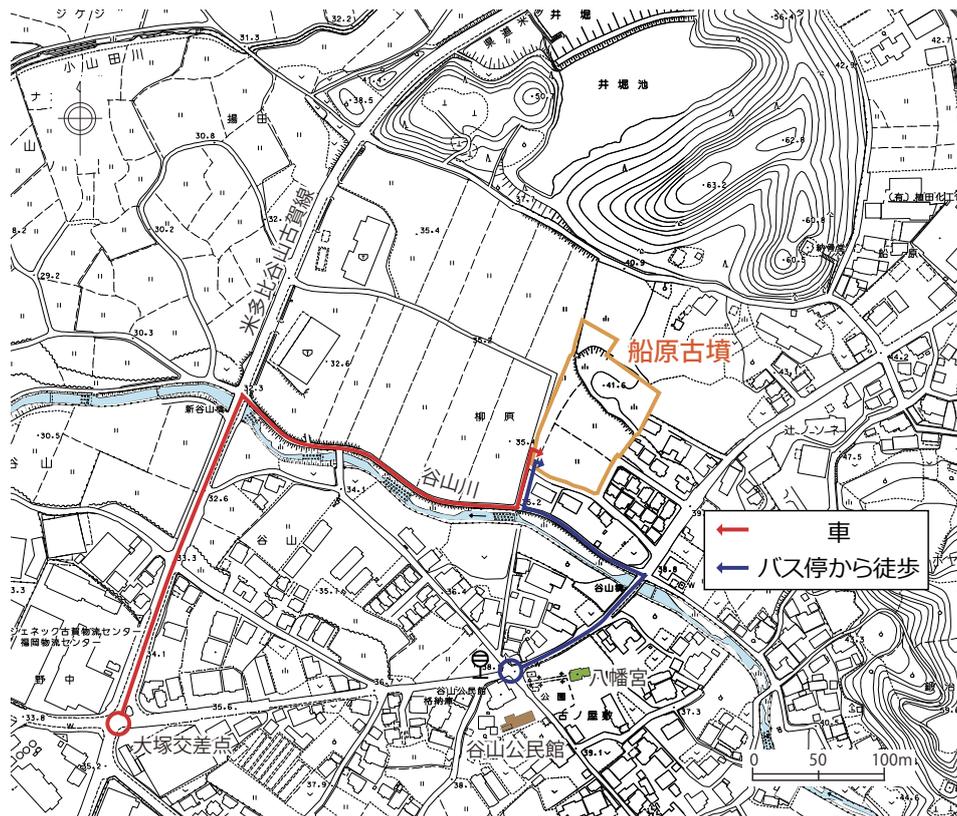


図 5-1 船原古墳へのアクセスルート図

(3) 活用に関する現状

これまでに、古賀市内を中心として、船原古墳関連の多様な活動が行われている。

1) リーバスプラザこが・古賀市立歴史資料館での普及活動

- ・パネル展「古賀市船原古墳遺物埋納坑調査の最前線」(平成 27～29 年度)
- ・船原古墳関連現地学習 (平成 28～29 年度)
- ・夏休み子ども歴史講座における船原古墳関連イベント (平成 28～29 年度)
- ・世紀の発見 船原古墳シンポジウム (平成 28 年 1 月)
- ・国史跡指定記念企画展「船原古墳展」(平成 28 年 11～12 月)
- ・子ども考古学部における船原古墳見学 (平成 29 年 12 月)

2) 社会教育・学校教育関係イベント

- ・そのウォーキングコースに船原古墳が組み込まれているウォーキングイベント事業「古賀を歩こう！」(平成 25～27 年度)
- ・船原古墳が位置する小野校区の古賀市立小野小学校において船原古墳関連展示が実施されている (平成 26～29 年度)
- ・世紀の発見 船原古墳シンポジウムと連動し、船原古墳の周辺にある古賀市立小野小学校、同青柳小学校、同古賀東中学校で船原古墳の講座を実施し、あわせて児童・生徒から船原古墳のキャッチコピーを募集するイベントを行った。

3) その他イベントにおける行政の活用

- ・古賀市で開催された第 132 回福岡県市長会研修会において、船原古墳の調査指導に携わっている委員を講師に迎え、船原古墳についての普及活動を行った。(平成 29 年 4 月)

- ・「恋こがれる街古賀展」（福岡県庁福岡よかもん広場）における船原古墳関連展示、隣接するカフェブースにおける前方後円墳型船原カレーの提供を行った。（平成 29 年 4～6 月）
- ・古賀市で開催された第 56 回福岡県馬術選手権大会において船原古墳関連展示を行った。（平成 29 年 11 月）

4) 市民等が主体となった活用

- ・NPO 法人古賀市文化協会が事務局運営を行った平成 28 年度福岡 I ブロック文化講演会では、講師を招いて船原古墳に関する講演が行われた。（平成 28 年 9 月）
- ・NPO 法人古賀市文化協会主催の「ちょっと贅沢サロンコンサート」事業の歴史探訪ツアーで船原古墳の見学が行われた。（平成 28 年 11 月）
- ・古賀市内の劇団による船原古墳を題材としたミュージカルが行われた。（平成 29 年 10 月）
- ・NPO 法人古賀市文化協会が事務局運営を行った平成 29 年度第 25 回ふくおか県民文化祭 2017 福岡 I ブロック芸術文化のつどいでは、ロビー展示で船原古墳の紹介のパネルが掲示され、市内の劇団による船原古墳を題材とした舞台演出が行われた。（平成 29 年 11 月）

第 2 節 課題

(1) 指定地内の課題

1) 船原古墳

- ・現状では、船原古墳の石室天井石や墳丘の一部が失われた状態であり、古墳を適切に保存するための措置を講じる必要がある。また、石室内の漏水の原因について調査し、墳丘に崩壊の可能性等がある場合は対策が必要である。
- ・前方部推定範囲の一部については、遺構の有無も含めて調査を行い、その結果を踏まえて保存等の措置を検討する必要がある。
- ・未完掘あるいは未調査の土坑等に遺物が残っていることが考えられ、遺物に影響を及ぼす恐れがある地下水位の変動等の地中環境を把握する必要がある。

2) 船原 2 号墳

- ・石室や墳丘の一部が失われた状態であり、古墳を適切に保存するための措置を講じる必要がある。墳丘に崩壊の可能性等がある場合は対策が必要である。

3) その他

- ・地下で営巣する動物が確認されていることから、遺構への影響がある場合は対策が必要である。
- ・史跡内にある基幹用水路の機能を保持し、史跡と周囲の農業環境との共存を図る必要がある。
- ・溝（遺構）に集まった雨水が基幹用水路側に流れ、水路がき損する恐れがあることから対策を講じる必要がある。

4) 出土品

- ・整理後の出土品の保管等を検討する必要がある。

(2) 指定地外の課題

- ・ 来訪者などによって、計画地に隣接する住宅地の住民へのプライバシー侵害等が懸念されるため、対策が必要である。
- ・ 幹線道路（県道米多比谷山古賀線）からの砂利敷の進入路（写真 5-6）は、特に農繁期に車両や農機具で利用する方が多い。そのため、自家用車やマイクロバスでの来訪が農作業に差し支えないように適切な経路から史跡に誘導する措置を検討する必要がある。



写真 5-6 砂利敷の進入路
（鉄塔の手前が指定地）

(3) 活用に関する課題

- ・ 船原古墳は元々前方部の高さが低いことに加え、削平により墳丘上部が失われていることから、来訪者が見たときに前方後円墳と分かりにくい。このため、船原古墳の形を伝える工夫をする必要がある。
- ・ 船原古墳は、石室天井石が動かされていることを考慮し、公開するかどうか、公開する場合は来訪者の安全を確保できる方法を検討する必要がある。
- ・ 状況に応じた出土品の活用方法を検討する必要がある。
- ・ 市内に史跡までの道の案内標識を設置し、来訪者が迷わずたどり着けるようにする必要がある。
- ・ これまで本史跡の情報発信の主な拠点は古賀市立歴史資料館であったが、さらなる発信のため、計画地に史跡の価値を伝えるガイダンス機能を充実させる必要がある。
- ・ 谷山区・小山田区をはじめ各地に出向いて講座等を行い、史跡に関する理解を深める必要がある。
- ・ これまでの史跡の情報発信の方法は、講座や展示等学術的な部分に比重をおいたものであったが、広く一般の人にもアピールするための手法を検討する必要がある。

第6章 基本理念

古賀市で初めて国の文化財となった本史跡は、国民的財産であると共に、ふるさとの象徴になっていくことが期待される。

第4章で述べた史跡の価値と構成要素は、古賀市の持つ地理的環境や過去の人々の活動の中から生まれたものであり、第4次古賀市総合振興計画の都市イメージである「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」を担う一つの要素となる。

文化財は地域や人とつながることで、そこに根ざし、人々に大切に守られる存在となり、地域の特色として活動や交流を生み、人々の“つながり”を育んでいる。

ここでは、本史跡を地域に根ざしたふるさとの象徴としていくことで“まちづくり”を実現するため、「船原古墳を介した様々な“つながり”を学び、築き、育む」ことを目指し、以下三つの基本理念を掲げる。

(1) 過去との“つながり”を学ぶ

前方後円墳の外にある土坑群と国際色豊かな出土品を有する船原古墳には、朝鮮半島も巻き込んだ日本列島規模の大きな歴史のうねりが隠されている。史跡を訪れ、この地域で起きた多くのストーリーを「歩き」「触れ」「探す」という追体験によって、本史跡から当時の政治、社会、文化を学ぶための環境を整える。

このため、調査研究を通じて価値と構成要素を明確にすることで、本史跡が体現する価値と地域の歴史を分かりやすく解説する。

(2) 現在における“つながり”を築く

本史跡と地域や市民とのつながりを築き、更には他地域との交流を築くため、様々な活用を展開させる。これにより、人が集い、新たな活動や交流が生まれ、地域の活性化や人と人との幅広いつながりが育まれることとなる。

また、人の集う活動や交流の場として本史跡を保存活用していくため、市民と共働した活動を促進することで価値の共有化を図る。

(3) 未来との“つながり”を育む

地域に根ざした包括的な保存活用を継続的に進めることで、地域と人々の活動や交流が定着するように努める。これにより、ふるさを象徴する文化財として広く認識されると共に、市民が地域の誇りとして守り未来へ継承させる思いを育む。

また、船原古墳の調査研究を通して確立された「船原方式」は、他の遺跡の調査研究方法の指針となるだけでなく、本史跡の保存活用においても有効な手法となるように展開していく。

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方針

船原古墳は市東部の田園地帯に位置している。指定地は公有地であるが、周辺は住宅地、道路のほか農地などの土地利用がなされており、史跡の保存管理には土地所有者、利用者、地域住民などとの協議・調整及び協力が不可欠となる。

また、指定地は船原古墳及び船原2号墳の墳丘と、土坑が確認された平坦部で構成され、指定地内に基幹用水路が通っていることから、今後史跡を活用していくことを踏まえつつ、営農環境を守るためにも基幹用水路の機能を維持しながら史跡を保存し管理する必要がある。

さらに、今後も指定地周辺の発掘調査結果次第では指定地の拡大（追加指定）も考えられ、周辺土地利用の動向等を把握する必要がある。

このような史跡の現状を踏まえ、保存管理の方針を以下のように設定する。

- 史跡の適切な保存管理を進めるために、計画対象範囲を区分する。
- 指定地周辺で船原古墳に関連する重要な遺構が確認された際には、追加指定、公有化を行う。
- 史跡を次世代に確実に継承するために、適切な保存管理の方法を明確にする。
- 指定地内での現状変更の基準、開発行為などへの対応基準について本計画の中で明確にし、現状変更行為、関連遺構の存在が想定される地区での開発行為等については、法令等に基づき適切に対応する。

第2節 計画対象範囲の区分

史跡の適切な保存管理を進めるために、第4章で提示した史跡の価値と構成要素、第3章第1節（3）で示した計画対象範囲の状況に基づいて計画対象範囲を区分し（図7-1）、その概要について述べる（表7-1）。

表7-1 計画対象範囲の区分

地区名	地区の概要
A地区（市有地） 指定地	船原古墳、土坑及び2号墳が存在する区域。南東から北西にかけて基幹用水路が通っている。
B地区（民有地） 指定地外	船原古墳の前方部があったと推定される区域。開発行為等が予定される場合は発掘調査を行い、その調査結果によっては史跡への追加指定を検討する。
C地区（市有地） 指定地外	駐車場整備を行った区域。将来的に、便益施設の整備等を検討する。

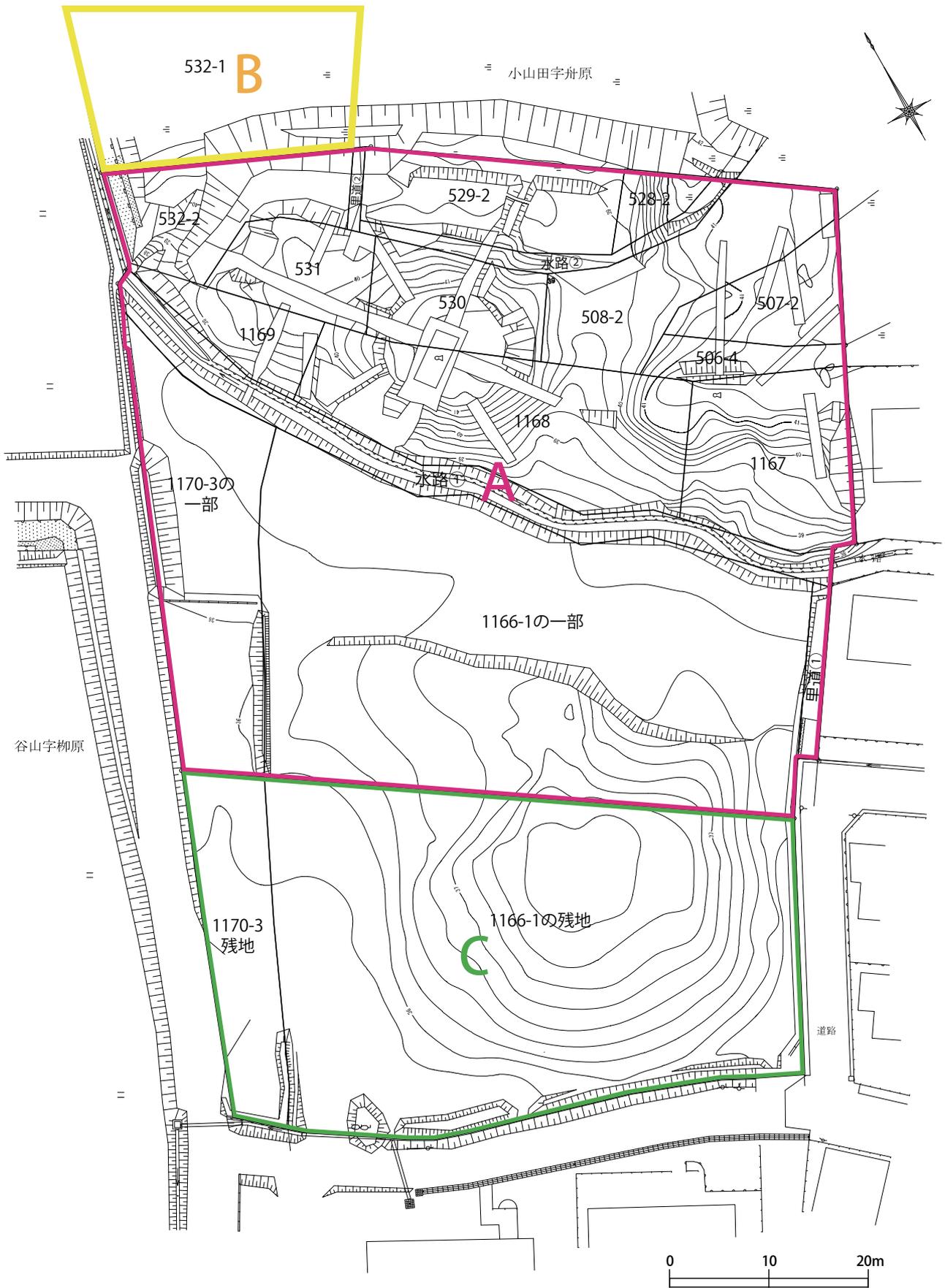


図 7-1 計画対象範囲の区分図

第3節 史跡の追加指定と公有地化

(1) 追加指定の方針

船原古墳は、平成8年度と平成24年度から平成27年度の調査によって前方後円墳である船原古墳とこれに付属する土坑群、船原2号墳が確認され、土坑から出土した馬具や武具などの貴重な遺物、古墳外に設けられた遺物埋納土坑など考古学的・歴史学的にも重要な遺構であることが評価され、平成28年度に史跡に指定された。

指定地外では、船原古墳の前方部の一部が計画対象範囲西側の圃場整備が行われた農地と計画対象範囲北側の一段高くなった農地にあったと推定されている。特に北側農地部分は発掘調査を行っていないことから、今後の発掘調査において船原古墳に関連する重要な遺構が確認された際に、追加指定についての検討を行う。

(2) 公有化の方針

指定地内は、墳丘部分を平成10年度に公有化し、水路から南側の土坑が確認された部分を含む計画対象範囲南西側も平成29年3月に公有化したことで、史跡指定地内は全て公有化が完了した。

船原古墳前方部推定地のうち発掘調査を行っていない北側農地については、必要に応じて発掘調査を行い、前方部の位置や規模などが確認された時点で史跡への追加指定を前提に土地所有者と調整を行う。

第4節 保存管理の方法

船原古墳を、次世代に確実に継承するために、根拠法令に基づいた適正な保存管理の方法を提示する(表7-2)。なお、根拠法令となる文化財保護法の条文については、参考資料として掲載する。

保存管理は通常管理と緊急時の対応に分けられ、それぞれの内容に応じて適切な方法で保存管理を行う。

通常管理とは、遺構のき損や遺物の盗難など史跡の価値が損なわれる状況を未然に防ぐためのものである。また、史跡を保護し快適な空間を維持するための管理とする。定期的な諸要素の点検・見回り、史跡標柱や案内板など保存施設の管理、定期的な除草、日常的な清掃などが挙げられる。

緊急時の対応とは、風水災害や震災など自然災害、管理施設の破壊や盗難などの人的災害が発生した後に行う臨時的な管理方法である。

なお、緊急時の対応は、突発的な事態に対する臨時的な措置であり、そうした事態を未然に防ぐ通常管理が基本的な保存管理となる。

第3節で分類したA地区については、古賀市文化財所管課が関連部局と連携して行うが、基幹用水路については、谷山農区と古賀市が協力して維持・管理を行い、補修等は古賀市が行う。

B地区については、地権者と連絡を取りながら、開発等の動向を把握すると共に、発掘調査への理解と協力を得るよう努力する。

C地区については、古賀市文化財所管課が主体となって管理する。

いずれの地区においても、将来的には日常的な管理等を地域と協力して行うことを目指す。

表 7-2 構成要素ごとの保存管理

	地区	構成要素	保存管理
史跡の価値を構成する要素	A地区	船原古墳（墳丘・石室）、土坑、溝、天井石	遺構を確実に保存するため、定期的に点検を行う。き損の恐れのあるものについては保存措置を講じる。
		船原2号墳（墳丘・石室）	遺構を確実に保存するため、定期的に点検を行う。き損の恐れのあるものについては保存措置を講じる。
	B地区	遺物（古墳時代）	埋蔵されている遺物はその保存環境について定期的に点検を行い、必要に応じて保存措置を講じる。
史跡の価値を補完する要素	A地区	船原古墳（推定前方部の墳丘）、未確認の遺物（古墳時代）	周知の埋蔵文化財包蔵地として、開発行為等が発生した際には、必要に応じて発掘調査を行う。発掘調査で遺構や遺物が発見された場合は、速やかに記録を取り、遺構においては保存処置を講じ、遺物については取り上げを行い、収蔵庫等で適切に保管する。
	C地区	土坑群平面表示、説明板、標柱、境界標	破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
その他の要素	A地区	案内板	破損や汚れなどがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
	B・C地区	基幹用水路、コンクリート擁壁、盛土、ガードパイプ	基幹用水路は機能の維持等について点検を行う。擁壁は亀裂等がないかを定期的に点検する。北東側の盛土については崩落やひび割れなどがないかを定期的に点検する。破損や異常が確認された場合は、必要に応じて維持補修を行う。
		コンクリート擁壁、駐車場、側溝、盛土	擁壁は亀裂等がないかを定期的に点検する。盛土は墳丘側に流れ込んでいないかを点検する。既存の工作物等は機能を維持するため定期的に点検する。破損や異常が確認された場合は、必要に応じて維持補修を行う。

(1) 通常管理

古賀市文化財所管課は本史跡の維持管理や諸要素が史跡に与える影響の把握を目的として、遺構の露出、石室への雨水流入や崩落、遺物の露出のほか、管理施設の破損の有無などを定期的に点検する。上記の異常などを地域住民や来訪者が確認した際は、古賀市文化財所管課に速やかな連絡を求める。点検項目については、次頁の表（表 7-3）にまとめる。

定期点検等において破損や異常が確認され、保存のための適切な措置を講じる必要がある場合には、福岡県文化財所管課に報告し協議を行う。古賀市文化財所管課は必要に応じき損届等の事務処理を速やかに行い、復旧が必要な場合は復旧届、終了後に完了報告の提出を行う。維持補修にあたっては、必要に応じて古賀市関連部局と連携を図り実施する。なお、不法投棄、違法駐車、蜂やヘビなどの有害動物については、古賀市関連部局と連携し、谷山・小山田区と協議して対処する。

日常的な管理は、清掃や定期的な除草などの人力で行える軽微な植生管理である。

指定地内で新たな遺構や遺物などの発見があった際は、古賀市文化財所管課が速やかに記録をとり、遺構においては保存処置を講じ、遺物については取り上げを行う。

(2) 緊急時の対応

台風襲来などが予想される場合は、事前に指定地内の状況を確認する。通常管理で把握している崩落の可能性がある箇所等については、ブルーシート等での養生やき損を最小限に抑えるための対策をとる。

強風や大雨及び揺れが強かった地震後は状況確認を行い、被害を確認した場合は、被害状況を市教育委員会から福岡県文化財所管課を通じて文化庁に報告し、緊急的な対策方法や、災害復旧等の方法について協議を行う。その後、遺構の破壊等が確認された場合にはき損届など必要な行政事務を迅速に行う。

来訪者の安全が確保できない危険箇所等が確認された場合は、一般者の立ち入りを制限するなどの措置を取る。また、崩落等をしていないものの、それらの危険性が高まった場所についても、立入禁止区域を設け危険箇所に立ち入らないようにする。危険箇所や立入禁止区域については地元の谷山・小山田区にも報告と説明を行い、安全対策や史跡保護への協力をお願いする。

表 7-3 通常管理点検項目

地区区分	分類	管理項目	確認点	回数
A地区	遺構	船原古墳（墳丘・石室）	崩落・内部溜水・割れ	1回/1か月
		船原2号墳（墳丘・石室）		
		土坑	掘削・地面の割れ	
		遺物（未調査分）	露出・破損	
		溝	崩落・割れ	
		天井石	破損・割れ	
	工作物等 （史跡整備）	遺構表示	破損・汚れ	1回/2か月
		説明板	破損・汚れ	
		標柱	破損・傾き	1回/年
		境界標	破損・傾き	
工作物等 （史跡整備以外）	擁壁	亀裂・剥がれ	1回/年	
草地	草刈り	定期的な草刈り	2回/年	
	基幹用水路	基幹用水路	亀裂・漏水	2回/年 古賀市関連部局等と 協力して行う
B地区	工作物等 （史跡整備以外）	擁壁	亀裂・剥がれ	1回/年
		盛土	崩落・地割れ	
	草地	草刈り	定期的な草刈り	2回/年
C地区	工作物等 （史跡整備）	側溝	亀裂・漏水	1回/2か月
		駐車場	水溜・轍	
		案内板	破損・汚れ	
	工作物等 （史跡整備以外）	擁壁	亀裂・剥がれ	

第5節 現状変更の取扱基準等

文化財保護法第125条の規定では、指定地内においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得なければならないとあるが、現状変更等のうちで軽微なもの（表7-4）については、文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、古賀市が許可にかかる事務を行う。なお、表7-5に該当する項目がない事例が生じた際は、福岡県文化財所管課と協議を行う。

史跡に関連する遺構の存在が想定される地区（B地区）については、文化財保護法第93条、94条の規定により取り扱い、開発等への対応については表7-6のとおり行う。

現状変更等の基本的な考え方

- ①遺構、遺物の保存に影響を及ぼすものは認めない。
- ②軽微なものを除き、史跡景観を阻害するものは認めない。

表7-4 古賀市が処理する事務（文化財保護法施行令第5条第4項）

イ	小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ	天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ	天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル	天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

表 7-5 指定地内における現状変更等の取扱基準

A 地区	現況	指定地。指定地内南西側と土坑群の一部は未調査。市有地。	
	取扱方針	原則として、現状変更行為は行わない。 ただし、発掘調査や史跡整備などに伴う行為については、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲とする。	
	現状 変更 行為	発掘調査	調査研究、保存整備に関わる発掘調査については、基本的に遺構の保存を前提とし、やむを得ず掘削する場合は必要最小限に留める。
		保存整備	古賀市教育委員会が調査の成果を踏まえて実施する遺構の保存、復元、修復などの整備については、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲とする。
		建築物 (東屋など)	史跡の保存、活用、その他防災などのために必要な場合に限り、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲とする。
		工作物 (史跡の管理に必要な標識・説明板・囲い柵、ベンチなど)	史跡の保存、活用、その他防災などのために必要な場合に限り、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲とする。
		土木構築物 (見学路・管路、水路、擁壁など)	史跡の保存、活用、その他防災などのために不可欠で、地区外で代替できないものについては、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲とする。基幹用水路の改修等については、遺構の保存に影響のない範囲とする。
		地形変更 (遺構以外)	現状維持を原則とする。 ただし、史跡の保存、活用、その他防災などのために必要な場合に限り、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲とする。
		植栽	整備計画に準ずるもの、防災等のために必要なもの、景観に資するものについては、遺構の保存に影響を与えない範囲とする。
		災害復旧	災害の拡大防止、復旧のために必要な場合に限り、遺構や史跡景観の保存に影響を与えない範囲とする。
その他	上記の開発行為等にあてはまらない事項については、古賀市教育委員会で協議の上、可否について決定する。		

表 7-6 史跡に関連する遺構の存在が想定される地区における開発等への対応基準

B 地区	現況	前方部の一部が残っている可能性がある区域。周知の埋蔵文化財包蔵地であるが、未調査のため遺構の有無は不明。盛土により本来の地表から嵩上げされている。農業振興地域、準都市計画区域であり、開発は抑制されている。民有地。
	取扱方針	開発行為等の計画が立案された場合には、遺構や史跡景観の保存に影響を与えることがないように協力を求める。また、開発行為等によって土木工事が発生する場合には、文化財保護法第 93 条、94 条に基づく届出により遺構に対する影響について協議し、その後の措置について指示する。発掘調査により史跡に関連する遺構が発見された場合は、保存への協力を強く求めると共に、追加指定と公有化を検討する。
	発掘調査	遺構の有無の確認と遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。
	その他	上記の開発行為等にあてはまらない事項については、古賀市教育委員会で協議の上、可否について決定する。

第8章 活用

第1節 活用の方針

本史跡をふるさとの象徴とし、市民が地域の誇りとして守り、未来へ継承していくため、史跡の価値と地域の歴史を理解するための継続的な活用の充実を図る。

本史跡の価値を市民が共有することで、史跡が地域や人となつがり、市民活動の原動力となって地域が活性化されていくことを目指す。

その上で、国内外の関連する研究機関や遺跡等との連携を深めることで史跡の価値を高め、さらには、関連機関等と相互に連動した公開・活用を推進していく。

第2節 活用の方法

(1) 学びの場の提供

1) 学校教育との連携

地域の将来を担う子どもたちへの教育を通して、本史跡を地域の宝として将来につなぐ思いを育むため、小中学校等との連携を図る。また、現地学習の際はもちろんのこと、子どもたちが古賀市立歴史資料館で実施する子ども考古学部への参加や資料館見学などを行う際、本史跡の紹介を行うことで、地域に宝が存在するという誇りや意識の喚起を促していく。

2) 生涯学習との連携

市民等を対象とした古賀市まちづくり出前講座事業や古賀市立歴史資料館で実施する自然史・歴史講座事業において、本史跡を題材とした講演や現地学習を行い、子どもから大人まで本史跡について学ぶ機会を設けるなど、本史跡を利用した生涯学習活動を推進することで、市民活動の活性化を図る。さらには、それぞれの取組が、多様な主体が参加した自発的な活動に発展する環境を整える。

市内に点在する文化財や古賀市立歴史資料館と相互連携を図ることで、本史跡の価値や地域の歴史への理解をより深めるための公開・活用を展開する。

(2) 地域愛着の醸成と地域活性化

市民にとって身近で親しみのある史跡とするための取組を推進すると共に、地域における活動の場として活用することにより、本史跡と地域への愛着の醸成と地域活動を推進する人材の育成を図る。さらには、市民活動としての保存と活用へつなげる。

本史跡と関連する機関等や遺跡とのネットワークを構築することで、相互に史跡の利用促進と地域活性化を図る。

市内の公共施設や観光拠点エリア及び企業など地域と連携することで、古賀市全体の観光振興や地域振興に寄与する。

(3) 調査・研究成果の蓄積と発信

史跡の価値を高めるための調査研究を推進していく。これを通して史跡の価値を明確にすると共に、発掘調査成果については現地説明会を通じて、研究成果については、古賀市立歴史資料館における船原古墳の概要説明や出土品、復元品等の常設展示や、出土品調査の最新情報の

パネル展示を通じて市民に発信する。また、古賀市立図書館等の社会教育施設と連携し、調査・研究成果の発信に努める。以上の実施に際しては「船原方式」による手法等を活用し、情報発信の充実を図る。

関連する研究機関や各種団体等との連携を通して本史跡の価値を発信していく取組を行う。



写真 8-1 世紀の発見船原古墳
シンポジウムの様子



写真 8-2 国史跡指定記念企画展「船原古墳展」
における馬冑の展示



写真 8-3 夏休み子ども歴史講座
における活動の様子



写真 8-4 子ども考古学部における
史跡見学の様子

第9章 整備

第1節 整備の方針

本史跡への来訪者に対応するため、平成29年度に駐車場や史跡の管理に必要な標柱や説明板等の整備を行ったところである（写真9-1、9-2、9-3）。今後は、本史跡の価値とそれを構成する要素を確実に保存しながら、的確に伝えることができる学びの場としていく。また、本史跡を通じて様々な人々が集い活動できる環境を提供する。

一方、指定地内には基幹用水路が通るなど農地との関わりがあり、計画対象範囲外には住宅地が隣接するため、周辺環境と史跡景観の調和に配慮する必要がある。

具体的な整備内容等は、今後策定する史跡船原古墳整備基本計画において検討を行い、それに則った整備を進める。

これらの実施に際しては、学識経験者の助言を得ながら地元行政区や地域住民との合意形成を踏まえて進める。また、必要に応じ古賀市関連部局と連携を図る。

第2節 整備の方法

（1）保存のための整備

船原古墳の価値とそれを構成する要素を保存するため、遺構の露出やき損が確認されるものは保存措置等を講じ、被災の可能性のある箇所に対しては補強を検討するなど、遺構の保護に努める。第5章第2節で提示した遺跡の保存に関する課題については、整備において十分に検討を行い、対策を講じる。

遺物が存在すると思われる地下遺構の状態を把握することが必要となった場合には、地下水位等のモニタリングを行うなど、方法も併せて検討する。

（2）活用のための整備

本史跡の価値を正確に伝え、来訪者への利便性を向上させるために、以下の項目について調査検討を行う。

①遺構・遺物の分かりやすい表現

古墳や土坑など遺構の形状・構造・配置、出土した多種多様な遺物について、復元的な立体表示も含めた可視化など来訪者が視覚的にも理解できる分かりやすい表現を行う。

②ガイダンス機能の充実

本史跡の価値を総合的に解説するガイダンス機能の充実を図り、分かりやすい解説に努める。また、標識や解説等については、多言語表記に努め、これまでの「船原方式」による調査で得られた3次元情報を使ったICTを活用する。

③便益管理施設等の設置

来訪者に使い易い快適な環境を提供するため、便益管理施設等の設置についても検討を行う。

④船原古墳までのアクセス

船原古墳へのアクセスの向上を検討すると共に周辺文化財及び関連施設との連携を促進するため、誘導サインの充実を図る。

(3) 周辺環境への配慮

史跡地内にある基幹用水路は周辺の営農環境に必要なものであるため、整備においては船原古墳の価値を損なわないように配慮しながら、従来の機能を維持した改修を行う。

第3節 整備のための発掘調査

史跡整備に伴い遺構面の深さや範囲を確認する必要がある場合は発掘調査を行う。調査成果は整備内容に反映させると共に適切な遺構の保存を図る。



写真 9-1 史跡の現在の状況 (平成 30 年 3 月初旬撮影)



写真 9-2 計画対象範囲の現在の状況
(平成 30 年 3 月初旬撮影)



写真 9-3 土坑群平面表示設置個所
(平成 30 年 3 月初旬撮影)

第10章 運営体制

第1節 運営体制の方針

本史跡の運営にあたっては、古賀市が管理団体としてその運営を主体的に行う。また、文化庁、福岡県や各種団体等との役割分担を明確にし、一元的な運営の仕組み、体制の構築を図る。

保存管理については、文化庁、福岡県の協力を受けて古賀市が主体となって行う。番地、地目、または地積に異動があったときの届出、現状変更等の行政事務等、通常管理や緊急時の対応は、古賀市が行う。清掃や定期的な除草などの日常的な管理は、地域住民の協力を求めることで継続的な共働体制の構築を図る。

活用に当たっては、本史跡をふるさとの象徴としていくためにも市民の積極的な参加を促すことで、古賀市と市民、各種団体等が共働して行う環境を整える。また、古賀市の観光振興や地域振興を促進するため、市内の公共施設、観光拠点エリア並びに企業など地域との連携を図る。

整備に際しては、文化庁と福岡県の財政的・技術的支援を受けて、地域と連携しながら古賀市が主体となって進める。

以上述べた本史跡の保存活用に関する取組を確実に推進していくために、古賀市文化財所管課が中心となって古賀市関連部局との連携・調整を行い、恒久的な運営体制を構築する。さらには、市外の関連機関等との連携も視野に入れた運営体制の構築を図る。

第11章 保存活用のスケジュール

第1節 保存活用のスケジュール

船原古墳の保存活用のスケジュール（表 11-1）においては、保存管理、活用と整備に分けて検討する。また、整備工事完了までの期間を短期、それより後の期間を長期とする。

（1）保存管理

日常的には第7章第4節で示した通常管理を行いながら、遺構の保存管理を行う。また、長期では整備で設置した施設等の管理がこれに加わる。

計画地北側の前方部が推定される農地（B地区）で開発等が行われる際には、第7章の表7-6に則して対応し、発掘調査によって遺構が確認された場合は追加指定を検討し、公有化を図るものとする。

（2）活用

平成29年度に行った整備により、将来的な整備工事着工までの間は短期においても史跡地における活用が可能である。整備工事中には、状況に応じた活用を展開し、整備後には史跡地で行う活用を再開する。

史跡地外において行う活用については、古賀市立歴史資料館を拠点に継続的に実施すると共に、市民等と連携し多彩な活用が行われるよう図る。特に、今後も調査研究は継続して進めるため、新たな成果をその都度盛り込んだ活用を行う。

（3）整備

整備については、史跡船原古墳整備基本計画を策定した上で、基本設計及び実施設計に従って進めていく。整備の計画や設計の段階で必要が生じた場合は、適切な手続きを経て発掘調査を行う。

第2節 保存活用計画の見直し

今後の各事業の進捗や周辺環境の変化、社会情勢などを踏まえ、古賀市は必要に応じて史跡船原古墳保存活用計画の見直しを行う。

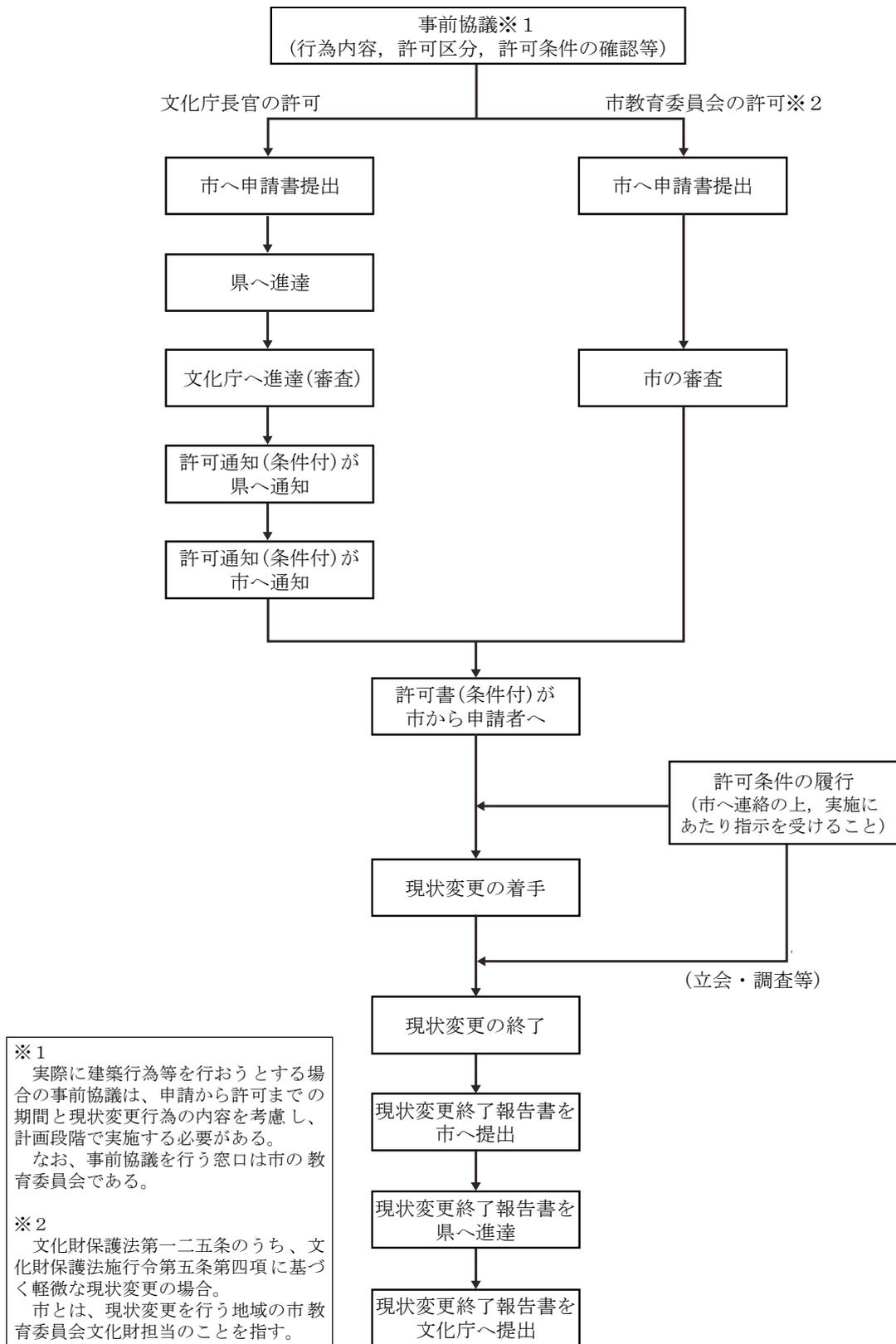
古賀市は、各取組の推進を図り、必要な段階で進捗状況の評価を行う。評価を行った後、進捗や成果の評価が低いものについては、問題点の分析と改善を行い、必要に応じて、計画の見直しに反映させる。見直しにあたっては、有識者等で構成する委員会等に意見を求める。

表 11-1 事業スケジュール

	短期（整備工事完了まで）	長期
保存管理		
通常管理		
日常管理		
史跡追加指定 ・公有地化	(調査成果から必要と認められる場合)	
活用		
史跡地内 での活用 (整備に伴う 活用)		
史跡地外 での活用		
船原古墳の 調査研究		
整備		
整備基本計画		
基本設計		
実施設計		
整備工事		
整備に伴う 発掘調査		
保存活用計画の 見直し		(必要に応じて見直しを行う)

〈参考資料〉

資料1 文化財保護法による現状変更等に関する手続きの流れ



※1
実際に建築行為等を行おうとする場合の事前協議は、申請から許可までの期間と現状変更行為の内容を考慮し、計画段階で実施する必要がある。
なお、事前協議を行う窓口は市の教育委員会である。

※2
文化財保護法第一二五条のうち、文化財保護法施行令第五条第四項に基づく軽微な現状変更の場合。
市とは、現状変更を行う地域の市教育委員会文化財担当のことを指す。

現状変更手続きのフロー図

資料2 文化財保護法、文化財保護法施行令（抜粋）

文化財保護法

(昭和二十五年五月三〇日法律第二百十四号)
最終改正：平成二十六年六月一三日法律第九六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

- 第九七条** 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めらるべき旨の通知をすることができる。
 - 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
 - 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
 - 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

- 第九八条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
 - 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

- 第九九条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
 - 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(指定)

- 第一〇九条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
 - 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
 - 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
 - 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
 - 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第一一〇条** 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第一一一条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
 - 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(管理団体による管理及び復旧)

第一一三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保有のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一一五条 第十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第一二五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保有に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第一二六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第一二七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第一二八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保有のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第一二九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保有のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(登録記念物)

第一三二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第一三三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第二百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不相当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不相当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第二百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令

（昭和五十年政令第二百六十七号）

最終改正：平成二十九年六月十四日政令第五十六号

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。））及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。））及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
 - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
 - 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
 - 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるもの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ニ 法第一百五十一条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
 - ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
 - 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
 - 5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
 - 6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
 - 7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
- （出品された重要文化財等の管理）**
- 第六条** 文化庁長官は、法第八十五条第一項の規定により、法第四十八条（法八十五条において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。
- 2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- （事務の区分）**
- 第七条** 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第十八条、第二十條及び第七十二條第五項で準用する法第三十三條の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第十五條第二項（法第二十條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七條第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七條第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七條第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百五條第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四條第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五條第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地番、う、を表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(標識)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第十五条第一項（法第二十号及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日
- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十五条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成一二年四月二八日
文部大臣裁定

I 共通事項

- (一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。)第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 令第五条第四項第一号ト関係

- (一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (四) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
 - ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

- (一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

九 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

資料3 船原古墳保存活用計画策定委員会規則

平成29年3月30日
教育委員会規則第4号

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により史跡に指定された船原古墳(以下「船原古墳」という。)の保存及びその活用に関する計画を策定するため、船原古墳保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、船原古墳の歴史的価値を勘案して、次に掲げる事項についての計画の策定に関し必要な検討を行い、教育委員会に提言する。

- (1) 船原古墳の保存及びその活用の方針に関すること。
- (2) 船原古墳の保存及びその活用の方法に関すること。
- (3) その他船原古墳の保存及びその活用に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、文化財又は船原古墳に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 会議に出席した委員には、予算の定める範囲において謝礼を支給するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部文化課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

国史跡船原古墳保存活用計画

平成 30 (2018) 年 3 月

発行 古賀市

〒811-3192 福岡県古賀市駅東 1 丁目 1 番 1 号

協力 株式会社修復技術システム

〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町 5 番 10 号

